

平成24年第7回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成24年12月11日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月11日午前9時0分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 総 合 政 策 課 長 総 務 財 政 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 経 済 建 設 課 長 監 理 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 財 政 課 主 幹 総 務 財 政 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 清 掃 セ ン タ ー 所 長 健 康 保 険 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 経 済 建 設 課 主 幹	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 岡 田 仁 大 浦 孝 夫 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 水 谷 隆 英 塚 本 敏 孝 植 田 充 彦 上 田 武 司 今 村 雅 勇 島 野 千 洋 西 谷 英 輝 川 西 貴 通 中 村 九 啓 森 田 弘 行 山 口 繁 雄 末 永 潤 子 北 川 貴 史 山 崎 孔 史

	教育委員会総務課主幹	松 村 嘉 容
	上下水道課主幹	岡 田 有 弘
本会議に職務のため出席した者の職指名	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴
	主 幹	田 中 裕 美
	書 記	田 中 政 子
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 2 4 年 第 7 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	3 番	奥田 幸男	1 椿井交差点と椿井王寺線の進捗状況について 2 近鉄竜田川駅と周辺の整備について	
2	1 2 番	馬本 隆夫	1 老朽化した清掃センター焼却炉について 2 総合健診事業助成制度の充実を 3 平群駅前広場を公共交通拠点としては	
3	1 1 番	繁田 智子	1 災害に強い町づくりを 2 国民健康保険特会の基金活用について 3 コミバス実証運行の改善点について	
4	1 番	井戸 太郎	1 小中学校の上靴を変えよう 2 未成年の薬物に関する町の方針は 3 コーナンはいつからオープンするのか	
5	7 番	高幣 幸生	1 北部地域のコミバス路線の再検討について 2 役場組織の部長制とピラミッド化について 3 学校再編の事務等のスケジュールについて	
6	5 番	植田いずみ	1 学校図書館の充実について 2 公共交通の充実について	
7	6 番	山口 昌亮	1 上水道料金の値下げを 2 県内消防の広域化について	
8	4 番	森田 勝	1 町有施設の徹底した維持管理の推進について 2 町外居住職員の町内転入促進について	
9	2 番	戎井 政弘	1 町職員の給与カットについて	
1 0	1 0 番	下中 一郎	1 かまどベンチの設置を 2 防災行政無線でNHKニュースを	

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏名	質問要旨	頁
11	8番	窪 和子	1 幼保一体化による、子育て支援の充実について 2 避難所となる学校施設の防災機能の整備について	

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出をされておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号3番、奥田君の質問を許可いたします。奥田君。

○3 番

それでは、2点について一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、国道168号線並びに県道樺井王寺線の進捗についてでございます。橋梁については、先日、設計・施工について報告を受けているが、予定どおり進んでおりますか。国道168号線は毎年通行車両が増加しているが、交通渋滞が増加している。樺井交差点付近の改良工事は、今後どのように解消をされる予定ですか。また、県道樺井王寺線はところどころで建物が取り壊されておりますが、どのような予定で施工されてゆくのか説明をお願いします。

2番目に、近鉄竜田川駅と周辺の整備についてでございます。近鉄竜田川駅の乗降は東側のみになっており、西側住宅へは相当な遠回りをしなければなりません。この現状から見て、歩道橋または地下道併設の地下駅か橋上駅を設置して一体化し、利便を図ることによって、当地区発展に寄与してはどうか。間もなく無人駅になろうとしている折ではございますが、国、県及び近鉄側に交渉していただいて、また、近鉄竜田川駅前には広場が全くなく、初めて利用される乗客は駅への案内標識もなく、その上、道路が狭隘であって、竜田川駅を見逃してしまうほどわかりにくい竜田川駅です。財政緊迫の折とは思いますが、前記とあわせて、国、県の補助対象のメニューに入れていただき、竜田川駅前の整備計画を立てていただきたく御検討をお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、1点目の樺井交差点と県道樺井王寺線の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。樺井交差点の改良並びに樺井橋のかけかえの進捗状況につきましては、ことしの3月議会で議員から同様の質問をいただいております。一定答弁をいたしております。その後の進捗もあわせてお答えをいたします。樺井交差点は、現在、警察関係や地元、隣接者など、関係者と協議を重ねており、今月中には地元の説明会を開催をし、年度内の工事の着手に向けて準備中であります。内容としましては、橋梁の下部構の築造から着手をします。竣工後、橋梁の上部構のけたの架設の予定となっております。あわせて交差点の処理も実施をし、既設の道路から切りかえをし、供用開始の運びとなるという予定になっております。本事業につきましては、予定どおり進捗できますように、町としましても全面的に協力してまいりたいと考えております。

続きまして、県道樺井王寺線の関係でございます。用地買収の状況につきましては、3月議会で、平群町で土地1件、家屋3件、三郷町でも土地、家屋それぞれ2件の契約締結を終えた旨の報告をいたしておるところでございます。ことしの11月の末の状況でございます。累計で、家屋調査で22件着手をされております。そのうち平群町域で6件、三郷町域で8件の契約締結が完了をしております。今後でございますが、一定区間のまとまった用地が確保できた区間から先行して部分的な改良を実施をしていただくことによりまして、安全対策につなげていただくということで、県の方に要請をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

奥田君。

○3番

順調に進んでいるようにお聞きしましたので、今後も引き続き、町と県とタイアップして前へ進んでいただくようお願いいたします。これで第1番目の質問を終わります。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、2点目の竜田川駅と周辺整備についての御質問にお答えをいたします。現在の竜田川駅の駅舎は、線路より東側に位置をしております。西側からの多くの利用者は、町道から階段を利用して、踏切を横断して、駅舎を利用

されているというのが現状でございます。議員から東西の自由通路の建設を御提案をいただいているところでございます。竜田川駅の状況は、平成22年11月の乗降客は2,213人と、平成17年の2,600人と比較して大幅に減少をしているのが実態であります。さらに、今月から無人駅となることが決定をしております。このようなことで、鉄道事業者の協力を得るのも非常に厳しいという状況が予測をされます。このようなことで、費用対効果も含めて、竜田川駅の東西の自由通路の建設につきましては、現時点では困難であるというふうに考えておりますので御理解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目、駅前広場の整備について御質問でございます。平群町内の4駅の中で、平群の駅前が整備をされると、唯一竜田川駅前の広場の整備が課題となってきます。これは非常に重要な課題であると認識をしているところでございます。竜田川駅の東側の町道竜田川駅前線は、認定幅員3.9メートルでございます。午前7時から9時までは南行きへの一方通行の時間規制ともなっております。通学路にも指定されており、改良の必要性は高いと認識をしております。一方で、沿道には民家や店舗、マンションなどが立地をしているのも現状であります。本路線につきましては、駅前広場の整備を視野に入れた全線改良を検討するとなれば、多額の費用負担も発生し、さらには地域の方々の合意形成も課題となってきます。このような状況ではありますが、現在、竜田川駅周辺の安全対策や利便性向上に向けまして、駅の東側を部分的に整備をする計画を立案中であります。町全体の事業の優先順位を精査する中で、まずは補助メニューを活用し、安全対策の観点から施工可能な区域から段階的に整備をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長

奥田君。

○3番

もう一つ、案内標識のほうもちょっと一つお願いします。

それで、橋上駅か地下駅を設置することによりまして、現在の竜田川第1号踏切が不要となるような様相でございます。もししていただくなら、近鉄の踏切拡幅の条件であります統廃合に当てはまり、竜田川第2号踏切、プリズム通りや勢野北口第3号踏切、春日丘住宅通りの踏切は、対面通行は狭く、拡幅する必要があると思います。近鉄もそれなら、踏切を廃止することによって近鉄も相談に乗ってくれると思いますので、今後そういうことも視野に入れて、どのようにお考えか、よろしくお願いたします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

再質問にお答えをいたします。

まず、案内標識でございますが、これにつきましては議員御指摘のとおりかというふうに思います。できるだけ利用者の利便性の向上に向けてですね、現地も確認させていただく中で、必要に応じて整備をしていきたいというふうに考えております。

あとですね、踏切の統廃合の御質問でございます。確かに御指摘いただいておりますように、竜田川の駅のちょうど北側、竜田川1号踏切ですね。これは歩行者が利用されている幅員1.8メートルの踏切でございます。基本的に、通達の中では、要するにその踏切の拡幅改良につきましては既存踏切の統廃合を条件にするという、このような通達が出ておるということでございまして、いまだにこれは生きておるところでございます。ただ、近鉄のスタンスとしては、基本的には踏切については指針に基づいて廃止をしていくというのがスタンスであると。したがって、要するにその既存踏切を拡幅するとなれば、その費用負担については原因者負担で、まずはそれが最低条件であるという、そんなことも言われております。

それと、その指針の中で、議員御指摘いただいております勢野北口ですね、勢野北口の第3号踏切、それと竜田川2号踏切でございます。ちなみに勢野北口3号踏切は6メートルでございます。竜田川の2号踏切は4.5メートル。ただ、これもその前後の歩道との幅員差が極端に生じているという、そういったことがございます。要するに、その前後に歩道がついておって、踏切が極端に狭いという場合については、一定この指針の中で対応できるであろうというふうに想定するんですけども、残念ながら、竜田川の3号踏切についても踏切幅員そのものが6メートルで、あと前後の道路についてもおおむね6メートルに近い幅員であるということで、ちょっとこれについては、現在通学路にも指定をされております。そんなこともありまして、通学路の全体的な安全点検の中でも、南小学校のPTAのほうから危険箇所であるという指摘もいただいております。それを受けてですね、行政、あるいは教育委員会、警察、そんなところも含めて、会議をもっているところでございます。もしですね、段階的にでも、通学路の安全対策というところも踏まえて、近鉄とも協議をしていく中で、そういった安全対策が可能であれば進めていくような形で協議に入っていけたらなというふうに思っております。

○議長

奥田君。

○ 3 番

竜田川 2 号踏切の、先ほどプリズムの通りですが、P T A やとか、いろいろ骨折りしていただいているちゅうことで、それで 1 日も早く交通安全に寄与していただきたいと思います。そして、勢野北口 3 号踏切については、やはりやっぱり春日丘住宅から下ってくるところに急に踏切が、著しく道路と踏切との幅員差があります。それで、やはり交通量は少ないでしょうが、今後の課題としていただくようお願いします。

○ 議 長

どうします。

○ 3 番

一つ。

○ 議 長

もう一つ、はい。経済建設課長。

○ 経済建設課長

ただいま御指摘いただきましたことも踏まえまして、竜田川駅周辺につきましの安全対策ということで、取り組んでまいりたいというふうに考えますので、御理解いただきますようお願いします。

○ 議 長

奥田君。

○ 3 番

大変前向きな回答をいただいたと僕は判断しておりますので、今後ともよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、奥田君の一般質問をこれで終わります。

説明員が入れかわります。

発言番号 2 番、議席番号 1 2 番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○ 1 2 番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

第 1 点目、老朽化した清掃センター焼却炉についてでございます。国は、廃棄物の 3 R、発生抑制、再使用、再商品化を推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理、リサイクル施設の整備をし、循環型社会の形成を図るよう強く求められております。近年、物質的に恵まれ、日本は大量生産、大量消費、大量廃棄の社会において、自然環境

の破壊、地球温暖化等、地球環境に対する負荷を軽減し、限りある資源を有効に活用しながら、持続可能な社会形成をしていくために、最適な循環型社会の形成を推進する補助金に変わって、循環型社会形成推進交付制度が創設をされております。

地方自治体は廃棄物の収集、処理、処分の責務が課せられております。ごみ処理基本計画の策定が義務づけられており、本町では、本計画の期間は平成24年度から平成33年度を目標年度として、5年前に見直し、処理計画を作成されております。本町では、家庭系、事業系のごみ量は、過去5年間の平均約6,700トンで、前年度は約6,400トンと減少傾向にあります。そのうち清掃センターで焼却される可燃物は実に5,754トン、約90%であります。清掃センターは平成4年に稼働し、焼却炉は約20年が経過をしております。延命対策として、過去5年間は2億3,483万2,000円の修繕費が支払われております。耐久年数は25年から30年と言われている焼却施設をどのように延命していくのか、つくったものは必ず壊れ、焼却炉がいつ修理不可能となるような事態が発生する時期が来ていると私は思います。

本町の焼却炉は、朝に火を入れ、夕方に火を落とす、8時間稼働管理をしているため、特に老朽化した焼却炉にとって非常に壊れやすく、耐久性の短縮と悪条件が重なっている現状であります。焼却炉の基本は24時間稼働することが効果的な運営ができます。平群町の一般廃棄物処理基本計画では、施設の延命、建てかえ、広域連合体など、近隣市町村との連帯も視野に入れ、検討しなければならない課題となっております。建てかえの交付対象市町村は人口5万人以上、または面積が400キロ平方メートル以上の計画対象地域を構成する場合に限るとなっております。本町は対象外であります。現在、平群町の焼却処理能力は2基で35トンが設置されております。新設する場合、標準単価は1トン当たり約5,000万円と言われております。現状のものを建設すれば、17億5,000万及び旧の施設の撤去費用が加算される費用が必要となります。そこで、焼却炉が操業停止となる非常事態が発生した場合、行政としては、住民に対して大変な混乱を巻き起こすこととなります。平群町の一般廃棄物処理計画では、ごみ処理施設について検討しなければならない課題と明記されていますが、私は早急な最重要課題と認識をしております。次の点についてお聞きいたします。

一つ、焼却炉はあとどのぐらい延命することを考えておられますか。二番目、建てかえの財源対応はどのように考えておられますか。三点目、広域連合体など、近隣市町村との連帯とは、どこの市町村か。以上、よろしくお願いをいたします。

2点目でございます。総合健診事業助成制度の充実を。国では、平成20年4月から、生活習慣病を予防する目的で、40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした特定健診、特定保健指導が保険制度化されました。本町では、平成23年度の受診率が37.5%と、県内ではトップクラスであります。また、市町村においては、県内の平成24年度人間ドック利用制度助成制度化の市町村は7市10町1村で現在実施されております。本町では、平成5年9月に平群町国民健康保険の被保険者に対して、総合健診の受診費の一部を助成し、被保険者の疾病の早期発見及び生活習慣病予防等、健康の保持増進を図ることを目的に、平群町国民健康保険総合健診事業助成要綱が創設され、当初は人間ドックに対して一部の助成がされました。その後、脳ドック、がんドックと区分が拡大され、国保加入者にとっては大変喜ばれているところであります。

総合健診事業助成の過去3年間の利用状況は、平成21年度では214件、助成額は438万1,215円であります。平成22年度は250件、助成額は537万9,450円、平成23年度は264件で、助成額は531万6,430円と受診件数は年々増加をしております。今後も増加すると私は思われます。現在の助成範囲は、1会計年度でいずれかのコースの1回限りとなっております。また、3コースのうち1コースしか1年に利用することができません。また、助成額も日帰りコースは2万円を限度、1泊以上の場合は3万円を限度となっております。対象年齢は40歳以上であること、そして、特定健診を受診していないこと等の条件が課せられております。

総合健診事業助成制度を利用することによって、自覚症状の有無に関係なく、定期的に病院に行き、身体の精密検査を受け、普段気がつきにくい疾病や臓器の異常や健康度の健康診断を受けることにより、早期発見、早期治療ができ、国保加入者約6,000人で一層の健康保持増進を図り、医療費の抑制ができます。平成23年度国民健康保険特別会計の基金残高は1億5,029円で、財政的にも活用できると私は思います。なお、他の社会保険では総合健診事業が助成化をされております。そこで、本町の総合健診事業助成制度についてお聞きします。1点目、対象年齢の拡大を、2点目、助成額の増額、3点目、1会計年度においてコースの複合利用。以上、3点についてお聞きいたします。

続きまして、第3番目でございます。平群駅前広場を公共交通拠点としては。平群町では、財政が非常に厳しい状況においても、平群駅周辺の駅前広場もなく、狭隘な道路状況であり、通勤通学の送迎、防災上からも危険な状態で、また、市街としても、道路状況は国道は6メートル、その他が2メートルから4メートルであり、土地利用が十分図れない状況下にあり、当該地域は平群町の

平群の顔として機能が果たされていないので、まちづくりを進める起爆剤になるよう、土地区画整備事業法に基づき、平成18年12月に土地区画整備組合及び奈良県の事業認可を受け、平成29年度完成に向け、10年、20年後の将来のまちづくりを目指し、事業が行われているところであります。現在工事中の駅前広場は約3,400平方メートルで、平成27年度完成予定となっております。そのうち、25年度3月末には約2,200平方メートルの暫定的な駅前広場ができ、一時的に利用する予定となっております。駅前広場は、路線バス、コミュニティバス、近鉄生駒線、タクシー等、公共交通の乗り継ぎが行え、利用者にとって利便性の向上となります。

そこで、現在のコミバス拠点は東山駅前と、本年9月3日より道の駅、平日のみであります。2カ所となっております。公共交通事業費の50%を交付していただいている現在、社会資本整備総合交付金の対応期間が平成23年度から26年度まで、残された2年間の間に、各地区に放射線状に伸びた公共交通線網を中心とした機能を平群駅前平群広場をハブ広場として位置づけ、平成27年度完成までにコミバスのダイヤ改正、ルート変更、停留所等、早急に検討すべきであると思っておりますが、いかがお考えですか。

以上、3点について明確な御答弁を一つよろしくお願いを申し上げます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、老朽化した清掃センター焼却炉についての御質問にお答えいたします。

1点目の、平群町清掃センターの炉はあとどのくらい延命すると考えているのかとのことですが、議員御指摘のとおり、一般的には耐久年数は25年から30年と言われていたところであり、当町の清掃センターにおきましては平成4年に稼働し20年が経過している状況から見ますと、あと5年から10年が目安と考えております。

2点目の、建てかえの財源対応はとのことですが、議員が御指摘のとおり、平群町は国費の交付対象の要件に当てはまりません。よって、平群町単独での建設となると、町単独で対応することとなります。

また、3点目の、市町村連帯はどこの市町村かとの御質問でございますが、平成21年から昨年におきまして、奈良県が主導となって、平群町も含む県内関係市町村が集まって安定的な一般廃棄物処理の継続作業部会が持たれ、広域化の方向性の検討もされてきましたが、具体的な枠組みができるころまでは至りませんでした。現状で連帯できる市町村をお示しできるころはございま

せん。近隣市町村のごみ焼却施設の現状ですが、隣の生駒市は平成3年に設置され、郡内の三郷町は平成2年、安堵町は平成3年に設置され、斑鳩町においては昭和57年に設置され30年経過し、今年度からは炉を休止されています。このように、県内には本町と同じく待ったなしの状況の市町村が多いところです。平群町といたしましては、さまざまな手法を検討する中で、可能性のある近隣市町村との連帯も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

まず1点目、あと5年か10年延命はできるでしょうというお話の御答弁ですけれども、そこで課長、お聞きいたします。8時間稼働の延命のお考えで5年から10年おっしゃっておられるのか。いやいや、うちの24時間稼働の焼却炉の稼働の5年10年を指しておられるのか、そこら辺は再度御答弁をお願いしたいと思います。

そして、2番目について、交付対象外、もちろん私が調べた結果もそうでございます。町単独で焼却炉を新設されようと思うておられるかどうかは、その点はまた別で聞きますけれども、けれども、この間タウンミーティングのほうで書いてますと、更新するという文言が入っております。新しくやり直すと。果たしてその財源、厳しい財源対応はどのようにお考えされておりますか。町単で財源確保できるんかどうかいということも一つお聞きしたい。

3番目は、いま可能な限り連帯をもっていろんな市町村の模索をしていこうというふうに御答弁をいただきましたけれども、なぜ私、それ、あえて言いますと、この平群町一般廃棄物処理基本計画書がございます。ここで主な課題と方向性と書いてます。その中でその他の課題ということで記載されてるわけがございます。このような大きな問題を、私にとっては最重要課題というふうに私は認識してるわけですが、その点、改めてその認識度をお聞きしたいということと、いま、いろんな可能な限りいろんなこと模索すると云々というお話をされましたが、ということは、いま現在はそのような努力は一切されてないんかしてるんか、その点もお聞きしたいと思います。というのは、特にごみといいますのは90%が可燃物、平群町のね。大変なことになると思います。そこで、特に先ほど言いましたけど、行政の責任というのは収集、処理、処分でございます。この処理が大変な状態になればね、議会でいろんな議論をやっているときではないように思います。人間のつくったものは必ず壊れます。僕にしたら、何が言いたいのか、そのようなのん気な御答弁でいいのかなあとい

うふうに私は感じて、前からこれ感じているわけでございますのやけど、これについて今回一般質問取り上げたわけでございます。よって、1、2、3について再度御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まず、1点目の炉の形態からの御質問だと思います。8時間運転の炉と連続した炉の運転の違いからその延命度はどうかということでございますが、炉を立ち上げる、また炉を落とすという頻度によって、運転する炉の負担が異なるということで、当然連続で炉の負担が少ないほうが延命率は高いというふうに言われているところでございます。したがって、本町の場合は8時間炉でございますので、連続炉に比べれば少々延命には劣るところがあるとは考えるところでございます。

それから、2点目の財源の確保というところでお尋ねをいただきました。先ほど申しましたように、町単独で炉を新設するとなれば、交付金対象にはなるような状況ではございません、いま現在はそのような状況でございます、町単独となれば財政負担が大変でございます、大きな負担となるということで認識をしているところでございます。

続きまして、この清掃センターの問題につきましてどのように認識をしているのかというところでございます。おっしゃっていただいておりますように、ごみ処理は行政の責務でございます。住民の皆さんに御迷惑のかからないようにというのは当然のことでございます。いま、現実を見ますと20年を経過した私も平群町の清掃センターでございます。十分その責任を感じて、重点課題として取り組んでいかなければならない、そのように認識をしています。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、先ほど、第1点目、短命、5年10年、それは24時間稼働なのかという認識で5年10年という一般的な御答弁をいただいとるというふうに私は認識しております。よって、平群町は8時間稼働やから、それだけはお持ちませんよと、もっと延命効果は短くなりますよということを御答弁していただいたというふうに私は感じましたんやが、あえてもう一度、その確認だけお願いします。

2点目、要するに交付金は一切ないよと、そのかわり町の負担という認識し

ておりますと。そやからどういうことを認識、それでどういう御認識を持っておられるかをお聞きしているわけでございまして、それは皆さん、ここにおいでになる方も負担は大変やなということを経験は、皆さん御存じやと思いますのや。それに、中へ、そやからどういうお考えを担当課として、課長として持っておられますかということをお聞きしているわけで、再度御答弁をお願いしたい。

3番目についてはね、最重要課題というふうに改めて御認識をされたということで、それは一定の評価をいたしますが、ある町がこの間、先ほど御答弁、最初おっしゃってましたけどね、ある町は休止してるというふうにされましたけども、ちょっと調べさせていただきますと、解体計画が出てるということにございまして、休止じゃないということで、改めて、どこの町とは言いませんけども、それは再度確認してくださいね。ということは、そこはもう焼却場をおやめになると、焼却施設をとということにございました。改めて、その最重要課題ということでありながら、財政的な負担については認識してますよと。ちょっと日本語つながらないと思うんやけど、なぜならば、執行機関としてつながりませんよと。行政はそれ、責務ということを経験しながらの経験を踏まえながら、再度御答弁お願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まず、炉の延命度のことにございます。先ほども申しましたように、連続炉に比べまして、その日の立ち上げ、立ち下げによる炉の運転でございますので、当然延命の効果というのは薄いものにございます。5年10年という一般的なところのお話をさせていただきましたが、当然、町のいまの施設でいえば、連続炉に比べれば確かに延命の効果というのは、連続炉に比べれば短いということになるかと思えます。

それから、負担金は大変だからということでおっしゃっていただいておりますが、どう考えるかということになれば、当然町の負担が、少しでも負担が少なくなるように、先ほど申しましたように近隣との連帯も視野に入れて、交付金の対象というのは、人口5万、400平方キロの面積は要件となっておりますので、そのような負担の少ない方向で考えていかなければならないというふうなところにございます。

それから、再度、町のそういう問題については課題として、最重要課題であるという認識を持たなければならないというところは、担当としても十分その辺は認識をしているところにございます。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

御答弁、非常に重要なんですよ。いまの御答弁していただいたの。要するに、平群町は一般的な焼却炉じゃないよといま言われている。5年10年もちませんよと明言されたわけでございます。おそらく耐久年度、それは物理的にはわからない。けれども、そのような認識を持っておられると。そこで、町としては自己負担、大変やと。そやから、町自身が町独自で単独で焼却場を更新するのか、よう聞いてくださいや。もしくは、連携並びに連帯をもって市町村等を視野に入れて考えていくのか。2番目の交付対象外やから、課長は連帯をもって、連携をもって取り組んでいきたいなあという意向をいま御答弁されたわけでございますよ。ということは、平群町の清掃センターは更新はしませんよって、できませんよという認識になるんですよ。これは大きな問題ですよ。

そこで、ちょっと町長にお聞きいたします。これはもう政策でございますので、すぐにきょうは町長は明言されないかもわからないけども、両方の視野を入れながら、入れながらですよ、町長、よう聞いてくださいや。両方の連携、連帯、よその市町村とね、並びに平群町の清掃センターを更新していく、新たに入れかえていく、さらにね。これを視野に、両方の視野を入れながら、早急に最重要課題として政策上取り組んでいこうとされておられるのか、いやいや、もうどちらかをいたしますというふうに明言されるのか、その点について、町長、お聞きをいたします。

○議 長

町長。

○町 長

この清掃センターの問題、ごみ処理の問題でございますが、これにつきましては、ことしの町住民説明会の資料の一番最後にも、清掃センターの問題は非常に重要な課題であるというふうに位置づけしております。当然のことながら、ごみ処理は町の責務でございますので、全うしなければなりません。ただ、町単独でこの清掃センターを維持していくのかどうかという問題につきましては、非常に財政的な問題もございまして、できることなら連帯、連携という形もあります。一方では、ごみ焼却場を持つこと自体がどうかという問題もございます。ごみ焼却場を持たずに、他の方法で、近隣の例もございしますが、そういうことも当然視野に入れなければならないというふうに思っております。

そういったことからいたしまして、当然、どの選択肢が一番平群町にとって

適しているか、適切であるかということにつきましては、いましばらく検討しなければなりません。いずれにいたしましても、その結論が出るまではいまの炉を維持していかなければなりません。これまでも、そのために多額の修繕費を計上して、投入してきたわけでございます。加えまして、ごみの有料化によりましてごみの減量を図りまして、いま現在燃やしているごみを少しでも少なくすることによりまして、焼却炉の延命も図っていきたい。まずは焼却炉の延命を図りつつ、同時にですね、議員御指摘のとおり、連携、連帯、あるいは一部事務組合含めた更新、あるいは他の処理方法を考える、さまざまな手法をこれから真剣に考えていきまして、対処していききたいというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、僕の言いたいのは、のん気にしてたらあきませんよと、僕の言いたいのはね。焼却炉がいつ使用不能になっても大変でございますので、いま課長から御答弁あったように、5年10年とは一般的に言われてるけども、平群町はそれに該当しないというふうに思われてると、もっと短命であると、あと残りね。そういうことを課長はおっしゃっておられる。私もそう思います。町長がいまおっしゃったように、その他の、廃棄物の基本計画の中で、その他の案件ということで出しておられること自身が、私には不審に思ったわけでございます。最重要課題と思いますよ、これは、町長。その件につきまして、町長、いまおっしゃったように、連携、連帯、並びにその他のいろんな手法を模索しながら、町長、もう一度御答弁をお願いしたいんですけど。早急に取り組んでいただけませんか、いろんな方法についても、いろんな考え方についても。

そうせねば、焼却場はいつ使用不可能になった場合、大変なことが起こるわけでございます。修理する場合、友情的に近隣市町村に3月お願いいたしますとか、2月お願いいたしますということは友情的にできます、修理をする場合ですよ。お互いに私たち平群町も受けた経緯もございます。しかし、焼却場は一切使えないと、焼却炉が一切使えない。ごめんなさい、焼却炉が一切使えないとなった場合、大変な事態が起こると思いますよ。その時期に私は来てると思いますので、改めて、町長、再度、すぐにそういう点について議論に入ると、行政側の中で議論に入っていくと、協議をしていくということ、ちょっと町長はいま明言はされたように思いますけども、改めて、私は危機感を持っておりますので、再度お願いをいたします。

○議長

はい、町長。

○町 長

再度の答弁をとということでございます。これは、先ほど申しましたように、平群町の最重要課題であり、なおかつ喫緊の課題であるというふうに認識しておりますので、早急に庁内協議を始め、場合によりましたら、近隣市町村との話し合いも必要ならば入っていきたいというふうに思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

まあ、町長、そう言っていただいたら私も結構です。古くなればなるほど、修繕代がかかります。修理代がかかります。この修理代は一切町単でございます。全部が町の税金でございます。そういう点も、町長、踏まえながら、早急に内部のほうで協議していただくことを明言していただいておりますので、一つよろしく、担当課長もお願いをいたします。主幹もお願いしたいと思っております。それで、1点目は結構です。2点目、よろしくお願ひいたします。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、馬本議員さんの大きな2点目、総合健診事業制度の充実をという御質問にお答えをいたします。疾病の早期発見及び生活習慣病予防等、健康の保持増進を図ることを目的として、現在40歳以上の平群町国民健康保険被保険者に対し、日帰りコースで2万円、1泊以上コースでは3万円を限度として、総合健康診査、人間ドックの助成をしております。より多くの方に総合健康診査、人間ドックを受けていただくことで、病気を早期発見し、早期に治療ができれば治癒できる場合も多くありますし、皆さんの健康を守るために受診しやすい環境を整えることは保険者として責務であると考えておるところでございます。

御質問の1点目の対象年齢の拡大についてでございますが、より多くの方に総合健康診査、人間ドックを受診していただく方法を、他市町村の状況もかんがみながら、対象年齢の見直しを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の助成金の増額についてでございますが、総合健診事業、人間ドック受診機関により自己負担の金額はさまざまでございます。自己負担金を軽減することで健診を受けてくださる方が増え、生活習慣病等の予防や病気の早期発見、早期治療につながれば医療費の抑制にもなりますし、こちらのほうも他市町村の状況を見ながらですね、助成金については見直しを検討してまいりたい

と考えておるところでございます。

3点目の1会計年度においてコースの複合利用についてでございますが、お述べの趣旨についてはよく理解をしておるところでございます。来年度につきましては、先ほど申しました対象年齢や助成金の見直しをまず検討をさせていただきまして、その状況を見ながら、お述べのコースの総合利用について、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長

馬本君。

○12番

なかなか御理解をいただいて、非常にいまの御答弁喜んでおるわけでございます。1点目、年齢とか自己負担の件について、助成金の増額ですね、これについて、3番目におっしゃったの、ちょっと確認したいのやけど、来年度に向かっては、3点目については、今後の検討課題といたしますということは、1点、2点目については25年度に反映していただけるという認識を持ちましたけど、どうですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

病気の早期発見及びそれに伴う治療ということも考えておりますので、できるだけ早くということで、いま議員お述べのような考えで、そのとおりだというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、ちょっとお尋ねいたします。はい、すみません。これも町長、政策でございますので、大事なことでございます。というのは、いま国民健康保険の基金が1億5,000万並びに剰余金2億2,700万、けれども9月議会で償還金として2,500万国へ精算、お支払いでしておりますので、実質上は剰余金、23年度決算を見ますと2億200万ということでございます。それでいろいろ、この文教厚生委員会も議論ございました。それはそれとして、そこで僕の言いたいのは、1億5,000万基金があると、疾病予防、早期発見ね。加入者の6,000人の方の健康増進のためにもね、町長、いまおっしゃったように、課長がおっしゃっていただいたように、年齢の見直し、40歳からの拡大については見直しますよと、金額について、2万円、3万円の金額に

ついて一応見直しますよと。3番目には、1会計1コースは、ちょっと今後の検討課題としてくださいと、こうおっしゃったわけですが、その3番目に先ほど聞いたように、来年度に向かっては、3番目については今後の検討課題ということで御答弁をいただいたように、私はええようにとってます、私は。ということは、1番、2番目については、25年度からそのように要綱を改正していただけるもんやなという認識は持ってます。

そこで、うちの平群町も団塊世代の方がたくさんおいでになって、要するに前期高齢者交付金が増額されるというはもう金額で明らかでございます。やっぱり皆さんの健康増進のために一定の理解はいただいたなというふうに私は理解しておりますねけど、1点目、2点目については、町長、政策でございます、これ。町長もよう、こうおっしゃってますように、加入者の予防せねばならない、私は予防に力を入れていきたいというふうに町長も議会でも明言されておるわけでございます。町長、25年度に、この要綱について、1番、2番目、年齢、金額について一定の御理解はしていただいているもんやと思うけども、反映、25年度に反映していただけるものということで理解してよろしいですか。どうですか。

○議 長

はい、町長。

○町 長

いま課長が答弁いたしましたとおり、対象年齢の拡大、それから、助成金の増額ですね。その2点につきましては、25年度から、程度はいろいろ、これから協議しなきゃなりません、いたします。ここに、課長が答弁をしたとおりでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、ありがとうございます。早期発見、早期治療、加入者の一層の健康保持増進、また、医療費の抑制のために、一定の御理解をいただきました。本当に感謝をしておるところでございます。それと、3番目に言いましたように、3番目の1会計年度中、複数回数は行かないよということを経後の課題ということで、検討課題ということで御答弁いただきました。また、その点についても一つ検討をしていただきますようお願いをしますね、次、3番目でございます。2番目はこれで結構です。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、3点目の平群駅前を公共交通拠点としてはに關します御質問にお答えさせていただきます。平群駅前広場をハブ広場としての位置づけについては、議員御質問のとおり、コミバスの運行経費等については、国の社会資本整備総合交付金を活用し、平成23年度から平成26年度までの4年間、この交付金を受けながら、より多くの方が利用できることを目的に実証運行を行っているところであります。この社会資本整備総合交付金は、平群駅前整備に伴います効果促進事業の一環で、中心市街地循環バス整備事業ということで、多くの方々の中心市街地内への流入を促進し、地域の活性化を図るということを目的としております。また、平成23年3月に策定しました平群町地域公共交通総合連携計画におきましては、交通結節点におきます連結機能を重視し、スムーズな移動の実現を目標に掲げております。

まさに平群駅は近鉄、路線バス、コミバス、タクシー等、こうしたかなめとしての公共交通の交通結節点であることから、議員御質問のとおり、町の玄関としての平群駅前広場をハブ広場として位置づけて、取り組まなければならないというふうに考えます。そうしたこともあって、まずコミバスにおきましては、昨年11月のルート拡充におきまして、平群駅前まで乗り入れを行ってきたところであります。また、その一方、路線バスにおきましても、路線バスの平群駅前への乗り入れについて、現在、駅周辺整備事業組合やバス事業者と協議を行いながら、平成25年、来年3月もしくは4月に、近鉄電車とのスムーズな移動連携を目指して、乗り入れを予定しておるところでございます。

今後の検討方針としましては、平成26年度までにコミバスのダイヤ改正、ルート変更等について、議員からいただいた御意見も参考にしながら、あわせて利用状況を十分に検証する中から、より多くの多方面の意見もいただき、最善の公共交通環境づくりを目指し、社会資本整備総合交付金の交付期間でございます平成26年度までに一定の方向性を結論づけられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

課長、理解をしていただきまして本当にありがとうございます。私も御提案させていただいてますけども、ここで大事なことは、25年、26年、来年、再来年度ですね。25年度中にダイヤ改正、ソフト面ですよ、ダイヤとかコースとか時間帯ね、いろいろ、ダイヤですな。そういうことをいろいろ25年度

中に協議されて、26年度中にはハード面を一応協議されたらどうかなと思います。というのは、駅は、皆さんいろいろ、平群駅の整備についてはいろんな住民の方の理解、並びにいろんな理解をされていない部分もたくさん住民からいろいろお聞きします。76億円ほどの総額をもって事業をされるわけでございます。また、平群の顔として整備を、防災上並びにいろんなまちづくりということで、5年10年後を目的としてされる、特に駅前の広場については、たいへん大きな土地でございます。ここを一つの基点として、利便性の向上のためにも、また住民のためにもですね、課長、25年度中にですよ、ダイヤとかルートとか停留所等、いろいろ、本当に取り組んでいかなければならないのと違うかなあというふうに思います。

特に社会資本整備総合交付金についても、50%の交付金でございます。これは26年度で終わります。4年間ということでございます。たしか、いま課長が22年度からという話をされましたけど、交付金は23年度からだと思います。23、24、25、26で4年間でございますので、まあ、それはそれとして、もう残された期間もあと2年間しかないわけでございます。そこで、平群町の議会のほうにも特別委員会もございます。また、別にその協議会もつくっていただいております。そこら辺、真剣にね、もう残された時間は1年ぐらいしかないと思います。

そこで改めて、駅広をハブ広場として、公共交通のハブ広場として、総務財政課長が御理解をいただいたから踏み込んだ話をしてるんですよ、課長。そこで、本当に私は25年度中に議会にも、いろんなルート並びにいろんなダイヤ、いろんな議員さんもここに停留所をつくったらどうやとか、いろんな話は個々にたくさん持っておられると思います。いままでのいろんな反省点並びに今後の将来も見据えながら、平群町の公共施設、たくさんまた今後も予定されてる部分もたくさんあると思います。そういうことを見据えながら、見据えながら、また協議していくのは、また原点に戻ったような考えを持ってですね、やっていただけたらどうかなと思いますねけど、その点、どうでしょう。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

平群駅前をハブ広場ということで、公共交通のかなめということについては、そういうことを基本的には考えていきたいというふうに思ってます。それを前提ですけども、現行の運行状況も見て、総合的判断もした上ということになりますけども、今後の方向性としては、先ほど議員おっしゃられた、御提案いただきましたが、平成25年度にはルート並びにダイヤ等のバス運行上の方針確

定をできるだけ早く確定し、決定し、その上で平成26年度には、そのためのソフト面、ハード面の実行整備ができるようにしてまいりたい。平成27年度には、ほぼ完成した平群型の公共交通体系、これを完成したものとして目指してまいりたいというふうに考えてます。議員におかれましても、先ほどもおっしゃっていただきましたように、大局的な見地で今後とも公共交通政策についてのアドバイス等をお願いいただければありがたいと思っております。よろしく願いします。

○議長

馬本君。

○12番

ありがとうございます。1日も早く、住民にとっては利便性の向上のために公共交通が整備されることを祈願いたしまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわります。

発言番号3番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

○11番

おはようございます。それでは、通告に基づきまして、本日は大きく3点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目は、災害に強いまちづくりについてお尋ねをいたします。先週の金曜日だったと思いますが、夕方に東北宮城県沖でマグニチュード7という地震が発生をいたしました。これは一昨年3月の東日本大震災の余震ということではありますが、このように災害はいつ何どきどこで起きるかわかりません。奈良県は災害の少ない県と言われ、本町ではここ何十年もの間大きな災害がありません。しかし、地震の周期からいうと、30年以内に南海トラフ地震が発生すると予測をされており、私たちはそれに備えなければなりません。大規模な災害が発生した直後、行政など公的な支援が即時対応することが困難なときは、地域住民が互いに助け合い、人命救助などの活動をすることで被害を最小限度に食いとめることができます。近年、自主防災組織の結成が呼びかけられているのは、まさにそういった理由からであります。

そこでお尋ねをいたします。まず、自主防災組織の組織率についてであります。現時点で40自治会のうち、組織をされている自治会は何自治会でしょうか。自主防災組織では、災害弱者の把握や消火活動の方法、あるいは救援物資の運搬や配付など、日ごろからの訓練が、いざというときに備えて大切であり

ますが、それぞれの自主防災組織ではどのような活動をしておられて、町はそういう活動をどのように援助、サポートされているのでしょうか。また、未組織の自治会、大字に対しては、現在どのような働きかけをしておられるのか、今後、組織をされる見通しも含めて、御答弁をいただきたいと思います。

2点目は、福祉避難所についてお尋ねをいたします。福祉避難所は、厚労省のガイドラインによれば、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等々、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために特別な配慮をされた避難所ということであります。災害時に備えて、本町では民間企業と防災協定を結んだり、社会福祉法人と福祉避難所施設の利用に関する協定を結ぶなど、住民の生命と安全を守るために鋭意御努力をいただいておりますが、福祉避難所については、全国的にも、また奈良県下でもほとんど取り組みが進んでいないように聞いております。本町では、他の自治体に先駆けて福祉避難所の設置に向けた検討が現在進められていますが、現在、町で進められている福祉避難所マニュアルによれば、指定福祉避難所としては、はなさと保育園と地域包括支援センターの2カ所を考えておられます。はなさと保育園では、主に乳幼児や妊産婦を対象にし、地域包括支援センターでは高齢者や障がい者を対象にするということですが、総合的に考えて、プリズムへぐりも福祉避難所に入れるほうがよいのではないかと思えますが、そのお考えはあるのでしょうか。福祉避難所の設置に関しては、策定委員に障がい者団体からも当事者が入っていただいて、具体的な要望を聞かれていると思いますが、実態としてどのような要望があり、それをどこまで取り入れていかれる予定なのでしょうか、お聞かせください。

大きな2点目は、国民健康保険特別会計の基金の活用についてお尋ねをいたします。日本人の死亡原因は、厚労省の発表では、がん、脳血管障害、心臓疾患などが上位を占めています。先ごろの発表されましたデータによりますと、40歳以上89歳までの方々の死亡の原因としては、悪性新生物、これはいわゆるがんです、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患というふうになっており、この三つの原因をあわせると、ほぼ死因の65%から70%を占めるという大きな率を占めております。こういった病気はいずれも生活習慣と非常に結びつきが深く、日ごろからの健康管理で十分に予防できると思われれます。また、定期的に専門的な健康診断を受けることで、病気を早期に発見し、早期治療を施すことにより、重症化を未然に防ぐことにつながってまいります。本町では総合健診事業助成要綱があり、人間ドック、脳ドック、がんドックについて、規定の検査項目以上の検査を指定医療機関で受けた場合、日帰り2万円、1泊以上で3万円の助成をしておられます。決算ベースで見ても、国民健康保険

特別会計では、平成19年度と23年度を比較すると約30万円の増額となっており、4年間で大幅にこういった健診助成が増額していることが伺えます。同時に、それは住民の健康に対する関心の深さと、健康増進への町の取り組みの成果のあらわれと言えます。

予防医学の必要性が叫ばれる中、今後、特にPETなどの高額な検査については助成金の見直しを行い、もっと経済的な心配をしなくて受診できるような環境づくりが必要です。本町では国民健康保険特別会計の基金積み立てが、先ほどの御答弁の中にもありましたように、平成23年度決算時点で約1億5,000万円になり、さらに今年度現時点でも積立額が増額されていると聞いております。基金の金額が幾らという特に基準がない中で、この金額が適切かどうかの評価は分かれるところではありますが、先の9月の決算審査の中でも議論になりましたように、基金活用のあり方が問われています。直前に質問をされました馬本議員への答弁の中で、助成額の見直しと対象年齢の拡大については、来年度、25年度から見直すという御答弁でありましたが、この見直しに当たっての基本的な考え方を改めてお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、コミュニティバスの実証運行の改善点についてお尋ねをしております。本町では平成23年3月に地域公共交通総合連携計画を策定し、それに従って、現在コミュニティバスの実証運行が行われています。実証運行でありますから、御利用者や運行地域の皆様の意見を聞きながら、今後、ルートの適正化、またバス停留所のあり方など、改善点を見出して、見直していかれることと思っておりますし、ただいま課長からそのような御答弁も得たところではありますが、具体的に2点についてお尋ねをいたします。

運行ルートの変更による住民への影響についてであります。去る9月3日から中央循環ルートが変更をされまして、8時30分東山駅発の始発便がなくなり、同ルートは10時30分が始発となりました。なぜこのような変更をされたのでしょうか。すみません、失礼いたしました。8時30分ではなくて、9時発東山駅発の始発便ですね。申しわけありません。一説によれば、このルートの変更は旧来の南ルートの御利用者からの苦情というか要望があって変更をされたというふうに聞いております。変更後、8時10分発道の駅始発の長屋くん号には、現在どれだけの御利用があるのでしょうか。1便、2便の変更によって、北の菊美台、月見台、上庄台では、クリニックヤードに行くのに不便になったというお声も聞かれ、また、唐突な変更に住民の方々の戸惑いと不安が私のもとにも届いております。変更後の住民の方の御意見はどのようなものがあり、今後、実証運行を見直していく中で、どのようにとらえておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、バス停留所の安全確保についてお聞きをいたします。上庄自治会館前のバス停であります。現行の位置では勾配があり、乗降時に利用者が非常に危険を感じておられます。高齢者は特に乗降がしにくいということで、水平の場所への変更を検討してもらえないだろうかという御要望が多数あります。加えて、同所のバス停は事前に手すりを設置していただいた経緯はありますが、上庄台の御利用者にとっては、自宅に帰るには急こう配の自治会館前の坂道をおりていかなければならず、買い物荷物を持ち、両手がふさがった姿勢では、せっかくつけていただいた手すりが持ちたくても持てず、転倒の危険性が非常に高うございます。御利用者の方はいたし方なく回り道をして帰っておられますが、今後バス停の位置を再考してもらえないのでしょうか。

以上について、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、1点目の災害に強いまちづくりに関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、自主防災組織の組織化されている自治会は、現在18自治会ございます。それから、それぞれの自主防災会の活動でございますけども、若葉台の自主防災会におきましては、昨年より健民グラウンドにおきまして避難訓練等を大々的に実施されてます。また、春日丘自主防災会におきましては、防災フェスタということで、ことし10月に実施されたというふうになっております。

町としましては、各、こうした自主防災会の現在の状況に照らし合わせた中で、県内の活動事例などを紹介させていただいたり、西和警察署や西和消防本部との連絡調整等を行うということで応援をしております。あくまでも、ただ、各自主防災会の身の丈にあった活動の推進を町としてはサイドからバックアップをしていくということに努めているというふうなスタンスでございます。未組織の自治会に対しましては、昨年より全自治会を対象に自主防災会の結成や活動の座談会並びに研修会等を開催しているところであり、また出前講座や総代自治会長会議におきましても、常々自主防災会の必要性を理解していただくための積極的活動に取り組んでおるような状況です。目標としましては、平成27年度を目途に、100%の組織率に少しでも近づけるよう、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

次に、福祉避難所についての御質問でした。議員の御質問のとおり、福祉避難所としましては、はなさと保育園と地域包括支援センターを指定をしております。ただ、これだけで決して当然満足できるものではないというふうには考え

なければならぬと思っております。ことしの10月1日には、社会福祉法人信愛会と福祉避難所としての施設利用のための防災協定も締結しました。今後、こういった方向での防災協定の締結に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、プリズムへぐりも福祉避難所に位置づけてはという御質問でした。プリズムへぐりにつきましては、今回見直しを行いました平群町地域防災計画においては、医療救護拠点並びにボランティア拠点というふうに位置づけた施設にしております。そういった関係もありまして福祉避難所には当てはめてないんですけども、ただいまいただいた御意見なども参考にしたいと思っておりますし、障がい者団体との話の中でもそういう御意見もいただいておりますので、今後の検討課題というふうに考えてまいりたいと思っております。

それから、福祉避難所の設置に関しましては、障がい者団体の方の意見を直接いただく場ということで、これまで3回にわたって会議の場を設定してまいりました。具体的な意見として、当初、避難所運営マニュアルをつくるということを中心に検討しておりましたが、こういった場の中で、健常者の方との避難生活の違いから多くの問題もあるよというふうな意見もいただき、新たに、当初予定はしてなかったんですけども、福祉避難所設置運営マニュアルということで、別個のマニュアル書を策定することとしました。なお、地域防災計画や、それに基づくマニュアル内容につきましては、今後も引き続き多くの意見等もいただきながら、その内容に修正を加えていきたいというふうに考えております。

○議長

繁田君。

○11番

何点か質問をさせていただきたいと思っております。まず、自主防災組織についてなんですけれども、27年度には100%を目標に取り組んでいるということで、この辺は大変評価をしているところなんですけれども、いま18団体組織をされております自主防災組織の相互連絡というか、情報交換の場というの、これ、当然必要になってくると思うんですけれども、そのあたりについては、町のほうが主導されて、いま組織化されてるところの連絡会議というようなものもされていると思うんですが、その点はどれぐらいいままでも開催をされて、それが今後未組織のところはどういうふうに働きかけていくかということにも結びついていくと思うんですけれども、そのあたりについて、もう少し詳しく答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、福祉避難所については、プリズムへぐり、これ、医療の拠点とボ

ランティア拠点にしているということなのですが、特に一般の避難所では避難生活が困難と見られる弱者の方のための福祉避難所でありますから、できるだけ町内に何カ所か設けておいたほうが良いと思うんですね。いまの計画では、はなさと保育園と地域包括支援センターのところを予定されているわけですから、その地域的に、やっぱり中央部分に固まってしまうというおそれがあるというか、まさにそうなんですけれども、そうじゃなくて、やっぱり南のほうにもそういう福祉避難所っていうのをきっちり設置しなければ、その避難所に行くためにかなり困難を予想されるわけですから、できるだけ細かく配分をしていくというか、設置をしていく必要があると思うんです。だから、その検討しますというよりも、はっきりプリズムへぐりも福祉避難所という形に位置づけをして、それなりの対応をやっぱりすべきだと思うんで、その点については、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、具体的に、障がい者の方たちからの要望っていうのも何点か出てくるというふうには思うんですけれども、厚労省のガイドラインに載っている必要な物資については、これ、一つ一ついまは読み上げませんけれども、それは当然国のほうの補助金がついてくるから、補助金というか、国の負担がついてくるから、それについてはきちんと整備をされることになると思うんですけれども、それ以外の、例えば聴覚障がい者の方から要望が出ているアイトラゴン、要望があったと思うんですけど、目で聞くテレビっていうんですけれども、最低限、視覚によってですね、情報が得られるような形をとっていかとか、あるいは、国の国庫負担によれば、10人に1人の割合で生活相談員を設置する費用については出るわけなんですけれども、それ以外の介助者、介護者、あるいはガイドヘルパーとかについては、いま国庫負担っていうのが対象になっていません。これは地方自治体独自で費用対象としているところもあるようなんですけれども、そういう部分についても、その要望があればきちんと対処すべきだと思うんですが、その点について、再度、町のお考えをお示ししたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

まず1点目で、自主防災会の情報交換の場等々の、町がどういうふうにするか、間に入ってやってるかっていうふうな御質問だったと思います。先ほどの答弁のほうでも申させていただきましたように、自主防災会の結成や活動の座談会とか研修会を開催させてもらってます。今年度でいいますと、10月4日に座談会を、これは未組織のところを中心に、組織しているところの自治会も

含めて呼びかけて、中央公民館の大ホールのほうでさせていただきました。また、同時に、どうやって活動を展開していったらいいかということが、やはり各自主防災会の中でも課題でありまして、そういったことも含めて、7月20日に中央公民館のほうで、桜井市の自主防災会の取り組みを紹介させていただくということを中心に研修会をさせていただきました。また、自治会長会議なんかにおいても、自主防災組織の結成促進についてっていうことで若干時間をいただいて、啓発をさせてもらっているというふうなところでございます。そういったのが現状で、今後さらにあらゆる場を使って100%に近づけるように努力してまいりたいというふうに思っています。

それから、2点目に、福祉避難所の関係で、プリズムも含め、避難所はできるだけ多く、地域的なことも考えて、きめ細かく必要ではないかっていうふうな御意見でした。もちろんそれに越したことはないというふうに思ってますし、プリズムについても、いまの地域の防災計画におきましては、先ほど申し上げましたように、医療救護拠点、それから、やっぱり大規模災害になったときにはボランティア拠点というものが非常にその重要な要素になってきますんで、それを中心に考えております。ただ、プリズムへぐりの広さ、それから地理的なことも含めて、全体的に今後も検討もして、これを福祉避難所として位置づけないというふうなことの限定的な考え方やなしに、いろんな意見を聞きながら、今後、検討してまいりたいというふうなことで御理解願いたいと思います。

それから、障がい者団体ともいろいろ意見交換をして、その中で、先ほども申し上げましたように、福祉避難所の運営マニュアルをつくることになりました。避難所運営マニュアルそのものが、先ほども議員おっしゃったように、現時点では奈良県内の中でも余り例がないというふうには思いますけども、その中で先駆けてやっさと。さらに突っ込んで福祉避難所ということで、細部としてはマニュアルもつくったということになっています。ただ、これは、つくっただけで、これはやっぱりより実効性のあるものにしていかなければならないというふうにはもちろん思ってますんで、そういう意味で、今回、それをつくるに当たって障がい者団体の方から多くの意見をいただきました。例えば知的障がい者の問題とか、そういったことについては、我々も、行政もなかなかそこまで突っ込んで思い至らない部分もございましたので、そういった話とか、いわゆる災害時要援護者をどう特定するのか、どういうふうに連携していくのかというふうなことなんかの意見もありました。そういったことも含めて、今後、町としましては、防災として総務財政課が取り組んでますけども、そういう意味じゃ、福祉課と連携をさらに密にして取り組んでまいりたいというふうに思っています。アイドラゴン等の備品とか、そういったものについての整備に

についても、団体の方からの御要望もいただいています。この辺につきましても、なるだけ町の費用が生じないような中で、メニューを活用しながら、いま現在、非常に財政的には厳しいですので、何とか実現できるように考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長

繁田君。

○11番

来年1月19日に避難所の何か具体的な訓練があるというふうに、東小学校の体育館ですかね、行われるというというふうに聞いています。こういった機会をできるだけたくさんの方に周知をしていただいで、たくさんの方に参加をしていただく中で、防災についての意識を高めていただくということも大事だと思いますので、このあたり、しっかり周知をしていただきたいというふうに思います。

福祉避難所についてはですね、県内でも本当に事例がなくて、平群町は他の市町村に先駆けて、やっぱりいち早くこの問題に取り組んでいただいているということは非常に評価をしています。まず、でき上がったものが他の自治体の手本になってくるであろうというふうに思っていますので、その点も含めて、備品整備、あるいはその人材の確保ですね。先ほども言いましたように、国庫負担があるだけ、対象となっている人材だけではなくて、本当の意味での福祉避難所としての機能ができるように、ハード面、ソフト面、これからもきちっと検討をしていただいで、いいマニュアルづくりにしていただきたいなというふうに要望をしておきます。

以上で1点目は終わります。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、繁田議員さんの2点目の国民健康保険特別会計の基金活用についての御質問にお答えをいたします。先ほど馬本議員さんの御質問にもお答えをさせていただきましたが、助成金の見直しをする考えがあるのかどうかという御質問だと認識をしております。繁田議員さんがお述べのPET検査は、がんを検査する方法の一つで、初期のがん細胞も発見が可能になっていると聞き及んでおります。また、検査機関によって費用は異なりますが、自己負担額が高額であるということでございます。

御質問のこの見直しに対する基本的な考え方でございますが、現在、町といたしまして、疾病の早期発見及び生活習慣病予防等健康の保持増進を図ること

を目的として、現在40歳以上の平群町国民健康保険被保険者に対しまして、日帰りコースで2万円、1泊以上コースで3万円を限度として総合健康診査、人間ドックの助成をしているところでございます。

議員お述べの見直しについては、基本的にはこの考え方を踏襲することによってでございます。先ほども同じ回答になりますが、自己負担額を軽減することで健診を受けていただく方が増えれば、疾病予防、医療費の抑制にもなりますし、先ほどの回答どおり、他市町村の状況を把握しながら、見直しの方向で検討してまいりたいと考えておるところでございます。御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長

繁田君。

○11番

見直していただけるということですので、これ以上は言いませんけれども、ただ1点だけですね、その検査によっては非常に高額になるものがあります。大体一般的な人間ドックについては4万円から5万円ぐらいですから、日帰りで、いま現在助成していただいている金額、その半額以下ぐらいになってしまいますので、当然、その点も増額のほうをしていただきたいんですけれども、PET検査になりますと、ちょっと調べただけですね、やはり10万を超えるんですね、医療機関のほうで聞いてみますと。ですから、2万、3万の助成金では個人負担がかなり多くなってまいります。ただ、その検査をすることによって、特にPET検査の場合は小さながんでも発見できますし、早期発見、早期治療をすることによって、御本人の負担が少なくなる、身体的にも経済的にも少なくなるというばかりではなくてですね、国民健康保険特別会計の運営についても、非常に運営しやすくなるという状況になってまいります。ですから、これだけの基金をいまあるわけですから、それを十分に被保険者の皆さんに還元するという形で活用をしていただきたいと思いますので、ぜひこの点については思い切った見直しをしていただけますように要望をしておきます。

以上で2点目は終わります。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、3点目のコミバス実証運行の改善点についてに関する御質問にお答えさせていただきます。なぜ本年9月にダイヤ変更することになったのかという御質問ですが、コミバス利用者のヒヤリング調査や多くの方から、この間、旧南部ルートに比べ第1便の運行時刻は遅くなったことによって保育園、幼稚

園等の通園ができなくなった等のお声をたくさんいただきました。こういった要望にできるだけこたえていこうということのためでございます。それで、9月3日、そのダイヤ変更以降の道の駅発右回りの第1便の乗客数の状況ですが、現在取ってる数字で言いますと、9月で91名、10月で108名でありました。それから、また住民からそれ以降いただいた意見としてはどのようなものがあるかということですが、ダイヤ変更後につきましては、1名の方から問い合わせをいただいております。その内容につきましては、自分が住む地域から、朝、病院へ行けるようにダイヤをつくってくださいというふうな内容のものでございました。

次に、バス停の安全確保についてですが、現時点で、上庄自治会館前のバス停位置を変更する予定は現時点ではございません。バス停位置を変更することは、近隣の民家等の関係や地理的な問題もあるというふうな側面からでございます。また、議員御質問のとおり、上庄自治会館前のバス停付近につきましては、急こう配の坂道があり、高齢者の方にとっては非常に利用しにくいということも認識されてました。そのために、バスルートを設置したときに手すりを設置した経過もございます。今後は、先ほど馬本議員のところでも御答弁させていただきまして、平成26年度までに、今回議員からいただいた意見も含めて、その他多くの意見聴取も行いながら、あわせて、バスの利用状況を見た上で、ダイヤやルート及びバス停等について、総合的に判断し、検証してまいりたいというふうに思っています。一定の方向性を結論づけられるように、今後とも努めてまいりたいというふうに考えていますので、御理解願いたいと思います。

○議長

繁田君。

○11番

変更になった理由が、南保育園の方々の通園の利便性に供するためという理由であったかというふうに思いますし、若干ですけれども、その変更をすることによって、1便目の御利用者が増えているというのが、比較できないから増えているという表現はおかしいんですが、1便目については、トータルで10月で108人かな。11月はちょっと減って、トータルで71人という数字が上がっています。当然、もともとコミバスの南ルートで通っておられた方々が使えなくなってしまって、当然のことながら復活の要望が出てくるのはわかりますし、それに対応しておられるという対応もあながち間違っていないというふうに思います。ただ、ルートを、なくなってしまった沿道の方々については、実際聞きますと、利用度、利用頻度は少なかったようなんですけれども、

これから病院に通院するのに、いや、このバス使ったら便利だなというのがわかって、いざ乗ろうかとなった途端にバスがなくなってしまったという、そういうやっぱり御意見というか、苦情が来てるんですね。それについては、やはり真摯に受けとめていただいて、今後、見直しをしていかれるわけですから、その見直しの対象として、ぜひ見直しをしていただきたいと思いますし、それに当たっては、沿道の方々の御意見をしっかりと聴取していただいてですね、実際に利用されたその数字だけではなくて、そこにお住まいの方々の意見もしっかりと聴取をして、見直しの方向をやっていただきたいと思いますというふうに思うんですが、その点について、やっぱり再度御答弁をお願いしたいところです。

それから、バス停の位置についても、現在変更の予定はないということで、ただ、バス停の位置を決められた時点で手すりを設置していただいたということについてはですね、評価をしています。しかし、利用される方が、やはり会館の西側の急な坂については、怖くてそこは歩けないというふうにおっしゃっているんですね。先ほども言いましたように、手すりはあるけれども、両手に荷物を抱えた状態で手すりが使えないと。そのまんま坂道を下っていくときに、こけて怪我でもしたら大変という心配があるから、わざわざ回り道をして帰っておられるわけですね。ですから、その点についてはやはり改善をしていただかないといけないと思いますし、バス停を変更することによって、ひょっとしたら、そのルートの見直しにもかかってくるかもわからないんですけども、そもそも、そのコミュニティバスっていうのが、交通手段を持たない方々の移動を保証するという、そういう観点からスタートしているわけですから、それでいうと、やはり高齢者の方とか、障害をお持ちの方が安心して乗降できるような環境を整えていくというのは、このコミュニティバスを走らせている町の責務であるというふうに私は考えています。そういう点から、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

いま、おっしゃられました住民や利用者の意見を十分に聞き取った上で、その判断をしていくというふうなこと、そういう姿勢が必要であるというふうなことです。それについては、もう全くそのとおりっていうふうに思ってます。できるだけ多くの住民の方の意見を聞いてまいりたいと思ってますし、議会におきましても、特別委員会を設置してますんで、委員会の中で議員からの意見なんかも聞いてまいりたいというふうに思ってます。ただ、最終的には、やはりいわゆる町有財産でありますので、公平で公正な、大局的見地に立った、一

部やはり不便さは生じる部分もあるかというふうには思いますけども、全体としてまとまった、そういうルートやダイヤを目指してまいりたいというふうに考えます。その上において、やはりいまおっしゃられましたように、安全で安心な、そういった面というのは非常に重要であるというふうに思っていますので、その辺についても考慮して整備してまいりたいというふうに思います。

○議長

繁田君。

○11番

先ほど馬本議員の御質問に答弁された中で、25年度にはルート、ダイヤなどの方針を決定していくと、見直しをして決定をしていくと。その翌年度、26年度については、そのためのソフト面も充実をしていきたいという御答弁があったかと思えます。いま、課長の御答弁にもありましたように、地域住民の皆さんの意見を、自治会長さんのもとより、そこで実際にやっぱり利用されている方々、あるいはお住まいの方々の意見もきっちり聴取しながら、そのルート、ダイヤの変更等については取り組んでいただきたいというふうに思います。以上、この点については強く要望をしておきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長

それでは、繁田君の一般質問をこれで終わります。

10時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前10時55分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号4番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1番

では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、質問させていただきます。

一つ目、小学校の上靴についてなんですけれども、小学校、中学校において外反母趾、内反母趾、足の骨の変形が多く見られるようになってきています。

全児童・生徒の約30%が、もう足の変形が見られるというデータもあります。また、この足の変形によるさまざまな健康面への影響が研究されてきていて、足の痛みだけではなく情緒不安定や自律神経失調症などが例として挙げられます。そして、このころに骨が変形して形成されると、一生の足の形になるので、成人になってからも痛みが続くこととなります。また、成人になってから発病することもあります。成長期にある児童・生徒の足の骨は、大人と比べて柔らかく、長時間圧迫されると変形しやすく、小学校低学年までは特に柔らかく、影響が大きいと言えます。平日の学校ある日は、朝から夕方まで、七、八時間程度、上靴、上履きを履いています。この上靴に圧迫されていれば、骨が変形することが容易に想像できると思います。では、実際どのような部分の圧迫が多いのかといいますと、足の形と靴の形の違いを見れば理解しやすいと思います。特に足の先端部分、足の形を一応かいてきたんですけども、大体足は四角く、大体ですけども四角くなってしまうと、靴はやっぱり前が丸くなっています。単純にいいますと、足の親指が内側に寄ってくるのが外反母趾、小指、薬指が内側に寄ってくる内反小趾と言われるんですけども、こういうのが実際よく多く見られる。私自身も少し曲がっております。ある程度曲がるみたいなんですけれども、はい、このようになっていきます。ぜひとも子どもの心と体の健康を守る観点から、上靴を変える方向へ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目、未成年の薬物に関する町の方針、防止策をお聞きしたいのですが、全国的に違法なものから合法なるもの含めて、薬物がより身近な存在になってきています。脱法ドラッグは自動販売機で購入でき、価格も手ごろになっています。未成年でも容易に購入できるようになりました。アメリカにおいては、日本では違法ですけども、合法化する州も出てきました。このような社会情勢を踏まえて、町の対策、方針をお尋ねします。

三つ目、コーナンはいつ来るのか。住民の関心事の一つに、コーナンは本当に来るのか、撤退するのではないかという不安が出てきています。出店について、現在の状況をお聞きしたい。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問の1点目の、小中学校の上靴を変えるべきではないかという御質問にお答えいたします。

小中学生の外反母趾の原因は、足を締めつけることではなく、足の裏の筋肉

内から起きるとも言われております。学校では、上靴の購入に関しましては、品名やメーカーを指定しておらず、保護者の選択にゆだねているところであり、各学校からは児童・生徒に自分の足に合った靴を履かせるように指導しているところでございます。また、上靴は体育館シューズも兼ねているところから、子どもたちの足に合った靴で、十分な運動をして足の裏を鍛えることが重要であると考えております。上靴の選択肢といたしまして大切なことは、一つ目には保護者が子どもに合ったものを責任を持って選ぶことであり、二つ目には配慮しなければならない事情がある場合は、保護者と担任がよく相談し、子どもに合った、より機能的なものを選ぶことが基本となっております。教育委員会といたしましては、外反母趾を含めて、病気やけが、体質に応じて、保護者が一番ベストなものを選んでいくシステムになってるため、指導するという領域ではないものと考えております。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○1番

いま、答弁の中でも、インソール、インソールやないですわ、何ですか、足の発達によって骨格が変わるっていう答弁をされたんですけども、確かにそういう資料もございます。だから、圧迫の可能性もありますし、それぞれに対策はあるんですけども、まず状況をその辺は踏まえて研究していただかないと、やっぱりこれ難しい問題ですし、やはり最低限取り組んでほしいというのはあるんです。実際、先ほど体育館シューズにもなるという話でしたが、いまの上靴、上履きの機能で、実際にこういう外反母趾とか、そういうのに対応するような上靴ですね、ちゃんと高機能なものがあちらこちらの企業から出ております。

確かに保護者が決めるっていうのももちろんわかることはわかるんです。コストが確かに高いので、大体いまやったら四、五百円してる上靴が、ちょっと1,000円、1,500円っていう数字になってくるので、保護者の負担があるんで強制はできないですけども、やはり提案して行ってほしいと思うんです。いま、いろいろ、例えば歯科検診とか、そういうのもきっちり健康に関してはやっておられてるんで、やっぱりこういう足の件も、ちょっと研究不足の部分もあると思うんですね、全体的に。やっぱり注目されてきていますんで、積極的にある程度取り組んで行ってほしいと思ってるんです。ぜひともその辺は、そうですね、そういう、あくまでも強制という範囲ではなくて、まず提案

からってという形でも、まだ知らない人も結構いらっしゃいますから、やっぱり安くても、ちょっと足、いい、悪いつて、まだまだ知らない方もおられますから、少しでも提案という形でももって行ってほしいと思いますけど、その辺いかがでしょうか。お願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。外反母趾の原因になるということをおっしゃってあります内容につきましても、いろいろと諸説があると思います。議員提案いただいたような締めつけるということも一つの原因かも知れないんですが、ある研究では、極端な言い方をしますと、仮にバレーのトゥーシューズを履いたからといって起きるわけでもないということも言われております。きつい靴を履いたということではなくて、いわゆる足の裏の筋肉がないから起きるという、そういったことも言われてる、原因であるということが言われておまして、外反母趾にさせないためには、何よりも走ったり歩いたりする、日常的にたくさん足の裏を鍛えることが大事であるというふうにも言われております。

その中でですね、学校では靴の指定はしておりません。保護者には特に靴の指定をしてるということではないんですけれども、ただ議員もお述べになりましたように、いろいろインターネットで調べてみますと、そういったことに適応しているような靴があるというのはインターネットでも出てるんですけど、非常に高価です。高価ということも含めまして、どの程度成果があるかという実証につきまして、まだまだわからないデータといいますか、わからない点もございまして、先ほど言いましたとおり、保護者の方にも、それは情報の提供が必要かも知れませんが、いま現在その根拠となるものが明白でないということから含めまして、やはり保護者の選択にゆだねてるということが実情でございまして。一般的に売られているのが割と安いものがこの辺の市販では売られている中で、保護者の方も、子どもの成長にあわせて買いかえていっているというのが現状でございまして、まだまだ、今後、状況、いろんなデータ等を見る必要があるかと思ひまして、現在の中では、先ほど申し上げましたとおり、保護者の方も含めまして、一番子どもに合ったものを選んでいくというのがベストではないかって考えております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

そうですね、いま現在では客観的なデータが不足してるっていうのも確かに事実ですし、できたら、何か懇談会の場でもいいんですので、情報提供という形で、もちろん先ほどおっしゃられましたインソールも出ております。足の裏をきっちり筋肉を鍛えるようになっていうインソールも出ております。だから、そういうのを踏まえて、町の方針っていうたら大げさかもしれないですけども、少しでも情報提供のほうをお願いします。答弁は以上です。次の質問をお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

2点目の、未成年の薬物に関する町の方針はについての御質問にお答えいたします。学校教育におけます薬物に関する指導の取り組みといたしましては、中学校においては、4月中旬ごろに、1年生を対象に西和警察署から警察官を派遣してもらいまして、インターネットや携帯端末による犯罪及び薬物等による犯罪被害教室を実施しております。また、3年生を対象に、7月上旬には、薬物乱用防止教室として、平群町民生委員児童委員協議会主催による薬物乱用講演会により共催依頼を受け、薬物乱用の害と健康について講演を開き、薬物の恐ろしさについて学習をしております。さらには、3学期には、保健の授業において、薬物依存症における日常生活の影響、薬物を始める心理や誘惑から断る勇氣について、また、薬物乱用が社会に与える影響などについて、実例を挙げて学習をしております。小学校におきましては、五、六年生を対象に、体育の保健の授業の中で、病気の予防で薬物乱用行為の健康への影響やシンナーなどの有機溶剤を取り上げ、1回の乱用でも死に至ることがあることや、法律で厳しく規制されていることにも触れ、薬剤師の方にも来校いただき、授業を行っております。

教育委員会といたしましては、薬物乱用は、薬物を乱用した本人だけの問題ではなく、家族を含めた多くの人々の人生を不幸にしてしまうという観点からも、教育のさまざまな方向から予防教育を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

先ほどもいろいろやっておられるっていうことをおっしゃられました。教育機関で、私も調べているところを見ますと、小中学校でも、まだまだ全国20%

程度しかこういう取り組みをやってないということが発表をされております。そういう意味では、平群も、この前の中学生を対象にありましたように、平群でも指導をされているので、頑張っておられるとは思っております。しかし、薬物の問題というのは、いずれやってくる問題ですから、もう既に来ているかもしれません。早め早めに対処してやる必要があるだと私は考えております。

一番その問題と思うのは、いま現在、どの程度子どもを取り巻く中で、特に奈良は大阪からも近いですし、実際どの程度、例えば誘われたりだとか、実際に、要はまあ、何ですかね、薬物を摂取してしまったとか、そういうデータ自身が存在しないんですね。町も持っておられないと思います。調べましたところ、やっぱり警察でも持っていません。要は、だれも何も持ってない状況で、結局穴場となっているといいますか、だれも対処もしなければ、ぼやーンとした形でしかいまなってない状況なんですね。県単位ではある程度のことはやっていますけども、その辺はまだまだということが実際実情やと思います。私としては、今後問題となったときに、さあ対処しましょかっていうても、増えているのか、例えば、そういう環境に置かれている子が増えているのか、減っているのか、現在の数字も何一つデータがなければやっぱりわからないと思うんです。ですから、中学校でも、いま、いろいろいじめ問題とかでもアンケートで大変だと思いますけども、何らかの形でアンケート調査、アバウトな簡単なものでも結構ですので、アンケート調査をとっておいて、今後につなげていくということをぜひとも考え、検討してほしいんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

薬物の実態の調査ということで、アンケートいうふうに形でおっしゃってたんですけども、先ほども答弁申し上げましたとおり、教育委員会といたしましては、もう予防教育を推進していくということから、子どものアンケートを、そういったものをとるといようなことまでは、いま現在考えておらないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長

井戸君。

○1番

いま現在考えておられない、これ本当に難しいところもあると思うんですけども、ぜひともこの辺はもうお願いしたいと、やはり専門的な方から聞いていますと、データ、やっぱり3年、5年かけてずっと集めないと、増えてるか、

減っているかも知れないという状況もあります。違う観点からも、やはり薬物がかなり侵入してきているというのも聞きます。ですから、いまは検討されてないようですけども、今後の検討材料として、ぜひともよろしく願います。答弁は結構です。次、願います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、3点目のホームセンターの出店スケジュールについての御質問にお答えをいたします。議員御質問のホームセンターは、国道168号線の東側、全体で約5ヘクタールの敷地にホームセンター本体と、その他物販店舗を計画をされています。現在の状況でございますが、警察や県並びに町の関係各課と事前協議の下協議を実施をされている状況であります。おおむね、この下協議は整ったと聞いておるところでございます。

今後のスケジュールとして、年内に町への都市計画法に基づく事前協議書が提出をされる予定となっております。本開発は大規模小売店舗立地法の届け出対象となりますので、この法に基づく事前協議、さらには、奈良県土地利用調整会議、その後、大規模小売店舗立地法に基づく届け出、そして、都市計画法に基づく開発申請の手続きが必要となっております。このようなことでございますので、これから各種許認可に相当の日数が予測をされ、現時点で開業の時期についてはお示しをできる状況でないことを御理解をいただきたいと思えます。なお、本件につきましては、大規模開発でございますので、時期を見て議会にも説明をさせていただく予定となっておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○1番

大型チェーン店っていうのが出するという事は、まちづくりにとっても大切なことなんですけども、本当に住民の方々にもよく聞かれます。すごい関心を持っておられますんで、できたら状況がわかり次第、議会でもそうですけども、そういう、例えば広報であるとか、掲示板であるとか、ちょっとした話題として書いていただければ、読む方々も、あっ、こういうふうになってるんだなあっていう、町の方もしっかり教えてくださってるわという感じになりますので、ぜひともその辺はお願いしたいです。よろしく願います。一応答弁願います。

○議長

答弁、はい。経済建設課長。

○経済建設課長

住民の皆さんへの周知をという再質問でございます。これはですね、大店法、申しあげました大規模小売店舗立地法の義務の中でも説明会の開催というのはございます。この説明会につきましては、利害関係者が主になろうかというように思います。あわせてですね、都市計画法の手続きについても行っていくわけでございます。この都市計画法の手続きの中でも、当然のことながら、我々のその業者に対して要望としては地元説明会、関係者説明会、これにつきましては十二分に開催していただきまして、周知徹底を図っていただくと、このことにつきましては業者の方の指導として行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

井戸君。

○1番

ぜひよろしくお願ひします。

では、これで私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわります。

発言番号5番、議席番号7番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○7番

高幣でございます。議長の御許可をいただきまして、3項目について質問をさせていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず1番目の質問は、北部地域のコミバス路線の再検討についてであります。コミバスダイヤ改正後は順調に運行されていると確信はいたしております。さて、緑ヶ丘の住民からの話でございますが、目の前を通過する西山間ルートของバスに乗車できないのかと、バス停が欲しいとの声があります。コミバスを停車させることはできないかとの声ですが、停車はいかがでしょうか。

また、高齢化率の高い地域でのコミバス路線の要求は高まっています。南部地域も高齢化が進んでいますが、北部地域の高齢化率は町平均より高く、椿台は41.2%です。町平均より10%高いと、こういう実態です。同様に、緑ヶ丘、若葉台でも5%から7%高い状況です。町は営業路線が走行している地域にはコミバス不要と考えているようですが、高齢化率を加味したコミバスの

運行を検討するべきではないでしょうか。コミバスは町民の利便性を考えるべきでしょう。公平公正の原則に立った地域交通を考えるべきです。

また、現コミバス走行で疑問を持つのが、普通は国道や主要町道を走行するバスは、本来は営業路線であるべきと思いますが、いかがでしょうか。現行、国道バイパスに運行させているのが適切かを再度見直しを行うべきでしょう。町長は、この公平公正の原則に立った地域交通について、どのように考えているかをお尋ねいたします。

2番目の質問は、役場組織の部長制とピラミッド化についてであります。本定例会で、新業務分掌の政策推進課、総務防災課、観光産業課、都市建設課の業務分掌の変更について組織条例の改正が提案され、議決されました。これは一部改正であり、単に事務分掌の変更にすぎません。過去にも質問いたしました。本町の現組織はフラット組織と言われ、現行のような13課の並列のフラット組織が最良なのでしょうか。現行の課制の欠点は、組織として肥大化が進み、一長一短があります。今回の条例改編は安易な改編です。難題が山積する本町の組織の解決策の一つとして、部長制のピラミッド組織を提案します。ピラミッド組織は、管理職の目が届く人数で考え、今後の組織の管理限界を考えて、重層的な階層組織が必要だと思います。例えば、部、課、係等の組織に改組するべきでしょう。今回のような小手先の組織改編でなく、抜本的な組織の改編を今後行う必要があります。町長は、このピラミッド組織についてどのように考えているかをお尋ねいたします。

3番目の質問は、学校再編の事務等のスケジュールについてであります。先般の文教厚生委員会で、幼保一体化の開園までのスケジュールが明示されました。一方、町長は、小学校再編について、西小学校の保護者から積極的な再編要望書を受け、西小校区大字、自治会との懇談会及び東、北、南の各小学校の保護者と住民の意見を聴取されました。その結果は現在まとめの段階と思いますが、東、西小との合併のタイムスケジュール、及び再編に向けての工事関連、通学の交通問題を含めて、西小合併等の関係条例あるいは規則等の改正に必要な種々の事務スケジュールを含めて、明示してほしいものです。御父兄も気にされています。どうなってるかを尋ねます。あわせて、南小問題についての方角性、見通しも尋ねます。町の実務レベルでは、遅々と進んでいないようでもあり、町長の方針も明確に示してほしいものです。さらに、今後の小学校、4小の再編の完結についてのスケジュール等も含めて、町長の姿勢をお尋ねいたします。

以上、3項目について、町当局の前向きでわかりやすい御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、1点目の北部地域のコミバス路線の再検討に関する御質問についてお答えさせていただきます。

まずは、緑ヶ丘地域にコミバス西山間ルートの停留所を一つ設置することについての御質問、御提案でございますが、現在、設置に向けた方向で考えておるところではございますが、所管する警察の協議や許可及び奈良運輸支局の許可やバス事業者との合意等々の必要となってきますので、公共交通会議にも諮った上で、慎重に検討を重ねていきたいというふうに考えてます。

次に御質問の、高齢化率を加味した北部地域へのコミバス運行についての件でございますが、町としましては、営業路線が走行している地域には、もちろん絶対的にコミバスは不要といった、そんな限定的な考えは持っておりませんが、ただ、営業路線との競合になるため、できる限りそのようなことは避けたいというふうに考えています。高齢化率への対応におきましては、平群町地域公共交通総合連携計画策定時に、各自治会の高齢化率等も加味した上で策定を行ってまいりましたし、今後も、そういった年齢構成、構造等々についても、意識はしてまいりたいというふうに考えています。

また、国道及び主要町道沿いは営業路線化であるべきじゃないかっていうふうな御指摘でございました。御承知のとおり、民間企業においては、当然だとは思いますが、営利を目的とするということが本来の目的であり、そこが決定的な判断材料になってこようかなと思います。町内を走行する路線バスにおきましては、バス事業者によりますと、現状の中では赤字路線になっているというふうなことであります。こうしたことから、国道や主要町道を営業路線化するっていうことは、現実問題として、非常に現時点では困難というふうに考えています。しかし、議員から御指摘いただきましたように、公平公正の原則に立ちながら、住民の皆様の声に耳を傾けながら、他の先の議員のところでも御答弁させていただきましたけれども、公共交通体系について一定の方向性を結論づけられるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

少しだけ再質問をさせていただきます。いまの西山間ルートの停留所問題なんですけれども、これは結果的に簡単な話なんです。運行路線の東山行きの走

行途中でちょっととめてもらえないのかと、緑ヶ丘の西北部でと、これだけのことでございます。もちろん目の前にコミバスが走っていくのを見る人から見れば、あれ、とまってほしいなあという安易な気持ちでも出てくるわけですから、もう少し、この緑ヶ丘の方々の御意見を受けて、事務的な考え方で解決できると思いますので、一つこれはよろしくお願いをしたいと思います。多分、公共交通会議の委員さんも簡単に了解してくれると思います。

営業路線に頼る北部地域っていうのをもう少し考え方を見ていただきたいなと思っております。これは、例えば北部地域の緑、若葉、椿の人口っていうのは、町人口の約26%、高齢化率でちょっと見ていきますと、町の30.7%ぐらいなんですね。町全体の高齢化率は30.6ですから、いま現在の南部地域と北部地域の、これは営業路線があるからということだけでコミバスサービスが悪いのかと、こういうふうにと考えると、先ほども申しましたように、きょうも言うておられます公正公平の原則というものを、やはりこれからも見ていただきたいなと、こんなふうに思っています。

これを一つの例でいいますと、南部地域の、単純に言えば、椿井のところから東山まで100円なんですよね、コミバスで行けば。じゃあ、緑ヶ丘、若葉台、椿台の方々が東山へ行くのに何ぼかかっているかということをと考えると、路線バスで180円から230円の区間料金があります。そして、元山上から東山150円ですか、足すと330円と、3.3倍のお金を出して東山へ行っておられるというのが現実ですから、こういう意味での公平公正というのは、私は見直してもらいたい、こんなふうに思っています。

特に、提案として申し上げますと、いま、路線バスが走ってる、先ほど国道、主要町道の話もしましたが、ここに営業路線のバスが普通は走っているのが本来ですから、いまの緑ヶ丘、椿台、若葉台、これは営業路線、当たり前のことやと私は思いますが、やはり公平公正の原則、それから高齢化率を考えていったら、いまやらないといけないのは、やはり営業路線のバスよりも、最奥って変ですけども、奥部の地域の方々へのサービスも含めると、コミバスが必要ではないかと、こんなふうに考えてます。

そういうことで、前にも質問を申し上げたかもしれませんが、営業路線のバスといまのコミバスと、これ、定員はほとんど一緒なんです。乗っているのはね。ただ、大きさが違うと。これは当然営業会社がやっておりますから、大ききの違うのは当然ですけども、乗車定員等が同じですから、私は前の提案でも申し上げたんですが、朝と夜の通勤通学帯は、これはもうやはり路線を優先するとしたら、どこかの時点でコミバス系に切りかえてみると、これも一つの方法だと思います。同じ、どうせNCさんに委託してるわけですから、コ

ミバス系に切りかえる、それによって、各団地の奥部をカバーできるんじゃないかと、こんなふうを考えます。そういうことで、時間帯を見直した上で、コミバスと営業路線の併用型にもっていくように、一つ検討していただければと思います。いかがでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

3点にわたる再質問であったと思います。まず、1点目ですけれども、まず、西山間ルート停留所の設置につきましては、近隣住民の方にとっては単に停車するだけのことというふうに認識されると思うんですけども、本格的にどうか、実際にルートに正式に停留所を設置する場合におきましては、警察との協議を初め、運輸支局の許可、各停留所の看板の変更、時刻表の改正等、諸手続きが、課題も含めてありますので、慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えてますので、御理解願いたいと思います。それから、公共交通会議のあり方については、これまでも何遍も答弁させていただいておりますが、平群町全体の公共交通のあり方をということ全体を考えてますので、今後もその方針で臨んでまいりたいというふうに思います。

それから、次に公平公正な公共サービスについてですけれども、この件につきましても、これまでと同じ繰り返しになりますけれども、基本的には、先ほどもおっしゃられましたように、営業路線と根本的なコミバスには違いがございます。コミバスの目的は、いわゆる交通の空白地の解消を中心とした、住民への生活支援というふうな、それを目的に運行をしております。そういった違いがあります。ただ、公平公正性の原則に立って行政運営を行っていくという認識については、当然必要でありますので、そのように考えてまいりたいというふうに思います。

それから、次の現営業路線バスの小型化、バスの大きさの話がありましたけれども、これにつきましては、バス事業者にも確認をしたところではありますけれども、基本的には事業者の業務経営方針に基づくものであるというふうなことの回答をもらっております。

それから、最後、現営業路線を昼間はコミバスに変更するということについての御質問についてです。これについては、議員の方から何度かこれまでもご質問をいただいておりますが、同じような答弁になってしまいますけれども、御提案をいただきました内容を仮に実現しようとした場合、ルートを分化をすることも必要ですし、1路線について車両を2台投入する必要も出てくるということも考えられます。また、運輸局への申請及び許可内容が現行と異なること

から、それぞれに合致した車両も必要になってきます。あわせて運転手の確保も必要となりますので、いま現時点では非常に困難というふうに考えておりますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議長

高幣君。

○7番

まあ、町の御答弁としては、いまおっしゃられるのは、私自身、個人的に見た場合も、そういう問題は仕方がないかもしれないんです。ただ、ちょっといまの話の中でおかしいなと思ったのは、やっぱり住民さんの声を大事にする公共交通会議と、こういうふうになってほしいなと思います。これは何も現在の公共交通の会議の委員さんをどうこうというんじゃないですけども、どうしてもやむなく、いろんな団体さん出身の方々とかですね、そういう人が委員になる傾向が強いわけです。そうすると、その団体さんの役員さんとか委員さんの地域ということで物を考えられます。やはり、できるだけほかの地域、自分の以外の地域のことも考えた議論をお願いをしたいなと、これは私自身が傍聴に行き行って聞いているときに感じたことなんです。それから、多分100%来られてないとは言いきれませんが、いつ行ってもいない団体さん、代表さんっていうんですか、そういう委員さんもいらっしゃるようになっていますので、そういう意味で、この公共交通会議の中を、いわゆる委員さんの選定についても、やはり2年に1回か、1年に1回変えていくというのも一つの方法じゃないかと思います。これは一つの意見として申し上げておきますので、まあ、このコミバスについては、これぐらいで結構でございます。次のほうへ入ってください。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

御質問の2項目めの役場組織の改編についての御質問でありました。行政を運営していく上で、その組織体制が大きな意味を持つということは、もちろん言うまでもございません。町の行政改革におきましても、その課題が最大のテーマとしておりました。限られた予算と人員の中で、地域住民に求められる行政サービスを低下させることなく、いかに迅速かつ効率的に組織運営を行っていくということが命題となっていた中、平成19年度より大きな組織機構改革を断行し、できる限り住民に近い行政を目指し、フラットな組織に改編をしました。当時、組織を根本的に改変することに相当な混乱も当然予想はされましたが、危機的財政状況の中、行政組織内にも危機的認識の共有があり、現行組織として一定の定着を見ているというふうなところでございます。

議員御指摘の部長を頂点とするピラミッド組織への再構築を再考してみてもという御提案でございました。これにつきましては、確かに組織運営上、重層的な階層組織が有効に作用されるものではないかっていうふうな御意見にももちろん異論はございません。むしろある意味正論であるのかもしれませんが、住民協働の地方分権化が進む公共の組織運営が、人員を抑制し、機動的、弾力的かつ効率的な行政運営を図り、さらに意思決定を迅速にし、同時に縦ラインに集中した権限と責任を分権・分散化することに重点を置くというふうな時代の中で、平群町独自の組織規模、さらには特性に照らし合わせた組織体制が、いま求められているのではないかというふうに思っています。

改編後、5年経過した今日、当初のこうした目的が十分に果たしているのかということの検証は当然必要かと思えます。現時点での総括としましては、少なくとも行政水準を低下させずに、目標としていました人員削減をほぼ果たし、そのことによる人件費支出の大幅削減ができたという点については成果があったのではないかというふうに考えております。ただ、かといって、現状、全く問題がないということも考えておりません。見えてくる課題を、今後とも掘り起こしながら、新たな組織体制の構築を検討する必要性が常にあるというふうに考えます。

組織は、当然人によって成り立っています。そういう意味では、決して絶対的に完成した組織なるものはないとは思いますが、よりベストなものに近づく改編は、今後とも目指してまいりたいというふうに思っています。そのためにも、今回、議員からいただいた御意見も真摯に受けとめてまいりたいというふうに思っています。今後とも建設的な御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長

高幣君。

○7番

ピラミッド組織という考え方については、どちらかというと、私の持論的な考え方でございまして、これを町がどう判断するかは、町長のお考え方だと思っております。組織とは一体何なりかと、組織とは人なりと、こんなふうに、いまも御答弁の中にもそういう傾向が見えております。その人というのは、どういふふうに動かしていくか、これが運営の問題、経営の問題なんです。そこでちょっと突っ込んでいきますと、これ、ちょっと小さな話で飛んでしまうんですけども、いま平群町はいろんな意味で財政問題とか、そういうところで話が、すぐに財政がどうこうということに動くわけなんですけど、ここで不思議に思ったのは、規則のところ、係ですね、これで企業の誘致係っていうふう

なんを一つ入れてもらったらいかがかなと思ってたんですが、今回、見た上では、私の見落としかもしれないけれども、企業の誘致係が入ってないなど、こんなふうに見ております。いま、今議会でも開発公社の問題ですね、解散による問題とか、そういうことが通過していつてるわけなんですよ。要するに、町有地というのは、これからどんどん増えていくのが現状でございます。この町有地は、やはり活用によって、これからの財政に対する大きなインパクトがあります。例えば、また、学校再編の話、きょう、別件でしておりますが、学校再編の話、幼保一体化の問題、これによって土地がまた浮いてくるというんですか、土地が出てくるわけなんです。廃止用の土地が。こんなものも含めると、やはりこれからは、企業誘致係というものを置いて、勉強していただいて、そして外に土地を売りに回る、こういう組織も必要ではないかなと、こんなふうを考えております。特に、歳入不足っていういまの平群町ですから、何とか、税收確保はもちろんのこと、こういう土地をいろんな形で活用していくためには、企業誘致係があったほうがよかったんじゃないかというふうに感じております。これが1点目です。

それから、いまの御答弁の中でちらっと感じたんですが、人員削減と人件費削減と、こんなふうな言い方をされておりましたが、ピラミッドの組織型にして、本当にお金が要るんでしょうか。そこら辺がちょっと意味がわかりません。現状の中でピラミッド化をすることによって、これが経費増になるのか、ちょっと不思議でたまりません。一度考え方をお聞かせください。

それから、まとめて言っていきますと、これは町長にもお聞きしたいんですが、ピラミッド化という意味なんですけどね、どんなふうに町長、考えているのかなと、ピラミッド化を。ピラミッドってのは、横から見れば通常三角形なんですよね。これは、絶対に三角形であることは間違いありません。この三角形の3の数字ってのはどんな意味があるのか、ちょっと私なりに、古いことわざを出してはいけませんけれども、調べてみると、一番皆さん方もよく御存じなのは、3人寄れば文殊の知恵と、この考え方なんです。3人で考えれば、いろんないい物が出てくるのではないかと、こんなふうにも言われてます。それから、家庭的に見たら、こんな話もことわざにあります。3人の子持ちは笑うて暮らす。やはり家庭っていうものも一番、私たちの組織の中での1番は家庭なんですよね。だから、そういう意味で、3人家族、これは子どもさん含めて見ていくとどないなるかいうと、奥さんと、それから子ども2人の3人、そして自分と、こういうことで、やっぱり3人っていうものは、こういう古いことわざでもあります。それから、こんなことわざもあります。3人知れば世界中と。これは三つの見方で物を見ていくと世界中が見えるんだと。これは自分の家も一

つの世界と見ての言葉なんです。それから、こんなのもありました。3拍子そろうという言葉、これもやっぱり三つ、3拍子そろうということは、これからの組織運営、町政についても、非常に3という数字が大事なんだなという感じになります。

やっぱり組織っていうものは、3人おって、物事をつくっていくことによって成り立つと、そういう意味で、私は、部長制の復活をお願いし、部長の下には、まあ3課とは言いませぬけれども、そういう形の課の組織ですね。そして、課の中に、これは3係とは言いませぬけれども、3の係を持っていく。そして、係長さんが3人を指導していく。係員さんは、家へ帰ったら、さっき言ったように、3の数字、子持ち、奥さん、子ども2人で、そして自分が家長として、家の長としてオペレーションをしていく、これが大事なことなんです。そういう意味で、私の個人的な考え方ですけども、ピラミッドというのは平群町発展の大きなファクター、行政組織のファクターではないかと、こんなふうに考えられてます。そういう意味で、町長自身にお聞きしたいんですが、総論的に見て、このピラミッドという考え方、いかがでしょうか。お答えを願いたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

大きく3点あったのかなと思います。1点目のその企業誘致とか、いま町が抱えております町有地の有効活用の、そういった主要施策について、特化した係を設置すべきではなかったかというふうな御意見がありました。それは十分御意見として賜っておきたいというふうに思ってます。

それから、2点目に、いわゆるピラミッド組織が経費増につながるというふうな印象があるというふうに、答弁上はそう聞こえたというふうな話でしたけども、そういう意味じゃなしに、ピラミッド組織が経費増を招くという意味じゃなしに、フラット化することによって、例えば管理職を削減し、人員削減にもつながったということで、結果として人員減になり、人件費の減になったというふうなことで申し上げたところでございます。

それから、ピラミッド化についての考え方ですけども、もちろん、御承知のとおり、現行におきましても、町長を頂点に、副町長、課長、主幹、その下に係長、主査、主事、主事補ってというふうな形のピラミッドの構成になってます。町が目指した組織再編は、平成19年度に行ったのは、その中で部長があったんですけど、部長を廃して、その分組織をフラットにし、簡素化することによって、意思決定の迅速化を図る、また効率化を図るっていうことを狙いとした

ものでございます。ピラミッド化という組織体制そのものが当然必要であるというの、認識については、全く同じでございます。いずれにしましても、議員も非常にそういう組織の問題について見識が深いので、いろんな形でいろんな御意見を、今後とも賜ってまいりたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長

高幣君。

○7番

まあ、組織論の話ですから、いま、私が古いことわざから何点か出して、3の数字を言ったわけなんです。そういう意味で、組織ってものは、町長の以下、いま、副町長の話が出ました。それから、課長が出て、主幹がと、こうなるんですけれども、私の考えでは、いわゆる補助職的な管理職は要らないと。ということは、部長がいて、課長がいて、係長でいいと。そして係員と、こういう考え方なんです。それは大きくなってきますと、そこに補助的な管理職っていうものがよく出てくるわけです。課長代理とか課長何とかというふうにね。そうじゃなくって、もう3人で物事をやるんだと、という考え方で私は申し上げてますので、最後、これは大きい意味で、条例改正で出されたのは、これもう断定して言ったら単なる事務分掌の変更じゃないのと、条例改正、もちろん条例上に載っているから改正なんですけれども、ある意味では、事務分掌的なやり方、入れかえですね、それをやっただけのことなんです。それは、さっきも申し上げたように、肥大化していく課があったから変えたと、こうことなんですよね。

例えばネーミングの問題も、ちょっと横へ行きますが、ネーミングの問題についても、私は今回のネーミングで一番気になっているのは、観光産業課と、こんな課ができた。観光産業課、なかなか観光に一生懸命の平群町なんだなというのはわかりますけれども、ただ、やはりネーミングの仕方として、観光が前なのか、産業が前なのか、このあたりに若干疑問を持っております。都市計画課のようにはっきりと都市計画っていうふうにならうたっているわけですけど、観光産業はどう見ても、ネーミングが非常に平群町は観光に力を入れているところやなど、こんなふうに思われがちであって、そうじゃなくって、産業に力を入れることによって観光を伸ばしていくんだと、こういうことやと思いますので、ちょっとネーミングもおかしかったかなと思います。

そういう意味で、この問題に関しての最後として、町長、ピラミッドについてどんなお考えを持ってはるか、ちょっと教えてもらえませんか。私は私で、ピラミッドが最大の問題だというふうに思っておりますので、町長のピラミッ

ド化についての御意見ををお願いをしたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

非常に難しい問題かと思えます。一長一短あるというふうに思えます。私、就任してすぐにその行財政改革大綱に書いてある部長制の廃止の問題に当たったわけですが、私もかねがね、組織は、こういう組織でございますので、2万人のまちの行政でございますので、大きな組織はできるだけ要らないんじゃないか、小さい組織にして、効率的に、しかも迅速に行政を動かしていくということが大切じゃないかというふうに思っておりましたので、即刻、部長制廃止を断行させていただいたというふうに思っております。

その利点が何かと言うとなかなか難しいんですけども、私自身が一つは住民に非常に近くなったと。現場の意見が、課長の意見が直接私に入ってくると。部長という、ある意味フィルターとするならば、それを通さずに、生の声が入ってくるという意味では、非常にいいのかなというふうに思えます。その分、私の仕事が非常に忙しくなったのかもしれませんが、そういう、先ほども課長が言いましたように、迅速化、効率化が図られたというふうに思っております。そういうことで、いまは何とかそういう態勢でいけてるというふうに思っております。結果としましては、そういうことプラスですね、課長からありましたように、結果としては総人件費の削減にもつながっているのかなというふうに思っております。ピラミッド組織がだめだというふうには思っておりませんので、今後、そういうことも視野に入れて、本当にこれでいいのかどうかということも含めて、検討をしていきたいとは思っております。

○議 長

高幣君。

○7 番

まあ、苦しいところだと思います。だから、一つ、上からピラミッドの角を叩いてみたらわかるんですね。四角を叩いたらちゃんと崩れますけれど、ピラミッドの角、一番頂点をハンマーで殴ってもあれはなかなか崩れにくいと、こういうふうなことですから、私はピラミッド化っていうのは必要であると。そのピラミッドの頂点に立つ部長制を言いましたけれども、部長がそれだけを握れるわけで、わかるようになるんですね。町長は町長で、やっぱり何も三副町長がほしいという意味じゃなくって、町長は町長として、ピラミッド化の中で大きなオペレーションをしていただきたいと思いますと思っております。この件は、これ以上議論し合いしても一緒だと思いますので、これはこれで終わります。

○議 長

はい、理事。

○理 事

それでは、3点目の西小学校と東小学校の合併におけるタイムスケジュールについての御質問でございますが、本議会初日の町長の冒頭のあいさつの中で、西小学校と東小学校を平成26年の4月には、新しい学校として開校できるよう最大の努力をしてまいりたいと考えている旨の御報告をさせていただきました。これを受けまして、保幼小中の各学校園とPTA、さらには、全町民に向けた報告や説明をまずは急いでやらなければならないというふうに考えています。

また、今後、検討、解決していかなければならない問題といたしましては、学校運営方針や教育計画の作成、通学方法及び通学路の検討、校名、校歌、校章等の検討、PTAの組織運営の方法、県教委との協議、学校設置条例の制定手続き、閉校式や開校式等の準備などなど、ほかにもまだまだたくさん出てくるとは思いますけれども、非常に多岐にわたるものでございます。これら一つずつの具体的なスケジュールにつきましては、現在、その案を作成をしている段階でございますので、御理解をお願いをいたします。

次に、今後の南小学校の再編成についての方向性、見通しについての御質問でございましたが、いわゆるアクションプランを堅持をし、これの理解を求めするために、南小学校のPTAの方や地域の方々と、今後も話し合いを続けていきたいということにつきましては、先日の校區別懇談会の中でも町長が直接申し上げております。西小学校と東小学校の再編成と同時に南小学校の再編成もできればいいという思いを持っておりますけれども、この思いを引き続き伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

いまの答弁で私は結構だと思いますが、ただ町としては、スケジュール表ですね、工程表、これはいま進んでいるのでしょうか。いつごろにでき上がるのか、そのあたりをお聞かせ願いたいのが1点。

それから、もう1点は、いまたまた理事の答弁の中にありました校名、校旗、校歌、校章と、こういう具体的なことが理事の答弁にあったんですが、これはやはり児童やPTAさん、小学校のOBさんと、あるいは地域の方々とよく煮詰めてはいただきたいと思います。そうしないと、やはり東小学校が新し

い小学校に変わるわけですから、これについては真剣に議論をしていただいた上でやっていただくのが普通だと思います。

そこで聞きたいんですが、じゃあ、いま遅れになっている、もともと東小学校に西、南と合併させようと、西、南も含めてやろうとしてたわけですが、南小学校さんとの接点の問題ってのは、先に新しい東の小学校の校旗や校章や、すべて決まってしまうと、南の方々の御意見が入らないんじゃないかと。町長の最終目的は東西南ですか、南ですね、この三つを合併しようというわけですから、南小さんの子どもたち、あるいはP T Aさん、地域の方々と、このあたりの、いま言った、特に具体名でいいますと校名、校歌、それから校章、校旗ですか、こういうところについて、南小さんとのやりとりはどんなふうにもっていかれるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議 長
理事。

○理 事
ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

スケジュールについてでございますが、議員御質問の中にもございましたけれども、幼保一体化の関係でのスケジュールについては、既にもう御提案、御提出を申し上げました。先ほども述べましたけれども、この小学校の再編成に関しますスケジュールはですね、いわゆるハードとソフトというふうに考えますと、ほとんどがソフト面におけるスケジュールが非常に多くなる。いわゆる理解を求める内容であったりですね、説明をする内容であったり、そういうことが非常に多くなりますので、幼保のもういわゆる一体施設の建設とは違って、ソフト面が非常に多くなるということで、そのスケジュールを立てること自体はそんなに時間がかかるものではございませんが、何と言いますか、そのスケジュールを立てたとおりにですね、その事が運んでいくかどうかというのは、非常に不透明、不確定な部分が、これは当然出てまいります。そういうことを御理解をいただいた上で、当然、案として、いつの時期にどういうことをしなければならぬかというのは、当然そのスケジュールを立てて、事に当たっていくわけですから、できるだけ早い時期にスケジュールについては完成をさせたいというふうに考えています。

それから、二つ目の御質問でございます。先ほど答弁の中でも少し述べましたけれども、まずはですね、もう既に各学校やP T Aにつきましては、町長の冒頭あいさつの内容等については、報告、連絡をしておりますし、各学校現場についても、既に教育委員会の方から連絡をいただいております。また、既に幼稚園や、あるいは東小学校のP T Aの役員との懇談会の日にちも設定を

されているところでございます。そういうことで、できるだけ早くですね、直接関係者でありますところにはですね、お話をさせていただく中で、さまざまな御意見もお聞きをしたいと。また、全町民に対するというふうにも申し上げましたが、これは1月の広報というのはいま既に間に合わないということがございますから、一つは2月号の広報に一定の記事を載せたいと。それと同時に、たまたまですね、ことし、選挙の関係で総代自治会長会議が1月の19日に延びました関係がございますので、その1月の19日の総代自治会長会議の中でもですね、各全体の総代自治会長がお集まりいただけますので、何らかの形でそのことについても御報告を申し上げなければいけないというふうに考えています。

それと、3点目、これは南小学校の再編成のときに、いわゆる西小学校と東小学校が対等合併の中で、校歌や校名、あるいは校章等々が変わっていったときに、南小学校がいわゆる合併されたときにはどう考えているのかということでございますが、基本的には、今回の再編成が対等合併という形でされればですね、その時期がいつになるかという問題はございますけれども、少なくともですね、例えば10年なら10年というふうな期間で物を考えたときに、またですね、校歌や校章や、あるいは校名を変えるというふうなことは到底できないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○7番

御苦労さまでした。再度になりますけれども、今定例会の冒頭で町長が御発言、あいさつされたことが、いま現在動いているわけですよ。一つの機動力になっているわけなんです。そういう意味で、きょう確認したいのは、町長、26年4月開校、東と西の、これについては間違いないと明言はしていただいていると思いますので、あえてもう1回とは言いませんけれども、一つ、26年4月にまずは東、西、合併していただき、そして南へも次へというステップを踏んでいただく、これですごくお願いをしたいと思います。

これで私の一般質問は終わりたいと思います。ちょうど時間です。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時00分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号6番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○5 番

失礼いたします。私の方からは、大きく2点にわたりまして質問通告を出させていただいております。

一つは、1点目、学校図書館の充実についてであります。これまでも何度か、この一般質問では取り上げさせてもらいましたが、基本的には学校図書館司書の配置についてであります。ことしの6月から中学校、10月から北小学校で図書館司書の配置がされ、ある意味、やっと学校教育のインフラ整備がスタートしたのではないかと、このように考えています。現在、中学校では、月13日間のみ開館、1日約2時間から3時間程度というふうにはお聞きをしています。それとあわせまして、そういう意味では、十分図書館を学校生活の一部として利用できるまでの状態には活用できていないのではないかなというふうには中学校には感じております。

一方、北小学校では、月曜から金曜日の学校の始業時間の開始から終業時間、図書館が開館されているので、子どもたちの学校生活の一部として学校図書館が機能してきているということもお聞きをしています。昼休みなどは大勢の子どもたちでにぎわっているとのこと。また、授業の下準備や研究授業などで、先生方も司書の方に相談をして、資料提供等アドバイスを受けるなど、学校図書館司書の活用の仕方という部分でも慣れてこられてきているというふうなこともお聞きをしています。また、月1回のお話し会も盛況とのこと、学校図書館が子どもたちの交流の場、あるいは憩いの場、そして学習意欲を引き出す場という役割も担いつつあるというふうに考えています。ぜひこの取り組みを町内小学校すべてに広げていくことが必要だと考えますが、今後どのような、計画的に進めていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

続きまして、2点目は、公共交通の充実についてであります。これもこれまで何度か取り上げをさせていただきました。一つはコミバスの部分で、南部ルートを組み入れた中央循環ルートが昨年11月からスタートして、約1年が過ぎています。利用状況を見てもみますと微増状況、多少増えてるんですが、なか

なか伸び悩んでいるのかなというふうに、利用者の人数を見るときに思うんですけども、この9月から、保育園、幼稚園の送迎が利用できるように、一部始発場所を変更するなどの改善が行われたものの、依然、帰りの待ち時間に1時間半以上かかったり、時間帯によっては2時間を超えるときがあるというふうな状況もあります。この公共交通の問題では、シンポジウムも公民館で開かれたように思います。私もそのときに行かせていただいたんですが、その中で、やはり利用者の会の方からも改善の声が上がっていました。

1ルート、北部から南部までカバーすると、どうしても時間がかかってしまいます。このコミバスの問題については、全国的にもいろんなことが言われているんですが、専門家の中でも、やっぱり1ルート1時間以内で運行するというのが、やはり利用しやすいコミバスの条件ではないかというふうに思っています。そういう部分では、いま平群町の現状では80分ですかね、1ルートかかっているということですので、そういう意味では、利便性も悪く、利用がなかなか伸び悩んでいるという状況ではないかなというふうに私は考えています。

そういう意味で、いまの中央循環ルートを、一つは2ルートにしていくべきではないかなと。一つは中央南部ルート、もう一つが中央北部ルートに分割して、午前中にも何人かの委員さんからそういうコミバスに対する質問も出たと思うんですけども、平群駅前のロータリーで北部、南部の乗り継ぎができるというようにして、1ルートの時間を1時間以内に短縮して行って、利用しやすい、そういうコミバスにつくっていくと、改善していくということが必要ではないかなというふうに思っています。この点について、どのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、二つ目については、いま平群町の中で路線バス、コミバスが走っているわけですが、それとあわせて、住民の足としてのデマンドタクシーの導入というのにも必要だと私は常々考えています。これまでも、その立場で質問もさせていただきました。そういう中で、答弁の中です、三郷町やその他の地域で実施しているところを視察等を行い、研究していきたいというふうに町当局の方から答弁をいただいていたところですが、その後どのような、このデマンドタクシーについての研究を進めておられるのか、進捗状況についてお聞きをしておきたいと思います。

以上、大きく2点についてよろしくお願いたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

1項目め、学校図書館の充実についての御質問にお答えいたします。現在、

町立図書館では、緊急雇用創出事業の補助金を活用しまして、今年度10月から、学校図書館支援担当職員1名を採用し、小学校への配置について、先行モデルケースとして北小学校に配置いたしました。始業から下校まで開館し、学校、町立図書館、ボランティアのコーディネーターとして、また、図書館の整備、読書相談、授業の資料準備や先生の資料選定の相談に応じられる体制をとっております。先生方には図書室を積極的に活用していただくようになりました。先般、利用統計をとりましたところ、先年度の同時期の利用に比べ、貸し出し冊数ともに二、三倍増えているとの報告を受けております。学校司書を待ち望み、受け入れ態勢が整っていたことにあわせ、採用した学校司書が児童サービスを得意とする経験豊かな職員ということで、成果を上げているものと思われまます。

平群中学校では、フルタイム職員の派遣はできておりませんが、あすのす平群の職員体制の許す限り、中学校の行事等にあわせ、放課後の開館支援を続けております。担当職員は、限られた開館時間の中で魅力的な掲示や書架づくり、予約リクエストの促進、先生の選書相談などを行い、ゆるやかではありますが利用者の幅が広がり、学校図書館のよさが浸透してきています。中学校におきましては、今後も司書教諭と学校司書の連携を図りながら支援を続けていきたいと考えております。このように学校と町立図書館の連携、努力を積み重ねつつ、学校司書の適正配置に向けて、学校現場と町で協議を継続するとともに、県にも配置していただくよう引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

いまの課長の方の答弁からいきますと、学校司書を配置をすることで、図書館を子どもたちが本当に、何て言うんですか、有効的に使える、使ってきている、それは利用人数と貸し出し冊数がね、いま課長の方から御答弁いただいたように二、三倍増えてきていると、そういう部分では司書を配置したことが学校図書館を活発化させていくということに大きく、やっぱりこの原因になったというふうに私は思っています。

保護者の方からも、やっぱり司書を置いてもらったことで、子どもたちが学校図書館、図書室へ行くのがすごく楽しくなったと。その司書の先生ともいろんな話ができるので、すごく子どもにとってよかったですってお声も私も保護者の方から直接聞いています。そういう意味で、やはり人が学校図書館をつくっていくという意味では、すごく大きな成果が出てきているのではないかなと

いうふうに思っています。そういう意味ではですね、やはり、いま北小学校だけの配置になっています。いま課長がおっしゃったように緊急雇用で対応されているというところなんですけども、課長の答弁からすれば、やっぱりその図書館司書の配置の評価を、評価されているというふうに思うんですけども、やはりそれは北小学校にとどまらず、全平群町の小学校にやっぱり配置をしていくというのが私は基本だと思うんですね。教育の均等化を図るのであれば、やっぱり司書を全小学校に配置をしていくというのが基本だと思うんですけども、その点についてのちょっと御答弁がなかったかのように思います。今後の計画ですね、どういうふうにして拡充していくのかと、全小学校に広げていくのかというところの御答弁は再度いただきたいと思います。

中学校の方については、最初聞かせていただいた時間よりかは増えてきているのかなというふうに思うんですけども、そういう中で、少しずつ生徒の中にも、学校図書館の利用というのが広がっているというふうにお答えあったんですけども、クラブ等の活動もありますから、なかなか小学校とは違う難しさがあるのかなというふうには思うんですけども、中学校でね、高校受験なんかも含めて、中学校での図書館を十分活用した形でのやっぱり、何て言うんですか、子どもたちがみずから学ぶという、そういう学習形態がね、きちっとできるという、していくという部分では、中学校でのさらなるそういう、何て言うんですか、充実を図っていただくということが必要だと思うんです。そういうところで、今後、この司書の配置、全小学校に進めていく上でどのように考えておられるのか、この点について、再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。議員お述べになったとおり、現在北小に配置しております事業につきましては、緊急雇用創出事業の平成24年10月から平成25年9月末までの1年間となっていることから、来年度の下半期の予算については、現在はまだ確保でき得ていない状況でありますので、所管課といたしましては予算確保について努力してまいりたいと考えております。厳しい財政状況の中ではございますけども、来年度の予算編成につきましては、先ほども申し上げましたとおり、学校と町立図書館の連携、努力を積み重ねつつ、学校司書の配置の継続、さらには拡充ということにつきましても努力してまいりたいと考えております。また、活用できるような補助金メニュー等の研究もしてまいりたいと考えております。

○議長

植田君。

○ 5 番

教育委員会サイドとしては、継続、拡充というのを目指して頑張っていくというふうな御答弁だったと思いますので、もうそれはぜひやっていただきたいと、北小でもすごくそういう司書の配置によって成果が出ているというふうに私も聞いておりますし、教育委員会のサイドでも、そういう評価、認識をされているというふうに理解はさせていただきますので、ぜひこれは全小学校に、今年度、1小学校からスタートしましたから、来年度はもう一つ、それ一遍に全部配置をしていただければいいんですけれども、なかなかそういうことも難しいのかなとは思いますが、できるだけ早く平群町の小学校で、すべての小学校です、きちっとした司書を配置をして、進めていただきたい。それと、緊急雇用でいま司書の配置をしているんですが、その必要性というのは現場も含めて認めていただいているわけですから、今後は安定的な学校司書の配置というのが求められてくると思うんですが、この点について再度お聞きをしておきたいと思います。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。先ほども答弁申し上げましたとおり、緊急雇用ということで、今回、今年度、試行的に北小で実施したということで、かなりの効果、成果が上げられたということから、引き続き継続をしてまいりたいと、まずは、現在、北小での配置につきましても継続するということが目標としております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、厳しい財政状況の中、来年度の予算編成につきましても、まだ現在は、その単費部分につきましても予算の確保ということには現在ができていない状況でございますので、引き続きまして、何か活用できる補助金メニューがあったら、そういったことも含めて、また考えていきたいと思うんですけれども、できる限り、当然、本来補助金のメニューがなくてもやりたいと、やる成果のある事業かというふうには認識しております。引き続きまして、予算確保に努力したいということで御理解いただきたいと思います。

○ 議 長

植田君。

○ 5 番

教育委員会、やる気でいらっしゃるみたいなので、ぜひよろしくお願ひします。そういう意味では、財政当局の方に、この図書館司書の配置については国

の方で基本的には交付税措置の対象事業としても上がっていたと思います。24年度からやったと思うんですけどね。そういう意味では、そういう位置づけもあるということは重々御承知だと思いますので、そういう意味では、財政当局もやはりそのことはきちりと認識をされて、そういう成果が出ているという事業については拡充していただくという方向で検討を願いたいと思うんですが、この点についてだけ、財政当局の方から御答弁を求めたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

司書の配置につきましては、いま議員がおっしゃったように、交付税措置というのはもちろん承知しております。ただ交付税というのは色のないお金ということですので、とはいえ、というのが、いま現在の残念ながら財政状況でありますので、すぐ明確に、交付税が算入されねえから入れるというふうなことにはならないんですけども、一方で、その学校の再編の話とかも進んでますし、そういった状況も踏まえながら、できるだけ教育水準が向上できる、そういったことは財政側としても支援してまいりたいとは思ってますけども、なかなか現実問題として難しいという財政上の問題があるということも御承知願いたいと思います。

○議 長

植田君。

○5 番

難しいということなんですけれども、この平群町での子どもたちの教育の整備というんですか、教育長も常々おっしゃってる小さなまちでの大きな教育というところでは、やはりそういう人が人をつくっていく、それが大きく子どもたちの教育水準の向上につながるということで非常に大事だと思いますので、そこら辺は特段、財政当局もやはりきちっとそのことは認識をしていただきまして、今後、すべての小学校で学校図書館司書の配置が行えるよう対応していただきたいというふうに思っています。この件については、以上で結構です。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、2項目めの公共交通の充実についてに関する御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目で御質問の、中央循環ルートの平群駅ロータリーを起点に利便性

を図ってみてはという内容の御提案なり、御質問であります。先に午前中のときに、先にほかの議員の中でも答弁させていただきましたので、重複することになるんですけども、今後、駅周辺事業の進捗状況にあわせて、また社会資本整備総合交付金の交付期間中に、ただいま御提案いただいた内容の御意見も参考にしながら、あわせて利用状況も十分に検証する中から、広く多くの意見をいただいた上で、よりその移動の利便性向上を目指して、平成26年度を目途に、一定の方向性を結論づけられるように努めてまいりたいと考えています。

2点目で御質問の、デマンドタクシーの導入検討についてでございます。この間、三郷町の予約制乗り合いタクシーや吉野町のデマンドタクシー等の施設視察に加え、本年11月には兵庫県上郡町のデマンド交通の実情について視察研修しました。ここはデマンド交通とコミバスを併用して走っているというようなことでの視察でございました。これらの自治体につきましては、いずれも路線バス事業の縮小等により、いかにその地域住民の交通利便性を確保するかや、バス等が運行できない交通空白地域にお住まいの方々を対象に、地理的条件や地域特性もかんがみながら、試行錯誤する中で、特色あるデマンドタクシーを目指していて、現在試行しておられるというふうになっております。地理的条件や地域特性等々につきましては、平群町のそういう状況とは若干異なりますので、そういうことも含めて考えなければならないというふうに思っています。平群町におきましても、コミバスやデマンドタクシー等のあり方について、運行経費の費用対効果もかんがみの中で、こうした先進自治体の運営方法を参考にさせていただきながら、メリットやデメリットを掘り起こし、いま現在進めているところですけども、資料整理をした上で、平成25年3月実施予定の平群町地域公共交通会議の中で提案し、協議してまいりたいというふうに考えてます。もちろん、その場合、議会へも公共交通対策特別委員会等がございますので、そこを通じて報告をし、意見も承ってまいりたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○5番

まず、コミバスの件ですけども、行政としても一定見直しをしていかなあかんという認識は持っているというふうに思っています。そういう中で、やはり、最初するときにも言いましたように、多くの住民の方から、待ち時間が長すぎて使えないというのがもう圧倒的に多いんですね。そういう意味では、そういうのを解消する方法がどういう方法としてあるのか。住民の生活圏というところを、平群町の中でもですね、全部が生活圏ということは少ないと思うんで

す。そういう意味では、私は北の、私自身が住んでいるのが平群町の北部の地域ですから、そこからいけば、この役場近辺を含めるそこから辺、その地域ぐらいが、やっぱり一番よく利用するという地域となるんですね。それを越えて、南まではなかなか、私自身も普段の生活の中で使うことが少ないというふうに思うんですが、そういう意味では、平群町の中心地であるこの役場周辺には、医療機関等々、買い物施設もあるということで、私の住む北部の地域からも、バイパスのところにあります医療機関の、あそこへたくさん利用をされているというふうにお聞きをしています。そういう部分では、そこまで北部地域の生活圏としては見るのがいいのかなというふうに思いますので、そういう意味では、少しでも待ち時間をなくして行って、利用しやすいコミバスにしていく、そのことが利用率の向上にもつながっていくというふうに思っていますので、ぜひ、そういう意味では、2ルートにわけて乗り継ぎをして、必要な方は南まで使うし、必要でなかったら、この平群の中心、役場周辺まで使えるルートというところの、これはぜひそういうふうな検討、それから特に利用者の方々、それから地域の方々の、北部やったら北部から乗りはる方々の、そういう利用実態とか、あるいは利用者の声っていうのも十分聞いていただいて、とにかく利用しやすいコミバスへの改善というのは、これはもう絶対条件ですので、そういう意味では、そういう提案をさせていただきたいし、また、そのことについても十分検討させていただきたいというふうに思っています。

それと、もう一つ、バスの時刻表というんですか、時刻なんですけれども、これもそういう研究をした中で聞かれる声が、同じ時間にそのバス停では乗れると、だから、1時も2時でも、20分やったら20分、30分なら30分という、そういう同じ時間帯での乗車ができるということが非常に利用しやすい条件にもなっているというふうに、これもそういうコミバスなんかを実施されているところを出ている研究結果としてお聞きをしています。そういう部分では、利用者が利用しやすい時間、バス停ごとに一定の時間に決めるということも一つの方法だと思います。そういうことも含めて、十分検討を願いたいというふうに思います。

それと、2点目のデマンドタクシーの件です。町としても、幾つかの自治体に行かれたというふうにお聞きも、私もしています。そういう中で、デマンドタクシーのルートを決めて、そこだけを走っているというところもあったやにのように聞いていますので、ただ平群町の場合は、いま現在、路線バス、それからコミバス、それを補完するものとして、私はデマンドタクシーの必要性があるのではないかなというふうに思っています。これも前のときに言わせてもらいましたが、樫台は、午前中の質問でもありましたが、樫台はやっぱり高齢

化率、すごく上がっています。そういう中で、あの坂道を上がっていけないという高齢者の方、たくさんいらっしゃるわけですから、また若葉台の上の方にも、路線バスから相当また上がらないとだめだというふうなことが言われています。私自身は、三郷町が行っているデマンドタクシー、これ、全国的もあそこだけなんではないかなというふうに、あの形態でやっているところがね、非常に珍しいんですが、使った分だけ費用が発生するという形ですから、まあ言うたら一定補助金を使おうが使うまいが渡すという方式ではなくって、利用した分だけ払うと、非常に効率的ではないかなというふうに思うんですね。

そういう意味では、三郷町では、いま登録が4,000人超えているそうです。1日大体四、五十人の利用があるというふうにも聞いています。乗り合いになれば、まあ言うたら、金額は同じだけど、そこで4人乗ってくればったら1人300円で行くわけですから、残りの分だけを町が負担すればいいと。物によっては、何て言うんですか、乗車料金の方が払う料金より上回るというような状況も発生するというときもあるらしいというふうに聞いてはいるんですが、そういう意味では、効率的な運用という部分では、私は三郷町の事例を十分研究されることがいいのではないかなというふうに思います。

それと、お隣三郷町は竜田タクシーにその委託をされてるわけですから、竜田タクシーの方で、事業所の方でそのシステムも置いて、人も配置をして、その分の三郷町が補助というか、その分の人件費も含めて見てるらしいですが、それが平群町がそういう方式でやるとすれば、三郷町と一緒にそれを利用することで、経費を節減していくというふうなことも検討できるのではないかなというふうに、いま単純に思ってるんですよ。それができるかどうかはわかりませんが、そういうことも研究していくことが必要ではないかなというふうに思っています。このシステム自体は、年間四、五十万のシステム使用料を払っているそうですので、そんなに高いものではないですし、それも共有できるのであれば、三郷町と、まあ言うたら、その部分、費用負担しながらやっていけば、平群町にとっても軽減できる問題でもありますし、そこら辺のところをもう少し、町としての考え方も含めて御答弁いただけますでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

何点か御質問、再質問をいただいたわけなんですけども、基本的に利用しやすいコミバスを目指すっていうことは、もちろんそれを目指してずっとやってきてますので、今後ともそういうふうにしていきたいというふうに思います。ただ、やはり、どうしてもすべての地域のすべての方が自分の一番都合のいい

状況になるっていうことは、これはもうちょっと難しいっていうふうに思っています。基本的にコミバスというのは、先ほども御答弁させてもらった中にありましたけども、基本的には公共交通空白地域の解消を目指して、住民の生活の利便性確保ということで、生活支援を中心に考えておりますので、そういう意味じゃ薄く広くというふうなところもやむなしというふうに思っていたきたいというふうに思っています。幾つか御提案をいただきました。ダイヤ上、同じ時間にバスの利用ができるダイヤとか、いろいろ、それ以外にもいろんな意見を承ってますので、それらについては、やはり真摯に受けとめて、できることについては取り入れてやっていきたいというふうに思います。

デマンドタクシーの件につきましても、先ほど議員おっしゃったように、町の方としましても、基本的には、仮にデマンドタクシーを入れるにしたって、平群町の中では基本的にはコミバスを補完する、そういうふうな位置づけで、いま現在、その調査研究中でございます。現在調査研究中で、まだその内容を報告できるようなものになってませんので、もう少しそれはお待ちいただきたいんですけども、いずれにしても、できましたらまたお示しさせてもらって、御意見を賜りたいというふうに思っています。三郷町とコラボしてはどうかというふうな御意見なんかも、これも御意見として承っておきたいというふうに思います。なかなか、現在、デマンドタクシーの件については、いま現在、資料を作成中ということで満足な答弁にはならないんですけども、以上の答弁で御理解願いたいと思います。

○議 長

植田君。

○5 番

私がコミバス、路線バスを補完すると言わせてもらったのは、その地域は、その対象から外すのではなくて、路線バスやコミバスの停留所まで行けないというふうな方々もいらっしゃるわけなんですね。そういう方々も含めて、それをカバーしていけるとしたら、デマンドタクシーではないかなというふうに思ってるんです。そういう意味では、三郷町は、町内では1回300円で乗車ができるということで、来年度から王寺への、いまは行きだけですけども、帰りも乗車できるような方向でするだとか、あるいは運行時間を拡充していくというふうな、そういう方向性を持っておられるというふうに聞きましたし、この間、1時間前の予約が30分前から予約をして使えるというふうになってきているわけですから、やっぱり高齢化が進みますと、よう歩いてバス停まで100メートル行けるか行かれへんかというふうなこともお聞きをしています。そういう意味では、そういう人たちも含めて利用できる、この平群でずっと住み

続けてもらうために、それを利用して外へ出ていってもらうことが、元気で暮らしていただける一つの手助けになる一つの方法ではないかなど。また、いろんなところで人との交流をすることで、健康に過ごしてもらえるとというのは一つの方法ですので、それはデマンドタクシーについても、十分、やはり、そういうところも含めて、これからもいろいろ、私の方からも提案なり、意見を言わせていただきますので、そういう意味では、26年度でこの事業、まあ言うたら補助金メニューが終わるわけですから、そういう意味では、そのときには本当に皆さんが利用しやすい、そういう公共交通体制が平群の中でできているという形にしていくために、私も意見を言いますし、行政側もその立場で進めていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわります。

発言番号7番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○6番

通告に基づきまして、大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目は、上水道料金の値下げをとということで、この数年間、老年者控除の廃止などによる増税、また介護保険や医療保険の負担増、雇用情勢悪化による収入減など、私たちの暮らしは相当悪化しています。そのことは平群町住民の1世帯あたりの年間所得額、平成20年度には410万円でしたが、24年度は346万円、実に16%、65万円も落ちていることからでも明らかです。ちなみに国税庁の調査では、資本金2,000万円未満の中小零細企業で働く労働者の年収は、この10年間で46万円の減ということです。これから見ても平群町住民の所得の落ち込みは大きいものがあります。こんなときだからこそ、住民の皆さんの暮らしを少しでも守る、そんな施策が地方行政にも求められます。

その一つとして、来年度から上水道料金を引き下げる決断をすべきだと考えます。これは、町財政が厳しくてもできることです。なぜならば、奈良県は来年度から市町村への県営水道の受水費を、現行の1トンあたり140円を130円に引き下げ、さらに一定の基準を超えた分は90円にする新しい県営水道料金制度を実施する予定だからです。現在開会中の県議会でそのための条例案が審議されていますが、可決成立することは間違いないものと思われれます。

県営水道の受水費は、3年前の平成21年度まで1トン145円でした。22年度から140円になり、今回130円です。3年前の5円引き下げで、平

群町の経費は約 9 1 0 万円軽減されました。これは加入 1 世帯平均で約 1 , 2 0 0 円になります。今回の県営水道の料金値下げで、平群町の経費軽減額は 2 , 1 8 6 万円と試算されています。合わせて約 3 , 1 0 0 万円、この額は加入 1 世帯平均で約 4 , 0 0 0 円に相当します。3 年前、そして来年度からの県営水道の値下げは、水道会計から見れば棚からぼたもちというべきものです。この経費減を、水道料金値下げという形で住民の皆さんの暮らしを少しでも守るために活用すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

大きい 2 点目は、県内消防の広域化について。県内 3 7 市町村による消防の広域化については 9 月議会でも質問しました。その後、広域協議会から運営計画案が発表されています。この間の説明と大きく変わったのは、これまで今月 1 2 月の広域協議会の総会で、参加市町村長の調印が来年 6 月の各市町村議会議決後の 7 月の総会に延びたことです。まず、これはどのような理由によるものなのか説明していただけますでしょうか。

次に、この運営計画案の内容について、町長の見解をお尋ねします。加入の是非を判断する上で重要なのが、消防力がどのようになるのか、町の経費負担がどのようになるのかということです。まず、消防力については、はしご車やポンプ車、救助工作車、救急車といった車両関係費が、現行体制のままでは 5 8 億 5 , 5 0 0 万円かかるが、広域になれば 5 2 億 3 0 0 万円で、6 億 5 , 2 0 0 万円経費が軽減できるとなっています。これははしご車やポンプ車、救急車などの車両総数が広域化で必要台数の基準が変わり、減少するという事なのででしょうか。そうであるならば、この部分だけを見ても、消防力の低下につながる事になると考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

次に、参加自治体の経費負担について。職員給与は 8 級制または 9 級制を採用して、新組織発足時から一元化するとし、この人件費は、当面は自賄い方式ということですが、このことで現在の西和消防の人件費は増えると考えます。また、統合のための初期経費や人件費以外の統合本部の物件費や維持費などは、基準財政需要額による按分となっています。このことで、統合後の平群町の負担はどのようになるのか明らかにしてください。いずれにしても、県内 3 7 市町村の広域消防にすることで、消防防災力が向上し、経費も軽減されるというのであれば、署所や車両は減らさないことや、来年秋の総務部門の統合、平成 2 8 年の通信部門統合、3 3 年の現場部門統合という節目節目後のそれぞれ自治体の負担がどうなるのか、きちんとした数字を示すべきだと考えますが、これについての町長の御見解を伺います。

以上、大きく 2 点、明解な答弁をよろしく申し上げます。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、まず1点目の水道料金に関する御質問にお答えをいたします。

来年度より、県営水道受水費の値下げが予定されておりまして、それによる平群町水道事業の経費節減効果につきましても、議員お述べのと通りの試算となっております。県営水道から受水している団体は24団体ありまして、大滝ダム供用開始にあわせて、今後の県内における水需要の減少傾向に対応した県施設の更新改良費やその抑制、経営努力により、市町村の受水費を軽減し、受水市町村の経営や県水の有効活用を十分考慮された上での料金改定と理解しているところでございます。

また、御承知のとおり、水道事業は、水道水の供給を受ける受益者からの料金収入で維持されています。この独立採算である財政に対して、住民の社会保障負担や雇用情勢悪化、あるいは可処分所得の低下などに対する補てん的な意味合いで、政治的判断をもって水道料金を改定するという事は公営企業法の趣旨に反し、本来の水道事業経営を危うくすることになります。住民の生活を守ることは行政の重要な責務ではありますが、その方法は、それぞれの制度、施策ごとに検討するべき課題と存じます。平群町水道事業会計においては、現在のところ利益剰余金を持たず、未処理欠損金を1億2,800万弱計上している債務超過の状況にあります。また、今後は昭和30年代後半からの人口急増に伴って整備拡張されてきた水道施設が大量に耐用年数を迎え、その更新のための投資が必要になってまいります。今回の県水受水費値下げによる経費節減につきましても、棚からぼたもちという表現をされておりますが、いままで財政状況の中で手当てすることができなかった老朽化した施設の更新費用等に充てられる絶好の機会を得たものととらえ、現行の水道料金単価は当面維持すべきと考えております。

○議長

山口君。

○6番

まあ、大体木で鼻をくくったような答弁になるんですね。住民、最後の方で、棚からぼたもち、いや、まさにそのとおりでしょう。もともと予定してなかった。それで、いまいろいろ述べられたけれども、結局、普通ですね、一般的な商売で、仕入れ値が安くなれば、当然売値も安くなるっていうのが普通のことなんですよね。それで平群町は、いま県水から八十数%ですから、ある意味ほとんどもう県水に頼っているという状況です。そこがね、145円から130円、さっきも言いましたように、基準を超える部分については90円です

から、平群町の場合、これ県がつくったのか、町がつくったのか知りませんが、私は町がくれないので県からもらいましたけれども、平均で、いままで、例えば去年まで140円、3年前まで145円だったのが128円になるという試算なんだ、単価が。これだけ単価が減ってるのに、それを1円も、それを買ってもらっているというか、お金を払っている住民に1円も還元しないなんて答弁ありますか、普通。常識に考えて。いや、そこがね、町長、町長の姿勢なんですよ。要するにね、住民の暮らしなんかどうでもええという姿勢なんです。もちろん設備投資とか、いろいろ要ると、わかります。当然要ります、いろんなところに。でもね、こっだけ下げているものを1銭も下げない。いやもう、こんなん、課長には答弁要りませんから、町長、全く下げないということですか。そういう答弁でよろしいですか。そこだけ答弁ください。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

仕入れ値が確かに安くなる、県営水道の受水費が下がると、これをもって、それがイコール平群町の水道料金にはね返るとかと。県営水道を受水して、それを町の施設で受けて、それを配水していくと、そういった施設に係る原価もあるわけです。先ほど申しましたように、耐用年数を超えるような施設がほとんどになってきていると、今後これの更新費用もかかっていくということを考えると、単に県の受水費が下がったからといって、町がこれから送っていくために必要な経費がいままでと同じだということではないということ認識していただきたいと。将来的に、当然受水施設、あるいは町の上水施設、すべてです、昭和40年前後からこれ以降急激に拡張されてきた施設が、もう40年、あるいは50年近くたつてくると。これをですね、これまで対処療法的に故障した施設を、設備を修繕するという程度のことしかやってこれませんでした。23年度決算のときにもお話したと思いますが、石綿管でもまだ、残念ながら3キロほど残っていると。こういったものの当然入れかえも必要になってきますが、まだまだなかなか手をつけられていない状況にある。こういう投資を考えると、県水の受水費が下がったからといって、すぐに料金を値下げするという状況にはならないという答弁でございます。何も住民の生活についてですね、町長が何も考えてないということではございませんので、その点、答弁させていただきます。

○議 長

山口君。

○6 番

最後のところは課長が答えるべき問題じゃないんです。それは町長が答えるべきなんです。あのね、設備の更新とかそういうものは、県水が下がらなくてもやらないとだめなんです。ただ、それを早くできるかどうかというのは、いま、課長がおっしゃった答弁にあった中で、それはそういうのは考えるべきでしょう。しかしね、下げなくてもやらなければならないいろんな設備更新というのはあるわけで、壊れたら、当然直さないと、水道が出なくなったりしたら困るでしょう。でも、それを県が下げるということは、それはいろんな状況があって下げるんですけれども、これを機会に、年間で3, 100万、前の分も含めればね。今度の二千百数十万だけにしたって、全部でなくっても、一定住民に払ってもらってる水道料金、これはほとんど全住民が払うわけですから、一定下げるということをね、当然行政として考えるのが、検討するのが普通でしょう。検討して、それは全額その分を、下げた分全額を住民に還元するということになるかどうかは別にしてね、ちょっとでも還元しようとする気があるのかないのか。いまの答弁だったら全くないということですよ。そんな考えはさらさらないと。住民の暮らしは大変なのはわかるけれども、安くなった分を下げる気はさらさらないとという答弁、町長、それでいいんですか。さらさらないとというなら、さらさらないって言ってください、経費が大変だから。課長が答弁すること違う、そんなもの。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

下げる気はさらさらないとというふうには申し上げておりません。今後の更新費用を十分考えていかないと、軽々にですね、いますぐに値下げするというふうにお答えはできないということでございます。もちろん、今後の更新費用や今後の経営を考える中で、もう一つ平成26年度の予算決算から会計基準も変わってですね、資本の状況も大分悪化するということが想像もされますし、そこら辺のことも考えながら、料金については検討していきたいと。ただし、いま、この12月、県会でですね、受水費の値下げが決まったからといって、申しわけないですが、平成25年度からですね、いきなり水道料金を値下げするという状況ではございませんので、そういう旨での答弁でございます。

○議長

山口君。

○6番

それやったら、最初にそういうふうには、来年度は無理でも、再来年ぐらいからはちょっと検討して考えますっていう答弁を最初にすべきでしょう、それだ

ったら。最初の答弁なんか、全くいまの状況で、平群町の水道会計の状況、また、古くなった設備の更新、そういうなのを考えれば、全然できないっていう答弁だったじゃないですか。だから、町長にどうなんですかって聞いている。だから、課長のもう答弁する範疇なんか超えてるんだから、無理に答えなくていいんですよ。町長、答えてください。

○議 長

町長。

○町 長

いま、課長が答弁申し上げましたとおりでございまして、現在、上水施設も含めましてですね、その更新の是非も含めまして、水道施設全般のですね、施設更新をどうしていくかということを検討に入っております。そういった中で、シミュレーションもいたしまして、そういうことを含めまして、当然検討してまいるといふことで御理解いただけますようお願い申し上げます。

○議 長

山口君。

○6 番

検討するということなんで、来年度から無理っていうのは、さっき課長も答弁してますけど、ただね、言っておきますけど、ほんまに棚ぼたなんですよ、こんなん。それでね、全額でなかったって、それはやっぱりね、さっき私、最初に言った平群町の住民所得の落ち込み、これは税収にも響いているわけじゃないですか。もう本当に大変な状況になって、それは町財政も大変かもわかんないですけど、住民はもっと大変なんです。そんな中で、やっぱりこういうふうに県の方が、平群町が意図しないところでね、下がってきてるわけですから、結構大きいんですよ、率的に言えば。8.44%ですよ。ほんで、住民1人平均でいえば、4,000円の要するに額になるんです、今度の、この試算で見ればね。3,000万円ということであれば。前の5円も入れてですけど。今度だけのやつで見ても、前が1,200円でしたから、まあ2,800円ぐらいの1世帯平均でいえば値下げになりますから、それをやっぱり、まだ12月やからね、来年4月から下げるにしたって、それで下げ方もいろいろな下げ方があるんですよ。

いま、これ、西和7町の水道料金の体系表を持ってますけど、平群町は西和7町の中では、例えば13ミリの20トンを基準にすれば、大体真ん中辺の料金になるんです。ただ、これを見ると、例えば河合町の上牧町は、基本料金は平群より高くって、河合町は、例えば1,200円の基本料金なんですけどね、8リッターまで使っても、要するに1,200円、要するに、平群町の場合は、

基本料金が100円で、それで10リッターまで単価が100円ですから、2,000円になっちゃうんですね、10リッター使えば。でも、河合町の場合は、10リッター使っても、そこまでいかない。基本料金は1,200円と高いですけど、そうはならないと。例えば、基本料金を500円値下げするとかね、その程度だったら、さっき言ったように、1人平均4,000円も、この間、県水で1世帯平均4,000円も下がっているんですから、例えば基本料金のところで、いまの1,000円を500円にするとか、また、例えば5リッターまでは、最初の5リッターまでは、その100円を取らない、ゼロにするとか、基本料金はとってですよ。そういういろんなやり方があるわけじゃないですか、全体に引き下げるっていう。それだったら、そんなに、今度下がる分の、例えば半分でも4割でもいいですけども、それぐらいは値下げする、そういう方向で、私はね、もう来年は無理だというようなことを言っているから、あんまり言いたくないですけども、本当なら今12月議会ですから、県も12月議会を出してきたということは、市町村が4月からの料金体系変えられるように私は配慮しているんだと思いますよ。

だから、そういう点でいえば、平群町もですね、やっぱり気持ちの問題というのがありますからね。全く下げないいう、やっぱり姿勢の問題、気持ちの問題っていうのはありますから、せっかく県水が下がるんですから、その点はね、1回もうちょっとしっかり検討して出していただきたい。それから、これはきょうの質問にはありませんからあれですけども、また3月議会で聞くかわかりませんが、先ほど、実は今後どれだけの設備投資が必要やって聞いたら、それは金額が出てくるでしょうけれども、それをじゃあどういう計画で、どれぐらいの金額を計画しているのかっていうのはですね、3月議会ぐらいにはですね、当然資料として予算審査するときに出していただければと、きょうはいいですけども、思います。この件はこれで結構です。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、次に2点目で御質問の県内消防の広域化についての御質問についてお答えさせていただきます。まず、1点目の、本年12月予定の、参加市町村長によります調印予定がなぜ来年4月に変更延期になったのかとの御質問でした。町が協議会の方から聞いている理由としましては、5月の総会以降、各市町村から、やはり議会への説明が十分でない時点での市長村長の消防広域化に対する調印は拙速ではないかという意見が多々寄せられた中、11月12日の小委員会でそのことの合意確認がされたというふうな経過があると聞いてお

ります。

次に、はしご車や救急車等の車両が、広域化によって配車基準の変更があり、減少し、消防力の低下につながるのではないかなという御心配の御質問でした。これについては、広域化によって配車基準が変わって、車両台数が減少するっていうことは、これはないということでは協議会の方とももちろん確認しておりますので、そういう心配はないというふうに考えてます。

次に、消防の職員給与の格づけの問題とか、人件費以外のいわゆる消防本部の経費負担について、基準財政需要額ベースでの按分対応ということに関する御質問につきまして、現在、西和7町の事務担当ベースでも、広域化協議会にこの辺について疑問を投げかけ、明確な回答を待っているところでございます。いずれにしても、これらのことにつきましては、統合後の平群町の負担が具体的にどうなるのかということに直結してきます。今後の対応方針としましては、特に経費負担及び消防力の向上、この2点を最大の関心事ととらえると同時に、平群町が単独で走るのではなく、西和7町が結束して、行動を共にしていくという基本スタンスで、西和の連携をとりながら、引き続き広域協議の動きに注目してまいりたいというふうに考えています。

町としましては、広域消防化に前向きな姿勢であるということに、いまでも変わりはありませんが、仮に順調に広域化協議が進むとしまして、広域化後のルールづくりについては、可能な限りその明確化を求め、広域化後に思い違いやトラブルのないように、納得して広域参加できるようにしたいというふうに思っております。いずれにしても、事務組合としての広域消防組合の組織運営については、ややもすれば一般住民から遠い存在ともなり、その運営が見えないというふうなことも考えられます。そういう意味でも、地域住民から信託を受けた、市町村行政や議会がしっかりと対応していかなければならないというふうに考えておりますので、御理解願いますようお願い申し上げます。

○議 長

山口君。

○6 番

市長村長の調印が延びたっていうのは、いまの説明でよくわかりましたけれども、そのね、消防力低下しない、当面はしない、もう全部当面っていうのもありますけれども、しかしね、これは奈良県消防広域化協議会第5回小委員会次第という、ことし11月12日に行われた小委員会の、ここは運営計画はこれですけれども、それよりもこっちの方が詳しく書いてあるんでね、経費のところ。ただ、その車両関係費がね、要するにこれは、だから現行やったら、さっき言いましたように58億5,500万円かかるのが、広域になれば52

億300万円っていうのはね、多分これ、買いかえとか、そういうことも含めてだと思っんですよ。現に金額が6億5,200万円も減ってるわけですから、当然スケールメリットということで、多分、そういうものが減らされる、車両台数が減らされるということだと思っんですよ。これ、数字はね、台数は一緒になってるんだけど、金額は安くなる。そんなことがあり得るのかどうかわかりませんが、何でも、何で言うかというとな、9月に聞いたとき、私も西本課長の答弁をうっかり聞いてて指摘しなかったんですけども、人口によってはしご車の台数とか、そういうものが変わるんですよ。ちょっといま細かい数字は忘れましたけど、例えば5万人で4台はしご車が必要とすれば、30万人の人口、6倍になったからって言って、6、4、24台じゃなくってね、14台でいいっていうことになるんですよ、基準が。国の消防力の基準がですよ。ということは、いま、西和7町の、西和消防の管内人口は8万、西和7町は14万ぐらい、14万から15万の間ですよ。それが、今度、奈良市と生駒市を除く、あと37市町村になると、90万人になる。当然、基準が変わってくるから少なくて済むというのが1点。だから、そういう心配はないのかということで、その例としてこれを出しとる。

ほんでね、この前、11月に生駒郡の議長会の研修会があつて、研修のあとですな、県のこの広域消防の担当者からいろんな説明を受けたときに、いろんな方が質問されてました。三郷のほうからの質問でも、これはあれですけど、農協の関係、農協の合併を引っかけての話でしたけれども、合併する前は絶対減らさんとか、支所とか、そんなんは減らさんっていうけど、実際は減ってるやないかというのが、そういう話でした。私は農協のことはよくわかりませんが、そういう事例が多いと。だから、いまそうは言ってるけども、だから、その心配があるから、きちっとね、じゃあ90万人の広域体制になったときに、じゃあいまポンプ車は、全部あるやつより絶対減らないのかどうか、そういう約束もちゃんと取りつけていただきたいなというふうに思っんです。救急車もそうですしね。

もう一つはね、ここでいま答弁なかったですけど、90万人になると、9級制になるということ、これ、給料、職員の給料。いま、多分西和は6級か7級、7級かなと思っんですけれども、それが8級から9級になるっていうわけですよ。ある人に言わせれば、各消防本部のトップは全部いま7級ぐらいなんで、合併すれば一気に9級になったら、給料が一遍に上がって、だから皆賛成してるんだって、こういううがってるんかどうかは知りませんが、そういう見方をする人もいます。私は給料を上げることに反対ではないんですが、それによる経費がどうなるのかということが余り明確にされていない。人が減って、

スケールメリットで、要するに経費も減るって言ってるんだけど、実際そうなるのか、そうならない可能性が非常に高いということがある。特に西和の場合、給料とは別に、基準財政需用額から見ると、ほかの消防本部に比べて、前も言いましたけれども、非常に効率よく、面積が狭くって、何ていうんですかね、効率のよい、7町足しても面積しれてますから、効率のよい消防体制が組めるということで、多分吉野とかのああいう人口の割に面積がめちゃくちゃ広いと比べて効率がいいんだと思うんですが、その点、全体になると、当然按分ですから、按分になると非常に経費負担が増えるんじゃないか、そういう心配もするわけですよ。

その辺がなかなか、この資料を見ても明らかにならないと、ほかの市町村の我が党の議員なんか聞いても、なかなか明らかにならないから、そこはいろいろ質問しているんだけど、答えないと。例えば、香芝広陵消防組合の、いま議長をしているのが我が党の議員なんですけれども、その彼に聞いても、質問しても答えないと、広域の事務局の方がね。答えが出てこないというようなことをよく聞くもんですから、その点もしっかり見ないとね、平群町としても私は判断を誤るんじゃないかというふうに思いますんで、これはここで何ぼ議論したって前に行く話じゃないですが、先に西本課長、答弁あったように、やっぱりね、統合後の経費負担、西和7町でいま一緒にやってるわけですから、そこともしっかり連携というか、横の連絡も密にしながら、僕らとしてはそれは経費も減って消防力も上がるのが一番いいわけなんですけれども、その辺の見きわめは非常に大事なんで、しっかりと話も聞いてですね、町としての意見も言ってほしいと。

それと、ちょっと最初に戻りますけれども、まだ議会に対する説明が不十分だから調印が遅れたっていう話でしたから、そこもね、議会にももちろんですけども、住民に対しても、やっぱりなかなかまだまだ知られてませんので、その辺も、この前住民説明会で一定説明されたということは聞いてますけれども、いろんな形でですね、やっぱり知らせていってほしいなというふうに思います。これについては、もうとにかくしっかりと、一つだけ、じゃあ最後に、しっかりと今後も情報は早めに議会に出していただくということは、ちゃんと約束していただきたいんですが、その点はよろしいですか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほども答弁で申し上げましたように、こういう問題につきましては、いま現在、協議会で進められてますので、そこに直接入ってませんので何とも言え

ないですけども、我々としては、言うべきことはしっかり言って、なってから、後で、いや、そんなはずやなかったっていうことにならないようなことで、いま議員もおっしゃってるように、まずはやっぱり経費負担の問題、それから、それ以上に消防力が低下しない、むしろ向上させるというふうな、そういうことを中心に物を言っていきたいというふうに思ってます。その中で、出てきた情報については、可能な限り、早く議会や住民の方に知らせてまいりたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

ありがとうございました。以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

2時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時32分)

再 開 (午後 2時45分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号8番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4 番

ただいま、議長の許可を得ましたので、通告どおり質問いたします。町当局から、簡潔明解な答弁を求めまして、質問に入らせていただきます。

1点目は、町有施設の徹底した維持管理の推進についてであります。町有施設は、建設後、相当年月がたっており、傷みが激しく、見苦しく、経年によって機能的にも十分満たしておらない建物が多く見られます。本町役場本庁舎、中央公民館に至っては耐震改修もなされていない状況にあります。そこで、町民の財産であります町有施設の維持管理を徹底することで、建物の耐用年数が長くなり、気持ちよく町有施設を利用することができます。また、維持管理といえますか、メンテナンスが行き届いておりますと、町のイメージもよくなるわけでございます。いつも財政が厳しい、お金がないとの理由で維持管理がなお

ざりになっているように私には見受けられます。そこで、町民の財産である町有施設の維持管理についてと申しますか、メンテナンス計画があるのかお尋ねいたします。

2点目は、町外居住職員の町内転入の促進についてであります。平成24年3月末の再任用、任期つき本庁の職員、正職員は、190名のうち、町内に居住する職員は114名、60%であります。また、町外に居住している職員は76名で、40%であります。地震、土砂災害、火災等の災害発生時において、町内に自治体の職員が居住しているかいないかによって、緊急、応急的な対応が大きく分かれると言われております。そこで、住民の生命、財産を守る観点から、町外に居住している町職員の町内転入促進について積極的に取り組まれたらいかがでしょうか。この問題につきましては強制的にできないことは重々わかった上で質問しております。

以上2点が私の一般質問です。よろしく申し上げます。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいま御質問いただきました、森田議員の1点目、町有施設の徹底した維持管理の推進についてお答えさせていただきます。町内全体のことということですので、全体的な答弁ということで私のほうからさせていただきます。

町有施設の維持管理の現状につきましては、ただいま御質問で述べられたとおり、建物の適正なメンテナンスを行うことの重要性についてという部分では認識をしておるところでございます。現在、町有施設につきましては、それぞれ関係課が所管をしております、日々の管理という部分につきましては、厳しい財政状況を踏まえて、常に財源の確保等に努力をしながら維持管理を行っておりますところでございます。近年では、非常に十分とは言えないまでも、総合スポーツセンターや中央公民館、清掃センター、かしのき荘、各園、各小中学校などにおきましては、交付金事業などを活用いたしまして維持補修を行ってきたところがございます。施設の中には、先ほど御質問でお述べのとおり、中央公民館や役場本庁舎のように、かなり抜本的な対策を講じなければならない施設もあるわけでございますが、このような大規模施設につきましては、町全体の公共施設整備構想を立案、検討する中で、個々の整備手法を考えてまいりたいと考えておるところでございます。

また、御質問の維持管理計画につきましては、施設ごとに補修をする必要性でありますとか、その範囲や程度などを十分勘案しながら、財政の裏づけを担保して、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

私は、質問しましたのは、修繕計画があるかどうかということをお尋ねしておりますので、やはり町民の財産でありますそういう施設のですね、維持管理といいますか、例えば外壁であれば、いつ塗りかえる、例えば今議会で問題になりましたような、プリズムの水道管の破損で水道がたくさん出たとかですね、そういうことの修繕計画というのは、定期的にはどのような、10年サイクルでやるのか、20年でサイクルでやるのか。例えば屋上の防水をどうするのか、例えば役場本庁舎をどうするのかという計画があるかどうかというふうに聞いておるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

いま述べられた、いわゆるその建物のメンテナンスに特化したような維持管理計画という部分につきましては、いまおっしゃられたように、どこの施設のどの部分を、いつの時期にどのような形でっていう維持管理計画的なものにつきましては、全体をとらまえてというふうな計画のものとしては、現在のところ、正直ございません。それにつきましては、各課の方で一定日々の管理をする中で、どの部分のどの施設がどのように傷んでいるということを把握しながら、毎年、予算査定の段階、予算要望の段階で適時対応してまいるというふうになっておりますので、それを町全体として取りまとめた一本の計画物という部分での御質問でございましたら、ちょっとそれはいまのところないということでございます。

また、全体的な施設の整備計画という部分におきましては、先般、住民説明会を開催させていただいた中で、その中でもおおむね大きな施設という部分につきましては、町全体の簡単なものではございますが、整備構想みたいなものはお示しをさせていただいたとおりでございますので、それを御参照いただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

維持管理計画がなければ、やはり相当大的な建物ですね、一番新しいもので、

野菊の里じゃないかなと思うんですよね。それでも7年か8年ぐらいたっているんですかね。そういうことで、やはり維持管理計画をぜひともおつくりいただいて、それは、財政的な状況を見ながら推進するというのはいいことだと思うんですけども、そういうものをやはりつくるべきじゃないかということをおし上げておきます。

あわせてですね、維持管理計画で点検マニュアルというのも大切じゃないかと思うんです。日々の管理、月の管理、半年ごとの管理、1年ごとの管理、そういうことをやはり徹底いうんですか、そういうマニュアルをつくるべきじゃないかと。先般のですね、中央自動車道の笹子トンネルのパネル落下の痛ましい事故というのはですね、点検マニュアルどおりきっちり点検していなかったからということも言われておりますので、そういうことはきっちり明らかにしてほしいと。それと、もう一つはですね、こういうものをつくるのに、緊急雇用対策で補助金の対象になるかどうかということをお尋ねします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

まず1点目の御質問でございますが、各施設ごと、かなり新しい施設でも、それなりの年数がたっておるということでございます。点検につきましては、一定いろんな施設のおのおののパーツといいますか、部分につきましては、一定の法定点検でありましたりとか、さまざまな点検、また、それぞれ管理者がおりますので、日常的なメンテナンスも兼ねたような点検というのは、日々の業務の中で行っているところでございます。マニュアル等につきましては、特に町内を統一した各施設の管理マニュアルというのはございませんのですが、当然、いま申し上げたように、各施設にはそれぞれの責任者、管理者がおりますので、一定普通の事務の管理の中で、そういったものは定着しておるのかなというふうには、まず理解をしておるところでございます。

それと、あと、2点目の緊急雇用でございますが、ちょっと緊急雇用の事業につきましては、基本的に平成24年で終了する事業であったということで、ちょっと答弁自身が過去形になってしまう部分もございますが、そういう部分で、もしできたらという部分で、補助の対象になったかという部分では、いわゆるその事業の中身も含めまして、なったかもわからないという部分でしかいま答弁できないんですけども、いずれにいたしましても、いま緊急雇用の事業につきましては、今年度、新たな事業を除いては、もう25年度以降は対象にならないということで、御了解いただきたいというふうに考えております。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。緊急雇用については、本年度で事業が終結する、来年度、予算がつくかどうかわかりませんので、もしかそういうことがあれば、改修計画を、マニュアルをつくっていただきたいということをお願い申し上げます。

それとですね、日々の点検は施設の管理者に任しているということは、管理者の責任ということになると思うんですね。一番大事なことは。やはりマニュアルがあれば、そのとおりにやればですね、そのマニュアルどおりにやっているかいないかという問題が判断できるわけですので、それはやはり担当者に任せずに、町内一本化のマニュアルをつくるべきではないかというふうに申し上げておきます。

それとですね、民間企業であればですね、償却資産の場合は、当然、耐用年数が決まっておるんです。建物の用途、構造によって45年だったり60年だったりするわけですね。設備であれば15年だとか、そういうことをしますので、更新時期をある程度分けるんですけれどね。日々の、一般的に修繕費になるものについては、やはり修繕計画によってやるべきじゃないかというふうに申し上げておきます。この件はこれで結構です。

○ 議 長

はい、総合政策課長。

○ 総合政策課長

恐れ入ります。先ほど、ちょっと緊急雇用のメニューの部分で御質問いただいた部分でございますが、ちょっと緊急雇用につきましては、基本的には24年でというお話をいませさせていただいたところでございます。ただ、いま国のこういうふうな経済状況も含めてなんですけども、25年度以降も必ずないともちょっと言いがたいような状況でございます。その辺もまだ具体的に、各市町村の方に来年度の緊急雇用について、事業のあるなし、またどのようなメニューでというのがまだ具現化されておらないところもありますので、その辺だけ、ちょっとまだ非常に流動的な部分があるということで、補足をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、次の質問に移ります。総務財政課長。

○ 総務財政課長

それでは、2点目で御質問の町外居住職員の町内転入についてに関する御質

間でございます。議員が御質問のとおり、役場職員が町内に多く居住している方が、当然災害時の緊急時にはいち早く現場に、役場に到着でき、対応も迅速に行えます。さらに申し上げますと、住民税や固定資産税の増収にもつながるというメリットがあるかなというふうに思います。ただ議員からも、このことについては強制力はないというのは十分わかった上でという前置きをいただく中での答弁で恐縮なんですけども、このことについては、基本的には憲法22条で、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するというふうになっております。当然のことながら、基本的に本人の意に反して町内に居住させることはできないというのが法の建前でありますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

強制的にできないということは、質問でも申し上げましたように、私は一番大事なことは、住んで、住みたくなるような町にしないといけないということも大前提で申し上げております。それと、現時点では3月末とほとんど異動はございませんでしょうか。それとですね、再任用の職員と任期つき職員の緊急発生時の役割と責任、それと臨時職員の同様の、どう言うんですかね、発生時の役割と責任について、一般の正職員と変わらないのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

再任用職員及び任期つき職員の災害時の動員体制の御質問ですけども、御承知だと思いますけども、災害の場合は、警戒予備動員から1号動員、2号動員というふうな形で、その状況に応じて動員体制を組んでます。全職員を当然、最終的に、いわゆる災害が発生して、甚大な災害状況、被災状況がある場合は、全職員動員ということになってますんで、その場合については、再任用職員についても、任期つき職員についても動員に当てはめるというふうな対応になるというふうに思っています。

○議 長

森田君。

○4 番

3月末時点と人的に変わらないのですかということについては、まだお答えいただいてないと思うんですけども。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

ほとんど変わらないってということなんですけども、いま私が持っている資料では、24年11月現在と24年の3月末現在との比較でいいますと、4人、現在の方が減っているというふうな状況です。

○議 長

森田君。

○4 番

先ほどの臨時職員の扱いはどうなるんでしょうかね。正職員と同じように緊急動員がかかるようなシステムになってるんでしょうか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

基本的には、臨時職員さんとは雇用契約、6カ月単位の雇用確認契約を結んでますんで、その中にそういう雇用確認なるものはありませんので、基本的にはないというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

臨時職員は、そういう緊急時の対応はないという、できないということに、雇用契約でないというふうに理解してよろしいんでしょうか。ちょっとその辺がはっきりしなかったんですけども。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

いまの地域防災計画の中では入っていません。

○議 長

森田君。

○4 番

町内居住の正職員114名の23年度の住民税の総額が2,618万2,000円、交通費はですね、正職員、臨時職員236名の交通費がですね、1,313万9,000円になっております。この職員が町内に異動していただけますと、財政的にも非常に貢献できるのではないかとということでですね、できるだけ町長初め副町長、教育長の方でですね、そういうことで努めていただく

ことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号9番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。戎井君。

○2番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。これからの数カ月は、新しい年度の予算編成作業に忙しい時期かと思えます。25年度予算につきましては、再び財政状況の緊迫化を受けての最初の予算でありまして、苦勞の多い作業かと推察されます。そこで、私からは、本年度一たんカットを中止し、もとに戻すとされた職員給与について、25年度、どうされるおつもりかを質問させていただきます。

御案内のとおり、平群町職員の給与につきましては、平成17年度から23年度までの7年間にわたり、当初は5%から8%、平成20年度からは6%から9%のカットを実施してこられました。町財政が厳しい状況のもと、職員の皆さんにも御辛抱いただいたわけであります。もちろん、町長の40%カットを初め、特別職の方々もそれぞれ応分のカットを受けておられ、また、我々議員も20%カットを自主的に申し出て、実施されているところであります。加えて住民の皆様方にも固定資産税の税率のアップをお願いし、いわばまちを挙げての財政健全化努力であったとの思いであります。このような情勢の中、町当局は今年度、すなわち平成24年度予算を議会に提出される際、町長以下のカットは据え置くものの、職員給与については一たんもとの給与に戻すとの処置を提案されました。事前に配付された予算提案理由書には、当初何の記載もなく、先輩議員からの指摘を受けて、3月議会召集日初日に追加文書として配付された経過があり、唐突の感が免れない提案でありました。

言うまでもなく、職員の方々にとって給与は生活給であり、子どもさんの成長にあわせて何かとお金もかかることであり、中にはローンを抱えておられる方もありましよう。当然、入るものと予定している給与が減額されることへの困惑は察するに余りあります。御迷惑を御辛抱いただいたことへの感謝は言葉に尽くせません。その給与は、毎年カットされたりされなかったりを繰り返されるのでは、生活設計に大いに支障を来たすものだと推察されます。そういう意味で、このような措置はできることならやめたいのが当然でありましよう。

しかし、職員の皆さんには、しかし耳障りな話ではありましようが、給与カットという手法は世間ではよくあることなんです。勤めている職場が地方公共団体であれ、民間企業であれ、労使と呼ばれる一方の相手先の、民間であれば会社や銀行などで、行政の場合は国や市町村などの使が決算処理で赤字になり、

その赤字体質が容易に改善されそうにないときは、人件費の削減を真っ先にやります。給与カット、ボーナスの減額や不支給などのほか、民間企業ではリストラと称して、人員削減もしばしば行われています。

平群町など、地方公共団体の職員の場合、このリストラはあり得ない、つまり完全に身分保証されています。また、民間ではしばしば見送られることのある定期昇給は、平群町の場合、1年を除いてほとんどこれも確実に実施されてきており、1年ごとに一定のアップがあったはずで、1歳年齢が上がり、勤務年数が1年長くなれば、当然のこととはいえ、世間では、民間では必ずしも保証されていないことも申し上げておきます。

長年の町財政赤字体質は、先に述べました官民一体の協力、努力により、平成22年度にようやく累積赤字を解消し、黒字決算となりましたが、残念なことに23年度は実質単年度収支で9,700万円余りの赤字になりました。今年度、24年度の見込みは、住民説明会の資料によれば8,800万円の黒字が予想されていますが、果たして結果はどうなりましようや。先に申し上げた今年度予算の追加説明書によれば、24年度中に25年度以降の職員給与のあり方について職員組合と協議を行うとあります。そこで何点か御質問します。

今年度も8カ月が過ぎました。協議は進んでいるのでしょうか。

2点目、カットが実施されていた23年度、もとにもどした24年度の平群町の職員のラスパイレス指数、そして、それが全国平均、あるいは奈良県の市町村平均のどのあたりの水準なのかをお答えください。

3点目、本年度予算審議の際、給与カットと固定資産税アップは対応したのではなく、それぞれ財源確保に必要な手段であったとの趣旨の答弁があったと記憶していますが、その説明が住民の皆さんの理解を得られていると考えておられますか。住民の皆さんがお持ちになる不公平感を住民の皆さんにどう説明されますか。

以上にとどめます。明解な御答弁を期待します。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

町職員の給与カットに関連した御質問です。1点目の職員組合との協議状況についての御質問についてです。職員組合とは給与カットについて、6月21日に初めて正式に申し入れを行い、その後、10月23日に交渉を行い、現在まで2回の交渉を行ったところです。状況といたしましては、まだ協議中の段階でございます、合意や妥結まで至っていないというのが現状でございます。カットをお願いしている給料は、先ほどもおっしゃられましたように生活給で

あり、子育てに係る費用や生活に係る各種ローン等を抱えている職員もおり、人生設計に影響を及ぼすと思われるので、簡単に合意いただけるとは考えておりません。しかし、状況を強く、粘り強く説明して、合意いただけるよう、交渉を引き続き行っていきたいというふうに考えています。

2点目で御質問の、国との比較で、自治体の給与水準を示すラスパイレス指数の実態についての御質問ですが、平成23年度の全国町村平均が、ラスパイレスでいいますと95.3、全国市平均が98.8、奈良県の県職員が100.8であります。平成23年度の平群町の実態と申しますと、非管理職6%、主幹級7%、課長級9%のカットを行うことの中ですけれども、93.2という指数になっておりまして、この指数は奈良県の中では39市町村中21番目であります。また、政令市を除いての全国市町村では、1,722市町村中1,376番目であります。なお24年度のラスパイレス指数についての御質問ですけれども、試算としてはあるんですけども、現時点では総務省の方で数値の最終確認作業を行っているところですので、総務省から公表されるまで公表は控えるよう通知がありますので、この辺につきましても御容赦願いたいと思っております。当然、公表が解禁になりしだい、議員にもお伝えさせていただきたいと思っております。

それから、次に3点目の給料カットと固定資産税の超過税率の関係についての御質問についてです。基本的には別というふうに考えております。固定資産税の超過税率を行革の一環として、平成20年度より実施しているのに対し、職員の給与カット等につきましても、財政難の中、給料カットを平成17年度から平成23年度まで実施、また、特殊勤務手当の不支給や同手当の一部不支給、さらには平成16年度には定期昇給の停止や、さかのぼりますけれども、平成11年度以降、継続した管理職手当のカット、平成10年度からは出張に伴います日当の全部不支給や年度によっては一部不支給を行っている状況でありまして、カットを実施した期間も比較できるようなものではなく、職員として協力を願える内容と、住民に皆様に御負担をお願いする内容とを分けて考えております。

ただ、住民の中に不公平感がないかとの御質問ですが、現実のこととして、住民の意識の中には、そのような感情も存在していることは承知もし、理解もしております。町としましては、引き続き住民の皆様に対しまして、事実ありのままの情報開示や説明責任をできるだけ果たす中で、御理解を求めていきたいというふうに思っております。

○議長

戎井君。

○ 2 番

何点か、再質問と申しますか、申し上げたいと思うんですが、まずですね、職員組合との協議でございますが、私も民間の企業で労働組合との団体交渉というものを経験してまいりましたけれども、地方公務員の行政と職員組合との協議というのか、団体交渉というのがどういう形態であるのか、頻度はどういうことになってるのか、あるいは民間では必ずつくられております団体交渉に付議すべき事項というのが労使で協定ができておりますが、そういうものがあるのかないのかもよくわかりませんので、行政のやっておられることについて、あんまり批判がましくは申し上げたくないし、申し上げる資格もないと思うんですが、ただ、ごくごく一般住民の感覚として、25年度以降の職員給与のあり方について、24年度中に協議を行うということをお聞きしておる中で、先ほど申し上げましたように、本年度8カ月ももう経過しているのに、まだ2回しか交渉してないというのは、いかにも何かスローモーだなという気がするんですが、地方公務員の場合はそれが普通なんではないでしょうかね。余り知らないのに批判的なことは言えませんから、これが当たり前だと言われればそれなんですけど、僕らも民間の考え方からいけば、もっと精力的に交渉してもええんやないかなというふうに思います。その点は、お答えがいただけるのかどうかわかりませんが、ちょっと熱心に職員と職員組合と話し合いをしてるというふうには、住民の方々には受けとめてもらえないという実態をどのように思われるか、ちょっとお答えいただけたらと思います。とりあえず、その1点。

○ 議長

総務財政課長。

○ 総務財政課長

まず、公務員の団体交渉の件ですけれども、御承知かも知れないですけれども、労働基準法上は、労働基本権として、公務員には交渉権という権利は認められていません。ただ交渉に応じる立場にあるというふうなのが、町の理事者の立場っていうふうなことであります。

公務員の給与の仕組みっていうのは、通常民間では春闘っていうことで、2月、3月ぐらいに、大体その年間の賃金相場が決まるとは思いますけれども、公務員の場合は、それを受けて大体8月ぐらいに人事院が民間の実態調査をして、春闘以降、実態調査をして、民間相場を一応調査して決めます。それに応じて、公務員の賃金が人事院勧告からされるというふうなことで、いわゆるこれがよく言われる情勢適応の原則ということで、公務員賃金の原則です。そういった、それともう一方は、給与条例主義ということで、議会の承認を得て、給与については条例主義が成り立っているというふうなことが原則的に給与決定の仕組

みであります。それを、そういう前提の中で、現在まで2回しかできてないっていうのは、かなり町当局と組合との間に、町当局が提案している内容と組合との考えに大きな隔たりがございまして、その辺をなかなか埋め合わせるような追加提案ができていないというふうなことが実態です。見た目、精力的に行っていないというふうに、回数的にはなるとは思いますけども、基本的には、水面下で組合との合意を何とかとれるような、そういうことを目指しているというふうな状況でございます。

○議 長

戎井君。

○2 番

いや、職員給与がどういうふうに決まっていくかということについて、そういうルールがあることは若干承知しております。私がお尋ねしているのは、23年度までカットを実施されてきたのを、24年度で一たんもとに戻して、もとの給与に戻したということ踏まえて、24年度中に25年度以降のことについて協議をするという御答弁の答えがあったので、それについて協議をされるにははえらい少ないなど。例えば、私たちが23年度の町の決算結果を正式にちょうだいしたのは9月議会であります。それが、町の皆さん方が承知されたのが何月ごろか知りませんが、少なくとも9月議会以前には、決算を出される前には、23年度の決算が思わしくなかったということは私たちよりも早く承知しておられるはずです。にもかかわらずこの程度かなど。これで住民の皆さんは、いやいや町当局も一生懸命職員の協力を得るために努力してるよというふうな受け取られるとは私は思いません。答えられるかどうか分かりませんが、この2回の交渉の中で、町当局はどれぐらい、今度25年度以降カットしよう、協力してくれというふうに言っているのかどうか、答えられたら教えてください。

○議 長

すみません、戎井議員。大きな一つなので、②、③はよろしいですか。

○2 番

一つずつやっていこかと思ってるんですけど。

○議 長

いや、大きく一つなんで、質問されているのが。

○2 番

ほな、もう全部やりまひよか。

○議 長

はい、お願いできますか。

○ 2 番

いまの、わかりますな。2点目ですが、ラスパイレス指数、さすがにカット実施中は93.2ということで、奈良県で21番目ということですから、まあ、しかし、ずーっと赤字が継続してきた町としては、まあまあこんなとこかな、それともまだちょっと高いのかなという気はちょっとしますけど、これはそれでよろしいです。ただ、24年度の町の、平群町の指数については、試算としてであるということですが、これは、その総務省が待ったをかけてるから言えないということですか。言えるんやったら教えてください。

3点目ですが、これは何度も伺っております。固定資産税の超過税率は、都市計画税の凍結解除ということを検討する中で、これに見合う税負担ということで、固定資産の税率を0.18上げたんだという説明は何度も聞いております。また、固定資産税の税率アップと職員の給与カットは対応するものでないということは、私、質問の中にも承知している部分を申し上げました。しかし、住民感情としてはどうでしょうかということ、私聞いているんです。住民感情としては、私たちが固定資産税のアップを甘んじて受けてるので、職員の皆さんも給与カットで我慢してもらっているんだというような感覚を持っておられる住民の方が多んじゃないかなというふうに私は思います。違ってるっていうなら違ってるで、あなたの認識は違うとおっしゃってもらえばそれでよろしいです。ただ、そうだとするならば、片一方の職員の給与カットをやめて、固定資産税のアップは、それは都市計画税の云々の話がありますよ、何度も住民説明会で聞いてますけど、あるいは、都市計画税の凍結をしている中で、固定資産税というものの0.18上げたことについて、近隣の市町村とそんなに遜色ないんだという、御負担が遜色ないんだという説明も何回もなさってます。それはそのとおりなんでしょう。けど、住民の感情としてそうでしょうかということ、私には言っているわけです。住民の感情としては、我々は固定資産税のアップを我慢している、職員も給与をカットされて我慢していると。先ほど、私、質問のときに言いましたように、官民一体で努力、協力してるんだという感覚を、住民の皆さん、持っておられると思う。それで、その中で、24年度中に25年度以降の職員給与についてのあり方について協議するということは、何ぼかでもまたカットを実施するのかなと思うのが普通じゃないでしょうか。そういうことを申し上げてるんで、住民の、何て言うか、事実をありのままを情報開示や説明責任を果たす中で御理解を求めたいという答弁ですけども、その住民の不公平感ということをどういうふうに考えておられるかなという点を質問したんですが、わかりますかな。すみません。

○ 議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

まず、1点目の、職員組合との交渉の内容ですけれども、カット率については、一応現在、町の方からは全職員一律10%のカットをお願いしたいということの提案をしていると。しかし、職員組合の反応は、当然と言えば当然ですけれども、カット率が大きすぎて理解が得られていないというふうな状況でございます。

それから、2点目のラスパイレスの24年度のラスパイレス指数についてですけれども、これについては、県にもちょっと確認をさせてもらったんですけども、やはり、公表はいまのところ避けてほしいということでしたので、もうしばらくすれば公表をできるっていうふうに思いますので、それはすぐに、何も隠す話でもありませんので、お示しさせてもらいたいというふうに思います。

それから、固定資産税の税率アップの、超過税率の問題で、住民感情としてはやはりっていうふうな御意見です。これについては、先ほどの答弁と重複するようなことになるとは思いますけれども、そういうその住民の方の感情というのは、現実問題としてあるというのは十分承知しておりますので、ある意味、感覚的なことも含めてあるというふうなこともあると思いますので、基本的には、事実、先ほど言いましたように、対応としては、町として税の実態、それから給与の実態等々について、ありのままに住民の皆さんにお知らせというか、お示しして、判断を願う努力をしていくというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長

戎井君。

○2番

そういう答えしかできないんだろうと思います。理解は、納得はしませんけど、答えとしては理解しておきます。

以上、私の質問を終わります。

○議長

それでは、戎井君の一般質問をこれで終わります。

発言番号10番、議席番号10番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○10番

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず1点目として、かまどベンチの設置をとということで質問を行いたいと思います。地震や台風、大雨による大規模災害に備えて、町として住民の安全安心を守るため、さまざまな防災事業に取り組まれているところであります。そ

の中でも、防災対策のかなめである地域防災計画の見直し、修正を初め、町消防団の充実、自主防災組織結成への働きかけや各事業所との防災協定の締結など、そのほかにも多岐にわたっているところであります。そこで、一つ提案をいたします。かまどベンチの設置であります。平常時は憩いの場所として使用するベンチが、災害時にはかまどに変身して、暖をとったり、炊き出し用に使い、温かい食べ物を提供します。また、ベンチの中には風防、炭置、五徳などが収納されています。また、取り外した座面も簡易なベンチとしても使用できます。このようなかまどベンチを小中学校や公園など、とりあえず、まずは町として広域避難地として指定している避難場所に設置する考えを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

また、一方、手づくりかまどベンチとして、ボランティアグループや小中学生とともにかまどベンチを製作されている事例もたくさん紹介されております。本町においても、ボランティアグループの方が手づくりで計画されているやに聞いております。とりわけ手づくりかまどベンチというのは、常に災害時に役立つ設備をつくるだけではなく、その製作過程を通じて、人と人とのつながりを強め、災害時を想像させる機会をもつくり、それも訓練の場となっております。このようなものづくり活動が、ひとつづくり、まちづくりにつながっていくのではないのでしょうか。このような住民主体のものづくりに、町としてどのような支援を考えておられるのかお尋ねをいたします。

2点目として、防災行政無線でNHKニュースをとということで質問を行います。災害時における情報伝達の確保として、平群町メール配信システムやJアラートの整備運用や、また被災者支援システムの運用などがあります。特に、早く広く正確に、住民に警報、避難などの的確な情報を伝達する手段として、防災行政無線の活用があります。この防災行政無線を使って、災害時にNHKのテレビ、ラジオで放送するニュースを流す取り組みを検討する考えを持っておられるのかお伺いをいたします。NHKの非常災害ニュースは、昨年の中日本大震災の教訓から、テレビ、ラジオの放送を一本化し、被害状況や住民に避難を強く呼びかける内容となっております。このNHKの非常災害ニュースによる避難の呼びかけや最新情報が的確で有効だと町が判断した場合に、防災行政無線で流せる仕組みであります。いかにして的確に、迅速に情報を伝えることが大切であり、地域の方々の安全安心を守ることを最優先であります。NHKのニュースが流れることによって、異常事態であると意識してもらい、冷静な行動をとってもらうため、本町においてはNHK奈良放送局と仕組みづくりについて協議を進めていく考えを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

以上、明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、1点目のかまどベンチの件についての御質問にお答えしたいと思います。議員の御指摘にもありましたように、現在の平群町は、自主防災組織の結成の推進や、各機関との防災協定の締結など、災害に強いまちづくりを目指しております。御質問にあるかまどベンチの設置については、平群町ボランティア連絡協議会が現在中心になり、先進地の視察等も実施され、製作に向けた取り組み意欲、それから、準備を進めておられます。ベンチの設置箇所につきましては、先進地の事例を参考に、学校や公園、グラウンドなど、広域防災拠点での設置と、各小地域での設置が適切ではないかなというふうに考えておいて、製作に関しましては、ボランティアの方々による手づくりというふうに聞いております。

こうした住民ボランティアの動きってというのは、議員も御承知のとおり、地域コミュニティの醸成という意味においては非常に有意義なものであり、地域の活性化につながるものであるというふうに思っています。町の行政としましては、こうした動きを敏感にとらえ、決して住民の主体性を損なわない範囲で、最大限の支援をしていかなければならないというふうに考えております。

1点目については、以上の答弁とさせていただきます。

○議 長

下中君。

○10番

いま、課長の方から、本町においてはボランティアグループが計画をされているというふうに答弁されまして、その支援策についても、私、質問もいたしましたとおりであります。まずは、ちょっと再質問の中で、ボランティアグループが製作されるのも一つ結構ですねんけれども、町として、広域避難所である小学校や中学校、また健民グラウンド、公園などに設置する、町としていわゆる市販されているものを購入して、何カ所か設置する。特に、その場合は、平群町の場合においては、広域避難地の中でも北公園、それと健民グラウンド、中央公園にまずもって設置するのが早急な対策ではないかと思えます。この点について、初めの答弁のときに、すぐにボランティアグループの話になりましたので、答弁がなかったもので、この辺について、町としてどう考えておられるのか。多分、町も御存じだと思いますけれども、市販されている、各メーカーから出ていると思えます。十分御存じだと思いますけれども、約1基30万円前後と我々は伺っております。もっと高価なものもあるらしいですけれども、

一般的に設置されているのは、その辺のクラスかなと思います。その辺の市販されているものを町として購入して、その防災拠点、避難地へ設置していくのはどう思うように考えておられるのか、その点、答弁お願いいたします。

それと、いま、ボランティアグループで手づくりでされていると、本当にありがたい話で、こういう動きが町全体に広がっていくのが一番人と人のつながりが強まっていくということにつきるところであります。それには、最大限の支援もしていくということで、これは町として積極的に支援するのは当然であります。そんな中で、多分、ボランティアグループの人も、真っ先に小学校とか中学校を計画されていると思います。その場合、いろいろな考え方もありますけれども、ただ、我々の年代のようなものが小学校内の一部の運動場の端、どこでもよろしい、中庭でもよろしいけど、そこで一生懸命汗を流してつくる、これも一つの方法ですけれども、そのときに、小学生、また中学生の子と一緒につくるという手立ても、そういうような働きかけもしていただきたいと思っております。というのは、そうして、大人たちが一生懸命やっている、そこへ小学生、仮に4年生でも5年生でも結構です。中学生やったら1年、2年でも結構ですけども、一緒に参加してもらおう。そこで、言わずと知れた世代間交流も生じてくると思っています。

別に何も難しいこともなし、あ、おっちゃん、こうやな、おじさん、こうやなということで、黙ってても出てきます。そうした中で、大人の人って、こんな寒いときでも一生懸命やってもらえるとか、暑いときもやってもらえるなという感謝の念もあって、子どもたちが自然と身についてきます。そのようなものでありますので、その支援策でいろいろとありますけれども、もしそういう小学校、中学校のほうでそういうことが計画されているのであれば、そういう面でのやはり働きかけも必要かなと思います。特にその世代間交流がいま、社会の希薄化の中で言われておりますが、そういうことも強まっていくところであり、それとともに、やはりその先輩方、大人の方がきょうまで培ってこられたいろんな技術、知識をまた伝承する、それを知らず知らずに子どもたちが習っていくというような、本当に人づくりにもつながっていくので、それについてもきちっとした働きかけが必要かと思っております。ただ、物を提供するだけではなく、そういう面の働きかけのほうは、より強くなるかなと思うところでもありますので、それについて、もう一度答弁をお願いします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

まず1点目、かまどベンチを、いまボランティアグループが中心になってや

ろうとしているっていうことがあるけども、町が主体的に何かかまどベンチを実施していこうかっていう計画はあるのかっていうふうな御質問につきまして、いまのところ、町が町単独で何かをしようというふうなことやなしに、むしろ基本的には、そういう住民の中に動きがあるのであれば、それを積極的に支援していきたいというふうなことを第一義に考えております。

それから、ボランティアの広がり、このかまどベンチについては、ボランティア連絡協議会が中心になって、いま考えておられると聞いてます。無理のないようにということで、25年度をスタートに、年次的に小学校を中心に、小学校の場所をお借りしてやっていきたいというふうに聞いています。いま議員もおっしゃったように、これをやっていく上で、単にかまどベンチができるっていただけやなしに、子どもたち、もっと言えばPTAなんかも含めて、一緒になってやって、そういう広がりを求めていけば、子どもたちにとっても、ある意味防災教育にもなりますし、コミュニティー、地域住民とのコミュニティーにもなりますし、いろんな相乗効果が期待できるというふうに思いますので、これについては、学校の話にもなってきましたんで、町が先走ることでもできませんので、教育委員会の意見も聞きながらやっていかなければならないかなというふうには思いますけども、方向としてはそれがいいんじゃないかなというふうに思っています。

○議長

下中君。

○10番

町で購入して設置していくのでは、まだすぐ計画はないということですが、たしかにボランティアグループの方に任すだけでなく、やはり、いっどこでどういうことがあるかもわかりませんので、やはり最大限、やっぱり広域避難地については、北部地域の北公園、真ん中の健民グラウンド、やや南寄りの中央公園あたりには、最低限、そういう市販のもので、町として、町の防災対策としてきちっと設置していくべきだと、私は強く申し上げます。その辺について、課長のほうは、いまのところボランティアグループのほうでやっていただくので、そのほうで応援してやっていきたいというお答えですけれども、やはり防災対策として、町として、やはりそういう面についても、さらにやはり設置すべきだと私は思いますので、その辺について、いやこれはもう25年度からすぐにせいとか、そういう問題ではないですけれども、やはりきちっと町として、町の責任として、防災対策として設置していくべきだと思いますので、その辺について、もう一度だけ答弁をお願いしたいと思います。

それと、そのボランティアグループの、学校を中心とした手づくりかまどの

運動ということで、これは学校現場ともなりますので、町だけと違って、教育委員会の方もいろいろと話し合いもされて進めていかれると思います。先ほど私申し上げたとおり、また課長のほうからもあったように、本当にいろんなつながりとか、そういう面でも非常に効果があると思いますので、これは積極的にしていただくのと、その小学校、中学校で順次していく、25年度からやっていくというような計画もされておりますが、その広がりが、いや、うちの自治会の広場にも、また、こちらの街区公園にもというような広がりがだんだんと大きくなればなるほど、それが引いては平群町の地域防災力の向上につながっていくと思いますので、すぐさま、いま一生懸命されている方に、いやもう小学校も済んだ、中学校終わった、次はあこですわ、これですって、そういうのはなかなか難しいので言えませんが、やはりそういう動き、運動が広がることを、やはり町として、やっぱり違う団体であるとか、自治会とか、また先ほど言われた小地域のほうへも広めていっていただいて、1基でも多く設置されるような取り組みも必要かなと思いますので、それについて2点だけ、再答弁お願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

町として、いわゆる防災施設的なものを設置する計画があるかどうかということについては、先ほど申し上げましたのは、かまどベンチということにつきましては、いま、そうやって地域の中で住民の芽生えがあるわけですから、そこをまずは全面的に支援していくという姿勢で考えてます。その一方で、町として、行政体としての責任で防災施設を、例えば公園とか、先ほど申されましたように、中央公園とか、大きな公園とかありますんで、そういったのを活用して整備していくってということについては、これはこれで、いま現在研究しているところでございます。できるんなら、そういうふうな方向で進めていきたい、少しずつ、財政の問題もありますんで、財源の確保もしながら、できることから進めていきたいというふうに思っています。

それと、もう1点の、広がりを深めて、1基でも多く、このかまどベンチ、こういう取り組みを進めていくってことについては、改めて、そういう方針で、方向で、我々としても、その広がりを大事にしていきたいというふうに思います。

○議長

下中君。

○10番

課長のほうから、かなり前向きに御答弁いただきましてありがとうございます。確かに経費的な面もございますけれども、やはり、町が防災対策として、そういうことも今後研究していくということで、できるだけ早い段階で設置できることを願ってるところであります。

それと、やはり小学校だけでなく、中学校だけでなく、やっぱりいろんなところへ広がっていくということが、その地域の活性化にもつながっていく、しいては、やはり平群町の活性化につながっていくということもあわせて考えて、その支援策にも、今後とも町として最大限の努力をお願いしたいと思っております。

1点目はこれで結構でございます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

続きます、2点目の防災行政無線でNHKニュースをと、それについての御質問でございました。現在、町内には37カ所の防災行政無線の放送基地局が設置されています。この防災行政無線は、議員の御指摘にもありますように、災害時におきます情報伝達確保の重要な手段でございます。これをより有効に活用することは重要な事ではありますが、また、その一方、同時に、その運用については慎重でなくてはなりません。災害発生時の情報連絡体制につきましては、現在、平群町地域防災計画にも記載し、多重な緊急通信手段の確保や関係機関との協力体制の整備、とりわけ日本放送協会、奈良テレビ等、報道関係機関との協力体制の確立も明記しております。

今回いただきました御提案につきましては、ぜひ、そういうことも含めまして、関係機関にも確認しながら、前向きに研究してまいりたいと考えております。

○議長

下中君。

○10番

町内37カ所の防災行政無線で、住民の方に緊急事態を正確に伝えるということで活用して、これはもう一番生命線になります。その中で、私、提案させていただいたのは、一つはやはり住民の方がやっぱり心配しない、安心できる、冷静さを持つということが一番求められておろうかなと思っております。確かに異常事態が発生したときは、いろんなことが耳に入ってきて、どれが本当か、正確かわからないというのが真実であります。そんな中で、町としてのなかなか判断は難しいと思っております。やはり住民に、いまはこういう状態であるので、仮に川が氾濫したら高台の総合グラウンドなり西小学校へ避難せよという、なかなか

かそういう情報も難しいところでもあります。テレビ等でそういうのが遅かったり早かったりして、いろんなことも報道されております。そういうこともなかなか判断は難しいところではありますが、町のそのいろんな防災対策の中で、報道機関とも本当に緻密に連絡して、正確な情報ということであつたわけですが、私、申し上げたいのは、こういう取り組みは、多分これは町はもう御存じだと思えますけれども、和歌山県の串本町で、締結といいますのか、覚書を交わされております。というのは、本町と違って、和歌山県串本町は海岸べりであり、いま一番言われております太平洋側における地震、津波ということは一番想定されてると思えます。そういうことも受けて、早晩に串本町さんの場合は、そういう取り組みをされたと思えます。

ただ、奈良県内、また、我が平群町においても割と災害が少ないということもありまして、なかなかそういうところまで目が向かないのかなとは思いますが、やはり、いつどこでどういうことが起きるのかもわかりませんので、その辺は十分、いろんな情報を正確にとり、それを判断して流すということでもあります。そんな中で、私がいま申し上げたいのは、NHKのテレビとラジオが、この災害時については一本化して流すということになっておりますので、それを町が、どう把握する、どう判断するかで、流すか流さないかは町の判断になりますけれども、そういうことも、今後十分考えていくということで、検討課題ということで、課長、答弁されましたように、その辺について町として内部でももう少し協議も必要かと思えます。そんな中で、次なる、その放映権等、いろんな取り決め等についても協議を進めていくのが妥当かなと思えますので、いま少し内部協議を待たなければならないのかなと私は思います。その辺について、今後もう少し煮詰めて内部協議をされていくのか、その点だけ、ちょっと答弁よろしく申し上げます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

今回、下中議員からこの一般質問をいただきまして、正直言いまして、そういうことがあるっていうのを知りませんでした。通告を受けて、那智勝浦とか串本、和歌山のほうでそういうなのがあるっていうふうに、大きな津波の懸念がありますからだと思うんですけども、そういうことで、ちょっと電話で問い合わせをして、内容なんかも聞いているところでもあります。その中で、平群町では、いま現状としては、そういう意味じゃ、FMハイホーっていうFM局とタイアップして、その防災情報なんかを一定放送域を、そういう状況になったときには放送域を活用して放送を流せるというふうな、そういう仕組みもいま

現在持っていますんで、そういったことを住民の皆さんにも、もっとアピールしていきたいと思えますし、また、その奈良放送局のほうにも、NHK奈良放送局のほうにも、一度その何か、いまおっしゃったような趣旨のことで協力関係を構築できないかっていうふうなことについては、内部協議を改めてして、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長

下中君。

○10番

全国的にも例も少ないと思えますけれども、特に本町、内陸部ということで、津波については余り心配がないと言え、それで終わってしまいますけれど、やはり、災害時にはいろんな情報があちこちから飛び交うということがありますので、その辺についても、町として、きちっと内部で協議を行い、いま私が提案させていただいたように、NHKの奈良放送局とその辺についても、今後十分話し合っていて、どういう連携計画もできるのか、最終的に覚書のところまで到達するのか、少し時間はかかると思えますけれども、今後、その点については協議を進めていってもらいたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

午後4時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時52分)

再 開 (午後 4時05分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

時間延長を午後7時までとします。

発言番号11番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○8番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております2項目について質問させていただきます。今議会最後で、本年最後の一般質問になります。どうかよろしく願いいたします。

1項目めは、幼保一体化による子育て支援の充実についてを質問いたします。

今定例議会で、幼保一体化施設の用地購入費の補正予算が計上され、採決の結果により、樺井地区に平成27年4月、幼保一体化の新園が建設され、開園をされます。平群幼稚園が駅周辺整備事業との関係から早急な建てかえ移転が必要なこと、また南保育所の老朽化による建てかえ、もしくは大規模改修をしなければ現状の中で、保護者や子どもの視点に立って、就学前の保育と教育のあり方を検討する中、幼保一体化にすることにより、さらに質の高い保育と教育、保護者に対する子育て支援を図るというものであります。ときを同じくして、先の通常国会では、社会保障と税の一体改革の一環として、子育て環境の充実を図る子ども子育て関連3法、認定こども園法の一部改正、子ども子育て支援法関係整備法が成立をいたしました。市町村の保育の実施義務を廃止するなどとしていた政府案の総合こども園は採用されず、今回の改正により、さらに幼児教育、保育、子育て支援の質や量を充実させるものであります。

就労女性が増加し、就労形態も多様化してきたことと少子化が進んできたことなどから、親の就労の有無で入園する施設を分けていっては地域のニーズにこたえられなくなってきたことで、認定こども園が8年前に発足をいたしました。県内に7カ所開園をしていますが、今回の改正では、単一の施設として認可、指導、監督等を内閣府に一本化するなどにより、認定こども園制度における二重行政の解消を行うとともに、財政措置を強化し、幼稚園と保育所が連携し、一体的な運営を行う幼保連携型の認定こども園が拡充していくこととなります。また、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の施設型給付を創設し、財政支援を行うほか、これまで認可基準に満たず、国の十分な財政支援がなかった小規模保育、家庭内保育などの多様な保育に対しても、地域型保育給付を行い、待機児童の解消につなげていくことになりました。あわせて、保育の担い手である保育士などの待遇改善や復職支援による人材確保などが盛り込まれました。これらの政策を実現するため、子育て予算が1兆円増額をされます。このほか、地域子ども子育て支援事業として、地域の実情に応じて実施する病児、病後児保育などの事業にも助成し、総合的に子育て支援が進められます。

大切なことは、子育て分野に1兆円を超える予算が増額されますが、この財源を活用して、地域で子育て支援策を実施する主体は自治体だということです。このため、自治体には、以前にもまして主体性が求められることとなります。本町におきましても、今後、新しい園が開園するに当たり、新たな支援策を実施するため、地域の子どもや子育てに関するニーズを把握すると同時に、子ども子育て支援事業計画をつくる必要があります。都道府県も独自の計画を立て、保育士の人材確保などで市町村を後押しするための事業に取り組みます。こうした計画立案には、幼稚園や保育所の事業者、利用者など、現場の

声を反映する必要があります。時代の変化に伴い、子育て支援に関するニーズも大きく変化してきており、そのための仕組みとして、関連法では自治体に対して、地方版子ども子育て会議の設置が努力義務として定められております。今後、本格施行に向けて、この会議による早期の議論が重要となります。各種支援策の本格実施は、消費税が10%に引き上げられる2015年と想定されていますが、それまでに自治体が準備すべき事柄は山ほどあります。また、計画策定に向けた調査や子育て会議の設置を来年度から実施するためには、予算の確保が必要であります。本町として、幼保一体化施設の建設と同時進行を進めていかなければならないことから、4点にわたりお尋ねをいたします。

1点目、本町における幼保一体化の基本構想について。

2点目、新園の形態は国の示す新制度の幼保連携型の認定こども園を選択するのだろうか。

3点目、子育て支援に関するニーズを把握し、子ども子育て支援事業計画策定の取り組みについて。

4点目、努力義務として定められている地方版子ども子育て会議の設置についてをお尋ねをいたします。

大きな2項目めは、避難所となる学校施設の防災機能の整備について質問いたします。まず、このたびの中央自動車道の笹子トンネルのコンクリート製の天井板が崩落した事故で、尊い命を落とされた皆様に心から哀悼の意を表します。今週、東日本大震災を受けて平群町地域防災計画が11年ぶりに修正され、新たに避難所運営マニュアル、福祉避難所設置運営マニュアル、町地震防災対策アクションプランが策定をされました。策定にかかわられた皆様に、まず敬意を表したいと思います。また、久々に地域防災会議を14名の委員で開催され、そのうち4名が女性委員を登用されました。さらに、災害時に迅速に防災備蓄が提供できるように、役場の防災備蓄倉庫の1カ所から8カ所に生活必需品等の分散備蓄がなされました。また、現実に即した住民参加の防災訓練の開催に、住民の皆様より、行政の防災への取り組みに熱意が伝わるとお声をお聞きをいたしております。3.11を受けて、私は毎議会で防災対策について質問をさせていただいてまいりましたが、担当職員の皆様の御努力のおかげで、着実に防災対策が進んでまいりましたことは、高く評価をしたいと思います。

そこで、避難所となる学校施設の防災機能強化については、本年3月議会でも一般質問し、9月議会の決算審査特別委員会でも要望をしてまいりました。文部科学省でも、昨年、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について緊急提言を公表し、全国の学校施設の地域の防災拠点として早急に整備をしていく方針を打ち出しております。今回の震災で、ピーク時には622校が避

難所として使用され、5カ月が経過しても約1割が避難所になったままでありましたが、現場からさまざまな問題提起がなされました。具体的には、食糧や水、防寒具の不足や備蓄が十分でなかったことが露呈をいたしました。また、約1,000人が避難した岩手県陸前高田市の中学校では、石油ストーブが2台しかなく、震災当夜は教室のカーテンを外し、二、三人で体に巻いたり、断水によりトイレを使えなくなった学校も相次ぎ、衛生面でも課題を残しました。宮城県南三陸町の志津川中学校では、生活用水の復旧に1カ月半もかかった上、水道水は飲み水として使えなかったといえます。菅原校長は、今回一番困ったのは水であった、災害の大きさを事前にしっかり想定し、想定の備えを十分にしておかなければと話されました。通信手段や電気が長らく途絶えた学校も多かったことが指摘をされております。風化させないために、再度述べさせていただいたしましたが、こうした教訓を踏まえて、震災に対応できる学校施設の整備が喫緊の課題であることから、3点についてお尋ねをいたします。

1、天井材や照明器具などの非構造部材に対する取り組みについて。何よりも学校施設の耐震化の推進の一層の加速が必要であります。構造体の耐震化だけではありません。このたびの竹子トンネルの天井板崩落事故のように、天井に固定するボルトの抜け落ち、コンクリート板の老朽化が事故につながっております。また、トンネルの定期点検は実施していたが、目視のみで、打音点検は行っていなかったそうであります。このような事態が招かないように、以前より多くの学校施設においても、天井材や照明器具などの非構造部材の落下防止対策が要請をされていますが、これらの取り組みについてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目、仮称学校施設の防災機能強化3カ年プランの策定について。平群町の避難所となる学校施設の防災機能が大変厳しい実態であることは、本年3月議会を初め、9月議会でも決算審査で質問させていただきましたが、具体的には、非構造部材の耐震化とともに、防災機能上必要となる通信手段の確保、避難所機能として必要な自家発電設備、太陽光発電設備、また蓄電池の設置、耐震性貯水槽やプールの浄化槽、洋式トイレを初め、マンホールトイレ等を計画的に進める体制をつくる必要があるため、仮称学校施設の防災機能強化3カ年プランを策定し、3年間で集中的に学校施設の防災機能強化を図る必要があると質問をする中、総務財政課長は、すぐにすべてをとというわけにはいかないかもわからないけれど、3カ年計画を目標に、そういう計画づくりについて、これから取り組んでいきたいと御答弁をされました。それから半年以上が経過いたしておりますが、進捗状況はどうでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目、防災機能強化の財源の確保のため、国や県の補助金等の活用について

て、今年度に入り、文科省から、学校施設環境改善交付金の財政措置の案内が教育委員会に伝えられ、間もなく県の補助金についても周知される予定であります。本年3月議会でも同じ質問をさせていただきましたが、総務財政課長は、施設管理者である教育委員会とも協議しながら、国や県の補助金等の活用を最大限調査研究し、少しでも町の一般財源を使わずに機能強化できる方向、方策を検討していきたいというふうに考えていると御答弁をされました。補助金も期限があり、ときを逃せば、本当に町単費で整備をしなければなりません。今回、補助金の活用をされるのでしょうか。お尋ねをいたします。

以上、端的に明解な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

理事。

○理事

それでは、まず1点目と2点目の、幼保一体化による子育て支援の充実についての1点目と2点目について、私のほうからお答えを申し上げます。ただいま、御質問の中でも、いわゆる幼保一体化の基本構想の部分を幾つか述べていただいておりますが、また、これまでも一貫して基本構想の部分については御説明をさせていただいておりますが、改めて御回答を申し上げます。

まず、現在、就学前の子どもたちは、親の就労の有無によって幼稚園と保育園とに分かれて就園をしています。しかしながら、親の就労状況等に変更があると、幼稚園から保育園、あるいは保育園から幼稚園へと変わることになり、少なからず、このことによって子どもたちに負担をかけていくこととなります。また、保護者に対する子育て支援と就労支援も、さらに地域のニーズにあったものに高めていかなければならないと考えています。どの子にも同じ教育、同じ育ちを保証し、ゼロ歳から5歳までの就学前の子どもに対する一貫した保育と教育、保護者に対する子育て支援と就労支援の充実、これを図ることを基本的な理念と考えているところでございます。

2点目でございますが、新園の形態についての御質問でございます。今回の法改正によりまして、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設と位置づけられましたが、法律の施行日がまだ決まっていないなど、不確定な要素も含んでいるところでございます。政府は、二重行政の解消や給付の一本化などにより、目標である2,000カ所を早急に達成したいというふうに言っており、そのために一定のインセンティブを与えることも考えられているようなので、今後の状況をよく見ていく必要があると思っております。今後の状況をよく把握しながら、認定を受けるのかどうかということの判断をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

では、続きまして、1点目の③、あと④についてでございます。窪議員の3点目の子育て支援に関するニーズを把握をし、子ども子育て支援事業計画策定の取り組みについてと、4点目の努力義務として定められている、地方版子ども子育て会議の設置については関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先の質問1、2の回答でも一部ふれましたが、子ども子育て関連3法により、国においては、平成25年4月より子ども子育て会議を設置をされるということになっております。会議の中で子育て関連の各種基準の検討をされるというふうに聞いております。子ども子育て支援事業計画についての調査項目についても、会議の中で決定をされ、都道府県、市町村に提示をされる予定になっております。調査項目が未確定のため新年度予算には計上をいたしておりませんが、調査項目が示された時点で、調査費用の補正予算計上を予定をしております。

また、地方版子ども子育て会議の設置については、努力義務ではありますが、詳細が通知されておりませんので、現在のところ、調査と同じく、設置に伴う費用の予算要求は行っておりませんが、詳細がわかり次第、予算補正を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。まず、幼保一体の基本設計構想ですけれども、わかっておりますけど、再度御確認をさせていただきました。用地が14日ですか、本会議最終日で決定するかどうかわかりませんが、決定した時点で、中身がスタートをされないといけないと思いますので、聞かせていただきました。親の就労の有無で、本当にいま、幼稚園に行かれています方が働きにいききたいといったときに、保育所が探さないといけないということで、大変不安なお声もたくさん聞いておりますので、そういう部分で、大変大事な、いい施設ができるのではないかと期待をしてまいりたいと思います。

2点目ですけれども、国はいま幼保連携型の認定こども園を進めるような方向にありますが、いままずですね、認可を受ける、平群町の新園については、

まだまだ国の動向を見ながらということかと思いますが、認可を受けるか受けないかというところのお話をいまされたんですが、認可についてですね、認可を受けることと受けないことではどのような違いがあるのかをまず1点目お尋ねしたいんです。私が把握をしているのは、認可を、無認可とかいろいろありますね。平群町にはそういう施設はないと思いますが、待機児童の大変多いところでは、もう本当に公立やら私立が入れないところで、無認可のそういうところがあります。そういうところで、保護者が、子どもさんがけがをされたり、いろんな不慮の事故が起こったときに裁判沙汰になるときがあるんですね。だから、保護者側の視点に立ちましたら、認可を受けるということは大事だと思います。ただ公立ですのでね、平群町の新園っていうのは。だから、いろんな問題が発生しても、平群町は責任をとるといふことだと思いますが、それですね、その点ですね、認可を受けるか受けないかって悩んでいるって、いま悩まれているとおっしゃいましたので、どのように違いがあるのかということ、まず1点目をお聞きしたいと思います。

それからですね、この前、総務建設委員会でも、新園の新設、新しく施設を建てるときの補助金を私、聞かせていただいたと思うんですが、いま現行で、幼稚園では3分の1で、保育園ではゼロだと、補助金は出ないとお聞きをしておりますけれども、では、いま現行の認定こども園の場合ね、どのような、新設の場合、現行の認定こども園の場合の新設の場合の補助金ですね、どうなっているのかということ、まずお尋ねをしたいと思います。

それからですね、3点目ですけれども、25年4月から国がそういう子ども子育て会議を設置されて、その調査項目がまだ具体的に示されない、示されていないのは私もわかっております。それが国から明確に、いろんな角度での調査項目ができた時点で予算計上をしたいということです。支援の事業計画についても、また、ニーズ調査、また子育て会議の設置、この三つですかね。あ、まず二つですね。計画はその中でいきますので、ニーズ調査と子育て会議のこの予算では、それが決まり次第ということは、25年度の予算に入れられるのか、それともというところなんです、その点、再度御確認をさせていただきたいと思います。

○議 長

理事。

○理 事

ただいまの再質問にお答えを申し上げます。まず、認定を受けるか受けないかの違いということで御質問をいただきました。現在の、いわゆる3法の中で、議員もおっしゃいましたけれども、具体的にはですね、いわゆる家庭内保育で

あったり、あるいは小規模保育、それから病児保育等々に対する財政支援が強化されるということについては、もうはっきり書かれておりますが、県のほうにも問い合わせをしてるんですけれども、いわゆる運営上ですね、こども園を運営していく上でのいわゆる認定を受けるか受けないかによる違いというのは、基本的にはありません。平群の場合ですね。平群のいわゆる公立の認定、幼保連携型の認定こども園という形にするのと、いわゆるその認定を受けないでこども園という形にするのとの違いは、運営上は基本的にはありません。

二つめに御質問をいただきました補助の問題ですね。これは、議員も述べていただきましたが、いわゆる教育施設の整備事業というのは3分の1の補助があるということは既に御説明をさせていただきました。保育所については、施設を設置するときの補助金というのは基本的にございません。ただですね、今回の、今回のと申しますか、平成18年の10月から認定こども園の制度ができてるんですけれども、その認定こども園と、いま言っています幼保連携型認定こども園、名前は全く一緒なんですけれども、いわゆる単一の施設として、新たな制度設計の中で新しい施設をつくる時にはですね、補助金はないんですが、いわゆる起債が全体の床面積、床面積と申しますか、いわゆる建築費ですね、全体の建築費の90%に相当する起債が認められると。で、後年度に、その起債の40%の交付税算入が認められるということは確定しているようです。これは確認をしておりますので申し上げます。繰り返しますが、補助金という形でのものは、今回の認定こども園においてもございません。

私のほうからは以上です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ニーズ調査、子育て会議に係る予算の計上でございます。先ほどの答弁でも申し上げました。具体的に国から内容が県を通じて提示をされましたら、早急に補正予算ということで、25年度予算に計上したいというふうに思っております。また、議員も御存じのように、国のほうの子ども子育て会議が25年に4月に発足というふうに予定としてはなっております。したがって、一番早くても、その4月以降にしか具体的な内容は決まらない部分も含めてあるというふうに考えております。直近でも夏ぐらいに一定の概要が提示されるかどうかというのがありますので、それを受けて準備にかかっていると、予算化をしていくというふうになっていくと思っております。

それと、地方に対して、具体的な行動を、計画も含めてそうですが、策定をして、動き出していくという時期が27年というふうに予定をされております。

これは、消費税の導入と同時期になります。それに合わせて当然調査を完了し、国が集約をし、ニーズを踏まえた上で、市町村ごとのやっぱり具体的な計画を明記していくという流れで動いていきますので、当然25年度当初の段階で出され、夏ぐらい、あるいは遅かっても秋までには補正予算化できるというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。では、もう一度お尋ねしたいんですが、現行の幼稚園と保育園はわかりました。3分の1とゼロですね、保育園は。幼稚園は3分の1。いま現行の認定こども園は、補助金はないが、建設に係る、すべてに係る起債は90%で、後年に40%の交付税算入があると。認定を、これは認定こども園ですね、いま現行のね。認定こども園という形にしなければ、幼稚園は3分の1、床面積でいきますね、床面積3分の1、どこの、何て言うんですかね、床の面積、どこでどう区切るのかなと大変複雑ですけれども、では、平群町にとって、どちらのほうが、財政的な面ですね。いま、認定は受ける受けないに、運営上は何の問題もないということですので、じゃあ子どもにとっても、子どもたちに、児童にとっても何の問題もないのか。認定するかしないかで何の問題もないのかということをお尋ねしたいんですね。冒頭に私、裁判等々言いましたけれども、認定を受けているということは、保護者の安心感というものがある部分でありますのでね、そういう部分でというふうにお聞きをしておりますのでね。

今回、法改正になって、幼保連携型の認定こども園で新設の場合の補助金等とは、まだ明確に示されておられませんけれども、いまより以上に悪くなるということはないと思うんですね。ですから、平群町にとったら、どちらのほうが、いま、課長言われましたように、どちらのほうがメリットがあるのか、お示しをいただきたいと思います。

それからですね、すみません、この皆さんから、本当にどうなるんやろうと、対象の親御さんとか、また、いま赤ちゃんを抱えていらっしゃる方から、どのようになるんだらうということ、たくさんのお声を聞くんですが、その観点から、来年度、平群幼稚園に入園予定の数が、ほぼいま出ていると思うんですけれども、平群幼稚園ですね。それから、数年前から来年度の幼稚園新入園児の数とちょっと比較して、教えていただきたいと思います。

それから、3番目と4番目ですけれども、子育て会議の設置と、それからニーズ調査、いま、課長のほうから明確に国のほうからきっちり出ましたら、2

5年度補正で組みたいと言っていたいただきましたので、しっかりと平群町は新園開園と同時に進んでいかないといけませんので、やはり、それぞれ地域によっては、全く内容が、子育ての内容が違います、現実には。いま、待機児童は平群町はゼロだとおっしゃっております。しかし、いま幼稚園に入れている方、またですね、いまゼロ歳、1歳でね、いつ仕事に復帰をしようかなと思っても、新年度で募集のときじゃなくって、年度途中で復帰をしなければならないときに、もう大変不安な思いをされているんです。ですから、平群町では待機児童はないといいましても、やはり子育て支援に対して、本当にいつでも生んで、すぐでも働けるような、子どもが本当に安心して生み、育てやすい環境にするためには、やはり多くの平群町の皆さん、事業所を初め、利用者の皆さんのお声をやはりしっかり聞いていただきたいです。平群町、子育て支援には、本当にいろんな部分で保育所も幼稚園も取り組んでくださっていることは、私は高く評価をしているんですけども、さらにこういう新しい施設で、こういうふうな形になりますのでね、もうしっかりとお声を反映させていただけることだけはお願いをしておきたいと思います。この3番、4番は以上で結構です。

○議長

理事。

○理事

それでは、再質問でございます。まず、いわゆる認定を受けるのと受けないので、子どもにとってですね、子どもにとって、そういう関係があるのかなのかというお話でございましたが、先ほど申し上げましたように、平群町は公立での運営ということで現在考えておりますので、基本的には運営そのものには変わりはないというふうにお考えをいただきたいと思います。先ほど、裁判云々の話も少し出ましたけれども、いわゆる無認可というのがございますので、認可保育園あるいは幼稚園の場合は、当然、その認定基準というのがございますから、そういう意味では、そういった基準がきちり満たされているというものと、いわゆる無認可の保育所等々とは、私もその具体的な実態はあれですけども、当然違っているんだろうなというふうには考えます。そういう意味では、公立として運営をしていく新たな一体化施設については、運営上は特に変わったものはないというふうには考えています。

それから、結局どちらにメリットがあるというふうに、いまの段階で考えているかという御質問でございました。先ほど申し上げましたように、現在の状況ではですね、やはり90%起債の、後年度に40%の交付税算入があるというほうが、財政事情が非常に厳しいという状況の中ではメリットがあるというふうに考えています。ただですね、いまの段階ではそう思っていますが、まだ

これから先ですね、具体的に、そのいわゆる幼保連携型認定こども園の認定をとったときに、こういった手続きになって、あるいは、その年間にこういった、その、何て言うんですかね、報告なりあるいは検査なりですね、そういったものっていうのは、まだ今後示されてくるという問題もあるかというふうに思いますので、その辺についてはね、十分その、単にお金のことだけで、基本的にはそれでいいと思うんですが、その辺はよく見きわめたい。なぜあえてここまで言うかと申し上げますと、例えば奈良県においてもですね、認定されているこども園は7つというふうに議員自身もおっしゃっていただきましたが、実は認定を受けていないこども園も7つございます。これは、なぜそこは認定を受けなかったのかという問題が、それぞれ別の問題としてあるわけですから、その辺ももう少し研究をしながらですね、財政あるいは子どもの生活上最もよい方法を早急に決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。

新入園児の児童数の推移ということで、いま現在、手元に持ち合わせている数値で報告させていただきますと、3歳児、いわゆる年少の新入園児、平成21年度からいいますと63人、22年の62人、23年度63人、24年度50人、25年度は、いま現在の予定といたしましては33人の方が入園を希望されているような状況でございます。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。国のほうがですね、いまスタート、この8月にこの法律が成立しましたので、大変不確定な中ですのでね。でも、いま、課長が慎重にいろんな、一番いい形で、すみません、理事が、一番いい形で取り組みを考えようとしてくださってるということはよくわかりましたので、しっかりと国の動向を見てですね、平群町にとって一番いい形を選択をしていただきたいと思います。いま幼保連携型の認定こども園を国は拡充をしようとしておりますので、認定を受ける受けないで、あんまり運営上の違いはないとおっしゃっておりますけれども、いままでは幼稚園と保育園で、文科省と厚生労働省と、これが今回の部分では内閣府一本になるという、事務的な作業も大変減るとい

うふうに把握しておりますので、そこは一番本当に子どもの立場に立って、また、町の財政もありますのでね、その点も考慮に入れながらしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、もう一つね、それが大体いつごろですね、中身ですね、いつごろ示されるのか。

いま不確定な動向の中で、確定されてない中で聞くのはあれかもわからないんですけども、現実には、私、いま数値を聞かせていただいたのは、大体新入園児、3歳児ですね、3歳児が、この平成25年度で33人になっているわけですよ、予定ですけどもね。それまでは60、まあ63、62とか。また、去年は50ですけども。なぜかと考えたら、本当によくお聞きするんですけども、どうなるんですかというお声をよくお聞きするんですよ。だから、まだ土地が決まってないからって、こういう説明をさせていただいてますけれども、いまからであれば、25年度からであれば、27年度開園には、2年、いまのところにはいっちゃって、1年は新しい施設に移動されないといけないんですね。そうなったときに、クラス、また友達関係、全部環境が変わるわけなんです。そのことを親御さんは大変不安になられているわけなんです。ですから、この、少子化ですから子どもの数も減ってきておりますが、いまこれ見ましたら、割とがたんとここで落ちていますね。そういうお考えが、別のところにね、行かれたのかなと、それは御自由ですからあれなんです、そういうこともね、やはり、また来年度もそうになりましたら、1年は、いまのところ、また2年後、3年は新しいところって、そういう幼稚園の服から、保育料から、どうなるんやろうというのを、それをものすごく皆さんは、赤ちゃんを抱えていらっしゃる方、また、そういう方々はもう大変不安な思いをされてはるんです。それによって、園を選択を悩まれているわけです。

私は、今回、こども認定か、まあ、そのこども園ですね、幼保一体化の施設が誕生するということは、大変ほかの自治体よりもね、新しい、本当にいい環境で、いい教育と保育ができるようにもっていただきたいと思いますと思うんです。だから、ほかに自治体よりも、平群は本当に新しい施設で、環境もいいけれども、教育も保育も素晴らしい教育をしてるんだということを一つの売り物に、言葉悪いですけども、売り物にしていだけるチャンスじゃないかなと思うんです。そのためにも、いま数を聞かせてもらいました。やはりだなと私は認識したんです。また来年度もわかりません、26年度ですね、26年度もまたがりますのでね。そういうことですね、何ていうんですかね、利用者に正しい情報を丁寧に提供をしていただきたいと思いますと思うんですけども、大体いつごろをね、スケジュールね、建設のスケジュールは立てられておられるんですから、度のような方向で、その点を明確に利用者に示そうとお考えなのか、お尋ねい

たしたいと思います。

○議 長

理事。

○理 事

ただいまの御質問でございます。まあ、方針として、いつ決定するかということにつきましてはね、ちょっといまの段階でいつということは少し言いづらい部分があるんですけども、私もですね、この25年度の幼稚園の入園の申し込みを知ったときに、これはいわゆる単なる少子化ということではないなということはおっしゃっていました。一つは、やはり、いわゆる認定を受けるか受けないかというよりも、まず場所がどこに建つのか決まっていな。どこへ動かなければならないのかははっきりしていない。さらに、その一体施設というのとは一体なんなのかということも、なかなか理解ができるところまで説明されきれてない。そういった御不安がですね、今回若干、若干といいますか、例年に比べて減っている理由であろうというふうに考えています。

そういう意味では、ちょっと幼保、再編のときにも申し上げましたが、この年明けました1月18日と25日に、幼稚園につきましては、本部の役員さんと、さらには会員全員と懇談会をする予定ももう既に入れております。そういったことで、具体的な、本議会で具体的に補正を可決をいただきましたら、そのことも含めて、具体的な場所も申し上げることが出来ますし、また、一定の建築に対する考え方についても御説明もできるのではないかと。

最終的に、幼保連携型の認定こども園として認定を受けるかどうかということについてはね、もう少し先にはなるとおっしゃるんですけども、できるだけ早く、それは決めていかないと、また次の、途中入所というのも当然ありますからね、そのときの基準になっていきますので、私としましても、できるだけ早く、そのことについては、まずはどうするかということについては決めていきたいというふうに考えています。

○議 長

窪君。

○8 番

理事がおっしゃるとおりだと思います。場所も未定、一体施設ってどんなものだろうと、この御不安による一つの結果だと思います。いま、これから決めていきたいということですけど、何か、会議ですね。どのような会議で、どのような場所で、メンバーで決めていかれるんですか。いままでの会議で、引き続きででしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議 長

はい、理事。

○理 事

すみません、言葉足らずでした。御報告をしていますように、幼保の問題につきましても、そのプロジェクトチーム会議というのをつくっております。ここの1月31日に中間報告を町長に対して提出をさせていただきました。それについては、議員の皆さん方にも配付をさせていただいております。この議会が終わりましたら、早速ですね、教育委員会と福祉課でまず打ち合わせをしまして、そのプロジェクトチーム会議、これは教育長が座長でございますが、プロジェクトチーム会議を開いてですね、そこで課題の整理、そして、具体的にその課題をいつまでに、どこで解決をするのか、そういった問題を早急に年明けから始めていきたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

場所が決まらないとという部分もわかるのですが、本来であるならば、並行してやっていただきたかったかなと思いますけれども、面積等々のことでもあるということで理解はしたいと思いますが、本当に、やはりゆっくりしないで、やっぱり利用者の立場に立って、やはり丁寧な提供ですね、情報をしっかりと提供していただきたい。いまはもう御不安しかないのではないかと思いますし、しっかりと丁寧に、途中段階でも結構ですので、議会にも示していただきながら、一遍にきっちり決まるまでというよりも、議会、また利用者の御意見もやっぱり反映して決めていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思いますが、最後にその点だけお尋ねしたいと思います。

○議 長

はい、理事。

○理 事

ただいま述べていただきましたとおりだというふうに考えておりますので、その都度、議会にも報告をし、また、関係者にはできるだけ回数を重ねて、丁寧な説明をさせていただきたいというふうに思っています。

○議 長

窪君。

○8 番

新園の建設と同時進行で、平群町の子育て支援のさらなる充実をするため、子ども3法をしっかりと、財源が確保されますので、この3法をしっかりと活用していただいて、安心して平群町で子どもを生み、育てやすいまちづくりに全

力で取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の項目に移らせていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めの1点目の御質問、避難所となる学校施設の防災機能の整備についての、非構造部材に対する質問についてお答えさせていただきます。教育委員会といたしましては、計画的な学校施設の耐震化工事を行っている中で、照明器具等の設置の際に、耐震性に富んだ部材に入れかえるように対応しているところであります。そのほか、町内の学校教育施設につきましても、毎年、特殊建築物の定期点検、建築設備の検査報告を実施し、施設の現状把握に努めております。現在は、国の学校施設環境改善交付金等を活用しながら、学校体育館の耐震補強工事、大規模改修工事を最優先に実施しているところであり、今後、非構造部材点検実施時期や手法につきましては、財政担当課、学校現場、教育委員会が連携をとり、児童・生徒の安全確保を最優先に考えながら協議をし、国、県の補助金の活用も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、私のほうから御質問の2項目めの2点目、仮称学校施設の防災機能強化3カ年プランの策定について、及び3点目の防災機能強化の財源の確保のため、国や県の補助金等の活用についての御質問についてお答えさせていただきますと思います。基本的には、教育委員会、学校施設のことですので、私のほうからっていうのもどうかなと思うんですけども、町の防災担当という視点でお答えさせていただきたいと思います。

防災機能強化3カ年プランの策定につきましては、現在、教育委員会、総務課と協議を行い、特に学校施設におけます防災設備の現状や弱点部分の確認作業を進めており、太陽光発電、自家発電、プール浄水装置などを中心とした防災機能上必要な設備の整備に向けた、公立学校防災機能年次計画の素案づくりに取り組んでおります。現時点では、財源確保の問題等もあり、公表できるものとしての年次計画とまでは至っておりませんが、引き続き計画づくりの協議を進めたいと考えています。

次に、国・県補助金の活用についての件の御質問ですが、特に東日本大震災

以降、災害に強いまちづくりとして、防災基盤整備のための国の補助メニューが各省庁で予算化されており、今後も新しい補助制度が設立されるなど、この傾向は継続されるものではないかなというふうに思っております。町の財政状況は恒常的に財源不足であり、例え補助事業であっても、補助率によっては相当の一般財源も伴い、慎重に進めていく必要があります。しかし、議員御指摘のとおり、有利な補助メニューが活用できるように、横断的に国及び県に補助要綱も確認しつつ、また民間活力等の補助金も調査しながら、なるべく有利な状況で財源の確保を目指して、計画的に学校施設の防災機能強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。1番目の非構造部材のことですけれども、耐震化を、学校施設の耐震化と、来年、再来年度ですべて100%になる予定だと思えます。大変財源の厳しい中、頑張ってくられたことは評価をしたいと思います。いまの非構造部材ですね、今回、笹子トンネルのように、点検の不備等々から、また老朽化から、ああいう大惨事になりました。いま課長のほうが、国、県の補助金を活用してとありますが、教育委員会にも届いていると思えますが、学校施設環境改善交付金の中には、これですね、非構造部材の耐震化にも補助がきちんと出る項目がありますが、その点は御存じでしょうか。まず、その点をお尋ねしたいと思います。

2点目ですけれども、学校施設の防災機能強化3カ年プランの策定についてということで、いま教育委員会と総務財政課で協議し、確認作業を進めていると、年次計画の素案づくりに取り組んでいると、まあ一步前に進んでいただいたかなと思えますけれども、では、その整備計画ですね、素案をつくられているということで、その整備計画はいつごろを目途に策定をされるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、有利な補助メニューの活用ということで、いま学校、文科省からも、また県からも、もういま大分遅れているみたいですが、県からもいろんな部分で来ますね。それとか、また公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例ということで、たくさんの太陽光パネルの蓄電池初め、たくさんの防災機能強化のために取り組んではって、これ、補助メニューを活用した資料が文科省から出されておりますけれども、大変、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1で、その3分の1も厳しいということな

のでしょうか。再度お尋ねしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。非構造部材に対します補助金メニューを知っているかという御質問でございますけれども、公立学校施設整備交付金、防災機能強化の事業ということで、交付金割合がですね、3分の1ということで、工事対象物として、建築非構造部材に対する補助対象メニューがあるというふうには通知としていただいております。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

計画、いわゆる防災機能年次計画をいつごろまでを目途にということで、具体的な質問なんですけども、ちょっとお答えしづらい部分もありまして、その理由は、やはりその財源の問題で、財政的な問題で、幾らいい年次計画を立てても、絵にかいたもちであってはならないというふうに思っています。実効性のある計画づくりをしなければならないということで、何とか国や県の補助金や、文科省のみならず、国交省の補助金等々についても、いま研究をしているところでありまして、希望的っていうか、目標時期としては、何とか今年度内には何らかの計画を、不十分ではあっても目指してまいりたいなというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。まず、非構造部材、知っているということですけども、入っておりますので、それでですね、まあ要は活用するかのどうかの問題ですが、後の質問にもかかわってきますが、まずこの非構造部材の点検は全部終了されてるのでしょうか。それとも、点検も補助金がないからできていないのか。天井ですね、点検はされているのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

2点目ですけども、いま課長が、この防災機能強化の年次計画、平成24年度内に計画を立てたいと目標を示していただいたことは、前向きな御答弁をいただいたなと喜んでおります。まず、その点ですね。すみません、教育委員会総務課長、お願いいたします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

点検についての御質問でございます。点検につきましてはですね、現在はそういった非構造部材につきましては点検というのを行っておらないということで、先ほども答弁申し上げましたけれども、毎年、特殊建築物の定期点検とか、そういった形では実施しておるんですけれども、非構造部材ということにつきましては点検につきましては、現在、職員の手ではできないということも含めまして、近隣の市町村、例えば市で、近隣市で行われております例でいきますと、非構造部材の対応策といたしましては、特殊建築物の定期点検とか、建築設備の検査報告業務の内容に、非構造部材の点検項目を取り入れて点検を行っているという例も聞いております。ただ、これに対する、点検に対する補助メニューがないと、いま現在、ちょっと承知しておりませんので補助メニューがないということの中では、いま現在は点検等につきましては、実際はでき得ていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

点検を行っていないということで、財源がないからということですが、やはり命は財源よりも大切ですので、優先順位をどこにつけるかということだと思いますけれども、やはり、いまの非構造部材の、すみません、5時になりましたが、もうしばらくお願いいたします。非構造部材のその調査も、財政とのかかわりもあると思いますけれども、その年次計画に入れていただいておりますね、すべて、財源があるなしには、まずそれは置いていただきまして、しっかりと平群町の、その避難所となります学校施設ですね。本来なら、すべての施設と言いたいところなんですけれども、まず避難所となる学校施設、学校は子どもたちが日ごろからそこで学んでいるところです。子どもたちの命を守るという部分と、避難所としての活用をするために、いま、何度も何度もしつこく訴えをさせていただいているわけなんです。

だから、私は、耐震診断と補強を本当に財源の厳しい中、計画を立ててやってくださったようにですね、毎回毎回、財源を悩みながら、確保しながら、御苦労してやってきてくださって、100%に、もう間近になると、それは大変評価をいたしているわけなんです。ですから、財政が厳しい理由で何らも手を打たないというのは、余りにも無責任という言葉は使いたくありませんけれども、そう言われても仕方がないと思います。あの笹子トンネルのように、ああ

いう事故が平群町で起きないかも、起きるかもわからないわけですよ。起きないということが、そういうふうに思われてたら、一番本当に想定外というんですか、それで済ますことにはできませんのでね、いま24年度内にしっかりとすべての調査をというんですかね、厳しいところを洗いざらい出していただいて、それで財政と考えながら、一つ一つ前へ着実に進めていっていただきたい、そのように思うんですけれども、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えいたします。議員もいろいろ御指摘いただいたとおりなんですけども、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる構造体の耐震化を優先するということから、当然、耐震化につきましては、数年先には100%を目指すということから、工事費用の耐震化につきましては、いろいろ年次計画をとってやってまいりました。ただ、非構造部材につきましては、まだまだそこまでは進んでいないのが現状でございます。

先ほどと同じような答弁になりますけども、まずは非構造部材のですね、耐震点検につきまして、国、県の補助メニュー、そういった何かないかということも検討してまいりたいというふうに考えております。ただ、この3カ年計画の中に、いま入れられるかどうかということにつきましては、また財政との協議、あるいは、今年度中にいろいろ点検というふうに言っていたいておるんですけども、点検につきましても、一定の費用がかかると、特に、いま現在、補助メニューというのはちょっと見当たらない状況の中では、現在のところでは、まだ点検に至ると、できるというところまでは、ちょっと答弁できないといいますか、明言できないような状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長

窪君。

○8番

点検までは補助メニューがないからできないということですが、いま、先ほどから、有利な補助メニューの活用と両課長、言っていますが、大変有利な補助メニュー、たくさんあるから、他の自治体では取り組みをされてるわけなんですよ。平群町が、そのあとの何分の1ですか、それも財政が厳しいからということで進めないということであって、補助メニュー、有利な、国からも県からも出てるわけなんですよ。ですから、それをね、いまさら補助メニューを探してというのは、ちょっと私にとりましては、これだけ国と、も

う間近に県から出てくるのにですよ、それを理由にというのは、大変いかななものかなと思います。

もう一度、西本課長にお尋ねしたいんですけども、いまの非構造部材というのは一つのことでありまして、それは太陽光の蓄電池を初め、たくさんの電力、水の確保等々の防災機能の強化の部分につきまして、もうしっかりと、もう最後に、24年度にはしっかりと計画を立てていただけるんですね。それだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほどと同じなんですけども、こういう話については、いたずらに時間がたつていうことはもちろんよくありませんので、一定目標を設定して、時期も設定もして、取り組む必要があるというふうなことで、意気込みとしてですね、今年度中に何とかいろいろ情報収集もしながら、知恵も出して、少しでもその財源の確保、それから、財政の見通しもたったものを目指して、計画づくりをしていきたいというふうに思っています。いまの、先ほど議員は、単に財政が厳しいことを理由にするのはいかがかというふうな話もありましたけども、とはいえ、やはり財政の裏打ちがない以上はできませんので、そういう意味じゃ、十分なものができるかどうかはわからないですけども、実現可能なものを目指して、何とか平群なりに考えていきたいというふうに思ってます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。課長のおっしゃるとおりだと思います。財政の裏づけなしにできないのは私もわかっておりますが、まず計画を立てていただいて、財政と見比べながらですね、一つ一つ、小さなことからでも結構だと思うんです。一つ一つ、できる不備な防災機能を強化するために必要な項目というものもたくさんあると思います。ですから、補助金を活用して、そして、平群町の持ち出しがわずかでもいいものから、少しずつでもいいから、前に一步でも、1センチでも前に進める、進んでいただきたい。それをしっかりと訴えをさせていただき、また3月議会で確認をさせていただきたいと思います。

最後になりますが、住民の命を守り、被災地の、この3.11の教訓を生かすため、避難所となる学校の防災機能の強化を早急に取り組むことを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○議 長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 5時08分)